

宮城県地域防災計画

〔原子力災害対策編〕

〔別冊資料〕

平成 年 月

（平成 2 5 年 1 月 9 日版）

宮城県防災会議

資料1-2-1 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書

宮城県及び女川町・石巻市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（安全性の確保）

第1条 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、関係法令の規定及び法令の規定に基づく保安規定のほか、この協定を厳守して安全性の確保に努めるものとする。

2 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、新技術の開発、安全管理体制の強化、施設の改善等を積極的にを行い、放射線業務従事者の被ばく低減及び放出する放射性廃棄物の低減を図るものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定）

第3条 甲及び乙は、環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画は、次条に規定する女川原子力発電所環境保全監視協議会において測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定による測定のほか甲又は乙が特に必要と認めるときは、環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

（環境保全監視協議会の設置）

第4条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水の状況を常時把握し、生活環境の安全を確保し、その他地域住民の生活について必要な事項を協議するため、「女川原子力発電所環境保全監視協議会」（以下「監視協議会」という。）を設置するものとする。

2 監視協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（環境調査測定技術会の設置）

第5条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水について、甲及び乙が実施するモニタリングを技術的に検討して常時その状況を把握するため、「女川原子力発電所環境調査測定技術会」（以下「技術会」という。）を設置するものとする。

2 技術会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（測定結果の公表）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を技術会が評価し、監視協議会が確認した後に公表するものとする。

2 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を、前項の規定によることができない緊急な事情があると認めるときは、乙と相互に連絡の上、速やかに公表するものとする。

3 甲は、前項の規定により公表したときは、技術会及び監視協議会に報告するものとする。

（通報連絡）

第7条 乙は、甲に対し、発電所及び核燃料の輸送に係る安全確保対策について、次の各号に掲げる区分

に従い、その都度通報連絡するものとする。

- (1) 直ちに連絡する事項
- (2) 随時連絡する事項
- (3) 定期的に連絡する事項

2 前項に定める連絡する事項の内容及び通報の方法等については別に定める。

3 甲は、乙に対し、特に必要と認められた場合は、第1項に定める事項に関し、環境放射能及び温排水の測定結果等必要な資料の提出を求めることができる。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（別定の立会い）

第9条 甲は、必要が生じた場合は、甲の職員又は監視協議会の長がその委員の中から指名した者若しくは技術会の長がその委員の中から指名した者を乙が行う環境放射能及び温排水の測定に立ち会わせることができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し、その旨を通知するものとする。

（立入調査等）

第10条 甲は、発電所の周辺環境の安全を確保するため必要と認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、又は甲の職員に発電所の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により甲の職員が立入調査をするときは、あらかじめ登録された身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、関係法令等に従うものとする。

（適切な措置の要求）

第11条 甲は、立入調査の結果、地域住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認められた場合は、国を通じて若しくは直接乙に対し、発電の制限等適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

（計画等に対する事前了解）

第12条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（違背時の措置）

第13条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違背した場合には、必要な措置をとるものとし、乙はこれに従うものとする。

（損害の賠償）

第14条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して地域住民に損害を与えたときは、監視協議会に諮り過失の有無にかかわらず、誠意をもって賠償するものとする。

（請負企業等の指導）

第15条 乙は、請負企業等に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに指導監視を十分に行い、これらの企業の事業活動に起因して安全が損なわれることのないよう措置するものとする。

（諸調査の協力）

第16条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第17条 乙は、乙の防災体制の充実強化を図るとともに、甲の防災対策に対して積極的に協力するものとする。

(広報)

第18条 乙は、発電所に関し、公衆に特別の広報を行う場合、又は報道機関に発表する場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(農林水産物等の価格低下に係る措置)

第19条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して、風評等によって農林水産物等の価格が低下し、生産者に損失が発生した場合は、その損失に対し、誠意をもって最善の措置をするものとする。

2 乙は、前項の措置の内容について監視協議会に諮り、その決定に基づき実施するものとする。

(協定の改訂)

第20条 この協定に定める各事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改訂を申し出ることができるものとする。

この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(運用要綱)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲乙協議の上、別に運用要綱で定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和53年10月18日 (女川町)

昭和54年3月17日 (杜鹿町)

昭和57年2月26日 一部改定

平成3年10月18日 改定

平成14年12月27日 一部改定

平成17年4月1日 一部改定 (石巻市)

甲 宮城県知事

甲 女川町長

甲 石巻市長

乙 東北電力株式会社取締役社長

資料1-2-2 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画(以下「この計画」という。)は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、女川原子力発電所(以下「発電所」という。)における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害
原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生じる被害をいう。
2. 原子力緊急事態
原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所の敷地外(ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあっては当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。
3. 原子力災害予防対策
原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策(原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。)をいう。
4. 緊急事態応急対策
原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生じる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
5. 原子力災害事後対策
原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害(原子力災害が生じる蓋然性を含む。)の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。
6. 原子力事業者
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのものを除く。)を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。
7. 原子力事業所
原子炉の運転等を行う工場または事業所をいう。
8. 指定行政機関
災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第3号に規定する機関をいう。

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、現在修正が行われており、修正が完了次第、修正版を掲載することとする。

9. 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

10. 核燃料物質等

核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

11. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転および核燃料物質の使用ならびにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬または貯蔵をいう。

12. 原子力災害対策活動

緊急体制発令時に原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

13. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

14. 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

15. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。

16. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。

17. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

18. 緊急時対策要員

原子力防災組織に置かれ、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員および原子力防災要員の補佐・交替を行う要員をいう。

19. 本店緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

20. 特定事象

別表2-1に示す原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に定められる事象をいう。

21. 連絡責任者

副原子力防災管理者または原子力防災要員の中であらかじめ定めるものをいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等に基づき、その設計、建設および運転の各段階ならびに事業所外運搬において多重防護の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これら

については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者ならびに発電所および本店の緊急時対策要員は、平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、宮城県知事、女川町長および石巻市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. この計画を修正しようとするときは、宮城県地域防災計画、女川町地域防災計画および石巻市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ宮城県知事、女川町長および石巻市長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに宮城県知事、女川町長および石巻市長にこの計画の修正の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

3. この計画を修正した場合、速やかに様式1に定める届出書により、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、この計画の作成または修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。

表 緊急体制の区分

原子力災害の情勢	緊急体制の区分
別表2-1の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制
別表2-2の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制

なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出された場合、中性子線の測定を行う。

2. 原子力防災組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- a. 原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に緊急時対策要員（原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-3に定める業務を行える原子力防災要員を含む。）を置く。
- c. 社長は、原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策等への協力
 - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交番要員を置く。

(2) 本店

- a. 本店原子力防災組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- b. 社長は、本店原子力防災組織に本店緊急時対策要員を置く。
- c. 社長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令した場合、宮城県原子力防災対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）等の関係機関と連携し、全社大で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-3に示す箇所へ通報する。
- b. 緊急体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。
- f. 旅行または疾病、その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である所長代理、部長、部部長、調査役および課長の中から、あらかじめ定める順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任

社長は、原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制および情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-3に定める通報体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡体制

a. 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図2-4に定める連絡体制を整備しておくものとする。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は別図2-5に定めるとおりとする。

2. 緊急体制の発令および解除

発電所および本店における緊急体制の発令および解除等は以下のとおりとする。

なお、関係店所にあつては、本店に準じて行うものとする。

(1) 緊急体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-6に定める連絡経路により緊急体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

b. 本店

本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-7に定める連絡経路により、社長に報告する。

社長は、本店における緊急体制を発令し、この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用することとする。

(2) 緊急時対策要員の非常召集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急体制発令時(緊急体制発令が予想される場合を含む。)に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-6に定める連絡経路により、緊急時対策要員を発電所の緊急対策室に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

b. 本店

本店原子力部長は、本店の緊急体制発令を本店総務部長に伝達する。本店総務部長は、本店における緊急体制発令時(緊急体制発令が予想される場合を含む。)に、通常勤務日の勤務時間帯においては社内放送を用い、それ以外の場合には別図2-7に定める連絡経路により、本店の緊急時対策要員を緊急時対策本部室(以下「本店対策本部室」という。)に非常召集する。なお、本店総務部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

(3) 緊急時対策本部の設置

a. 発電所

(a)原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに発電所の緊急対策室に緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設置する。

(b)発電所対策本部は、別図2-1に示す原子力防災組織で構成する。

(c)発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

(a)社長は、本店に緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。

(b)本店対策本部は別図2-2に示す本店原子力防災組織で構成する。

(c)本店対策本部長は、社長とする。

(4) 緊急体制の区分の変更

a. 発電所

発電所対策本部長は、緊急体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

(5) 緊急体制の解除

a. 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急体制を解除する。

(a)原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、原子力災害事後対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。

(b)原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。

発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急体制が解除された場合、本店における緊急体制を解除する。

ただし、本店対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急体制を解除したときは、緊急時対策本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

3. 権限の行使

(1) 緊急体制が発令された場合、発電所および本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を、別図2-8に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置、その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生じるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストの監視強化等の手段を講じる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
①名称および住所ならびに代表者の氏名
②放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地
③検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要
- (6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を公衆が閲覧できる方法で公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長からモニタリングポストの状況、もしくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録または公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

- (1) 必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料をオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したときまたは変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

2. 発電所および本店に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-4に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

原子力防災管理者は、本店原子力部長に別表2-4に定める資料を送付し、本店原子力部長は、本店に備え付ける。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検

1. 緊急対策室および本店対策本部室

(1) 発電所

原子力防災管理者は、緊急対策室を常に使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。

(2) 本店

本店総務部長は、本店対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 集合場所および避難場所

原子力防災管理者は、別図2-9に定める集合場所および避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所もしくは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所もしくは避難場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

3. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急時安全パラメータ表示システム

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時安全パラメータ表示システム(以下「SPDS」という。)を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、発電所のSPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。

(2) 本店

本店原子力部長は、本店におけるSPDSを常に使用可能な状態に整備する。また、本店原子力部長は、本店のSPDSに不具合が認められた場合、速やかに修理する。

6. 放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置等を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置等に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者および本店原子力部長は、緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

- ①原子力防災組織および活動に関する知識
- ②発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
- ③放射線防護に関する知識
- ④放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

原子力防災管理者および本店原子力部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。

- ①緊急時演習(総合訓練)
- ②通報訓練
- ③緊急被ばく医療訓練
- ④モニタリング訓練
- ⑤避難誘導訓練

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者および本店原子力部長は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模範して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者または本店原子力部長は、関係機関と連携を取りながら、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関(原子力規制委員会、その他関係省庁)とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正、原子力防災組織の設置、その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。
また、原子力防災管理者は原子力防災専門官と協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 宮城県、女川町および石巻市とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 宮城県知事、女川町長または石巻市長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (4) 宮城県知事、女川町長または石巻市長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、宮城海上保安部、その他関係機関とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協議して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- ①放射性物質および放射線の特性
- ②原子力事業所の概要
- ③原子力災害とその特殊性
- ④原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報および連絡

1. 通報・連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出された場合、様式6に定める連絡様式に必要事項を記入し、直ちに原子力規制委員会、宮城県、女川町、石巻市、その他関係機関（宮城県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等）にファクシミリ装置を用いて連絡する。

(2) 原子力防災管理者は、別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式6に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-3に定める通報先（内閣官房、内閣府、宮城県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等）にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に対してはその着信を確認する。

なお、原子力防災管理者は、別表2-1に定める事象のうち、事業所外運搬（以下、第3章および第4章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）の場合にあつては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式6に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-3に定める通報先（文部科学省、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察署、消防署、海上保安部等）にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認する。

(3) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 緊急体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基づき、直ちに第1あるいは第2緊急体制を発令する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

また、発電所内の事象である場合には、本店原子力部長は、SPDSデータが国に伝送されていることを確認する。

(3) 社長は、本店原子力部長から発電所緊急体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急体制を発令する。

(4) 原子力防災管理者および本店総務部長は、緊急体制発令後、緊急時対策要員および本店緊急時対策要員を非常召集する。

(5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

(1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

- ①事故の発生時刻および場所
- ②事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- ③被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況
- ④発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
- ⑤放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- ⑥気象状況
- ⑦収束の見通し
- ⑧その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式7または様式8に記載し、別図2-4に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、別図2-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限、その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備および避難誘導

(1) 避難場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行うために、要員（避難誘導員）の配置を指定する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ページング等により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部情報班長は、その

旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図 2-4 に定める連絡先（内閣官房、内閣府、宮城県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等）に連絡する。なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用禁止を関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急被災く医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して別図 2-10 に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を行う時ならびに救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

なお、負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

(4) 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、防災業務を円滑に行うために、できる限り早期に、活動期間および交替時期を明確にする。

また、発電所対策本部総務班長は、緊急時対策要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

発電所対策本部保修班長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送、ページング等により発電所構内にいる者に周知する。

また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 防護措置および線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め指示するとともに発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表 3-1 に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

(1) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所または本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。

- a. ただし、オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合、プレス発表はオフサイトセンターのプレスルームで行う。
- b. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。

(2) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図 3-1 に示す伝達経路により関係箇所と連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の整備ならびに点検

発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部保修班長は応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射

性物質の予測を行う。

- (4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部班長は、その他のユニットについては、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部および本店対策本部班長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染および漏えいの拡大の防止および汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12. 応急措置の実施報告

発電所対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式7に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-4に定める連絡先（内閣官房、内閣府、宮城県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等）に報告する。

ただし、発電所対策本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、応急措置を実施した場合、様式8に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-4に定める連絡先（内閣官房、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察署、消防署、海上保安部等）に報告する。

13. 原子力防災要員の派遣等

発電所対策本部班長は、原子力防災専門官、その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合および宮城県知事から連絡員、緊急モニタリング要員の派遣を要請された場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに宮城県知事、女川町長、石巻市

長、その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-2に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講じる。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設置準備助勢
- ② 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応
- ⑤ 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整
- ⑥ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ⑤ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応

派遣された原子力防災要員等は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、本店対策本部班長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力および調整を円滑に進めるために、本店対策本部副部長をオフサイトセンターに派遣する。

なお、発電所対策本部班長は、他の原子力事業者の応援を必要とするときは、本店対策本部班長に要請する。これを受けて、本店対策本部班長は他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2緊急体制の発令

- (1) 発電所対策本部班長は、別表2-2に定める状態に至った場合、発電所対策本部情報班長を経由して、様式9に所定の事項を記入して、直ちに別図2-4に示す箇所に連絡するものとする。
- (2) 発電所対策本部班長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2緊急体制を発令する。
- (3) 発電所対策本部班長は、別図2-4および別図2-5に定める連絡経路に基づき、本店対策本部班長、その他必要な箇所に第2緊急体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部班長は、発電所対策本部班長より第2緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2緊急体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部班長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密にとる。発電所対策本部班長は、原子力災

害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。

(2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 他の原子力事業者への応援要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者の応援を本店対策本部長に要請する。これを受けて、本店対策本部長は「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、他の原子力事業者に協力を要請する。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- ①原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
- ②原子炉施設の除染の実施
- ③原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
- ④放射性物質の追加放出の防止等

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長または石巻市長から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

発電所対策本部長および本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時対策要員の健康管理

発電所対策本部総務班長は、この計画第3章第2節3.「緊急被ばく医療」に示す緊急時対策要員の健康診断および健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急体制の解除

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、その旨を別図2-4に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- ①発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- ②報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- ①環境放射線モニタリング
- ②身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ⑤他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員への対応

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

第3節 事業所外運搬事故後における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、原子力施設における原子力災害事後対策に準じた対策を主体的に講じる。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、本店原子力部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表5-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な協力をを行う。

- ①環境放射線モニタリング
- ②身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④放射性物質による汚染が確認されたものの除染

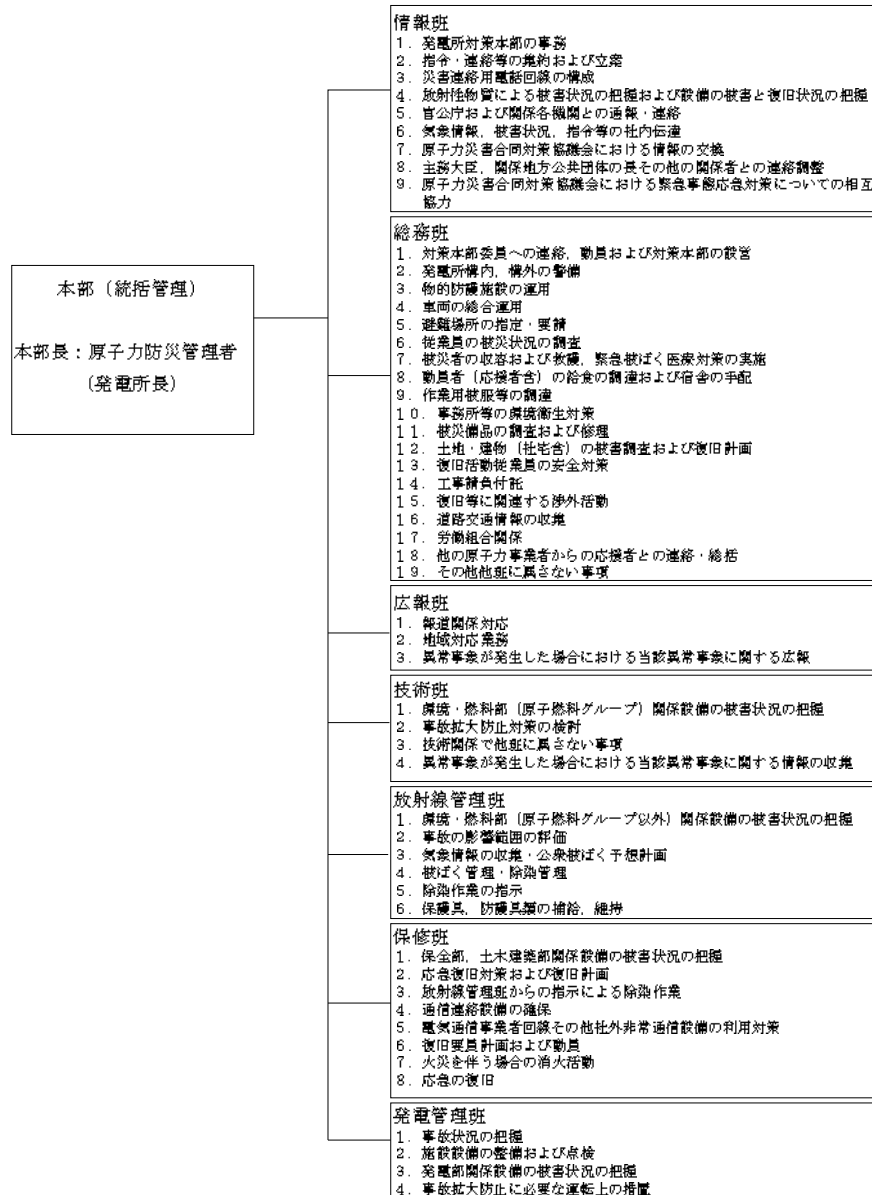
ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が輸送物の責任を有する事業所外運搬」と読み替えて準用する。

また、社長は、国内の原子力事業所および事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

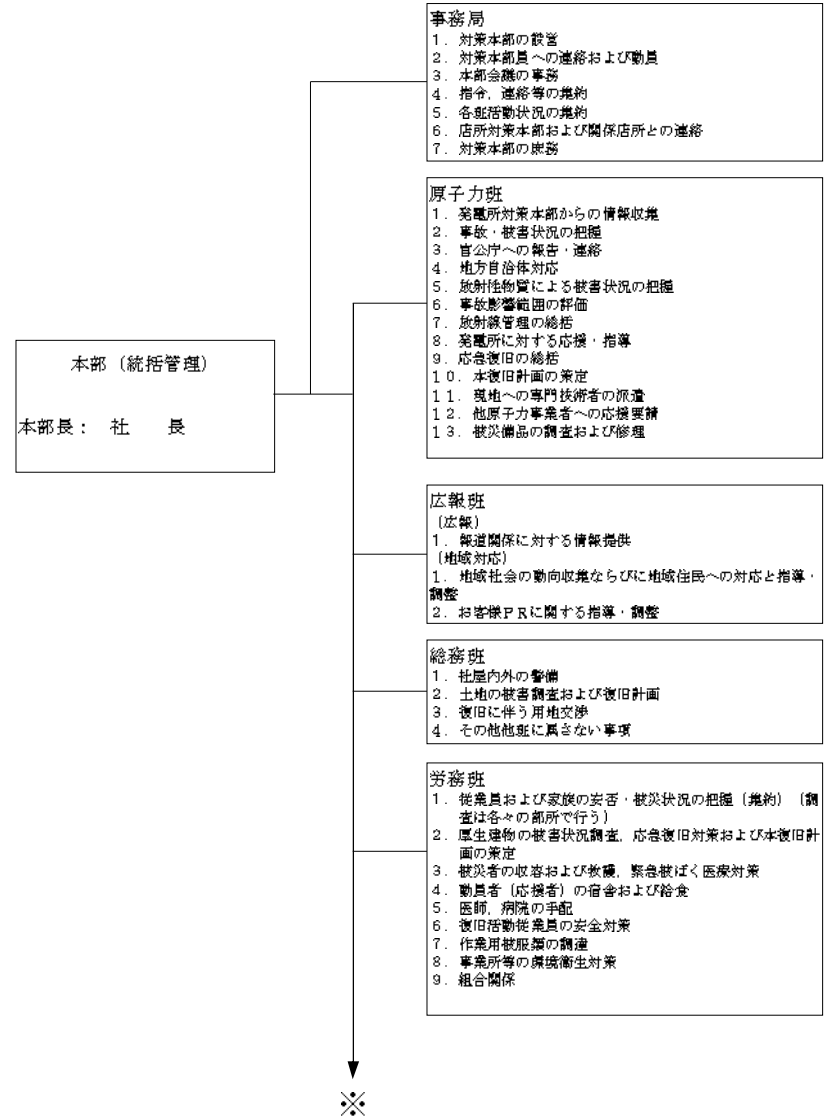
図 表 集

- | | |
|--------|--|
| 別図2-1 | 原子力防災組織の業務分掌 |
| 別図2-2 | 本店原子力防災組織の業務分掌 |
| 別図2-3 | 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 |
| 別図2-4 | 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 |
| 別図2-5 | 緊急体制発令後の社内の伝達経路 |
| 別図2-6 | 発電所の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路 |
| 別図2-7 | 本店の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路 |
| 別図2-8 | 発電所敷地周辺の放射線測定設備 |
| 別図2-9 | 発電所敷地内の集合場所と避難場所 |
| 別図2-10 | 発電所内の応急処置施設 |
| 別図3-1 | 公表内容の伝達経路 |
| 別表2-1 | 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 |
| 別表2-2 | 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 |
| 別表2-3 | 原子力防災要員の職務と配置 |
| 別表2-4 | 原子力災害対策活動で使用する資料 |
| 別表3-1 | 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準 |
| 別表3-2 | 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与 |
| 別表4-1 | 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与 |
| 別表5-1 | 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与 |

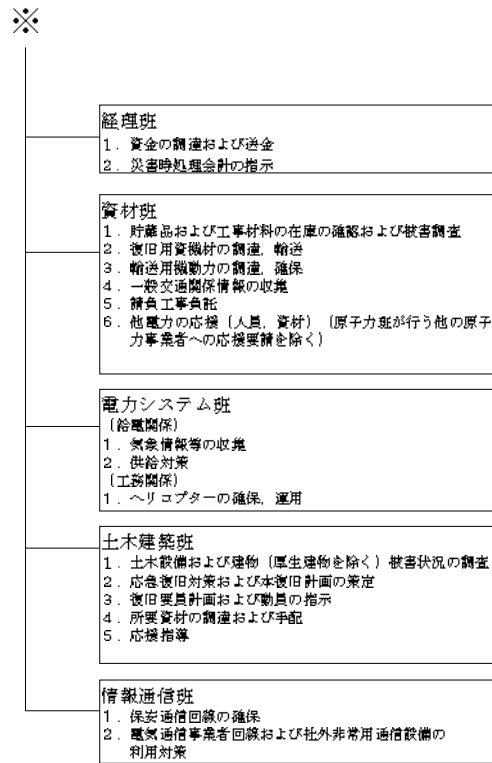
別図2-1 原子力防災組織の業務分掌



別図2-2 本店原子力防災組織の業務分掌（1/2）

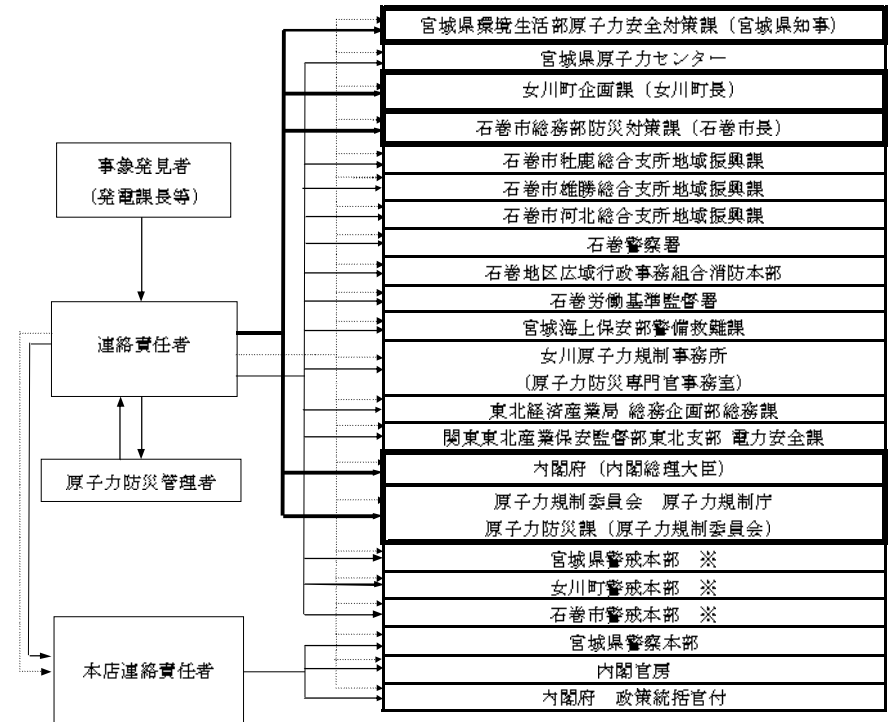


別図 2-2 本店原子力防災組織の業務分掌 (2/2)



別図 2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

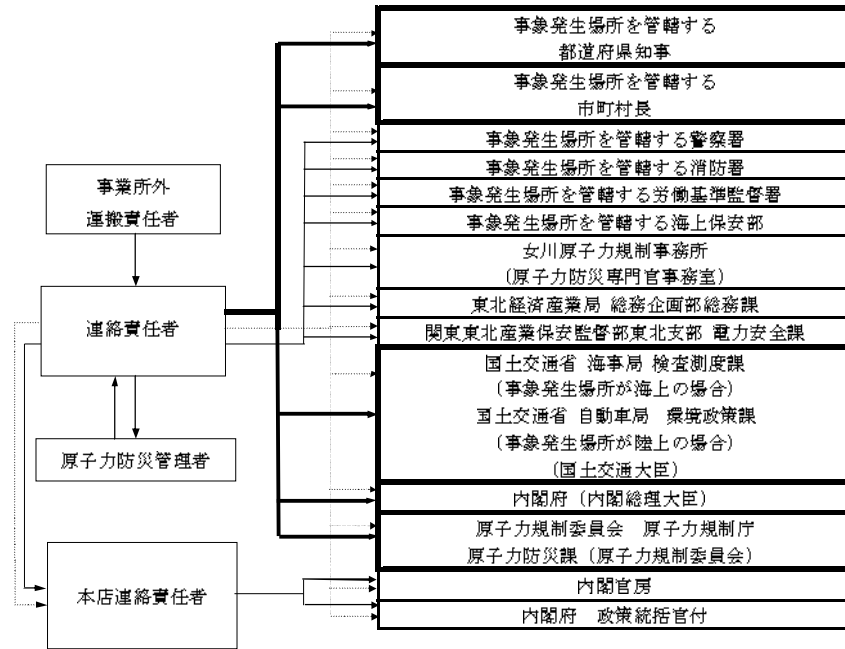
(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話等によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡
- ※ : 警戒本部が設置されている場合に限る。

別図 2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)

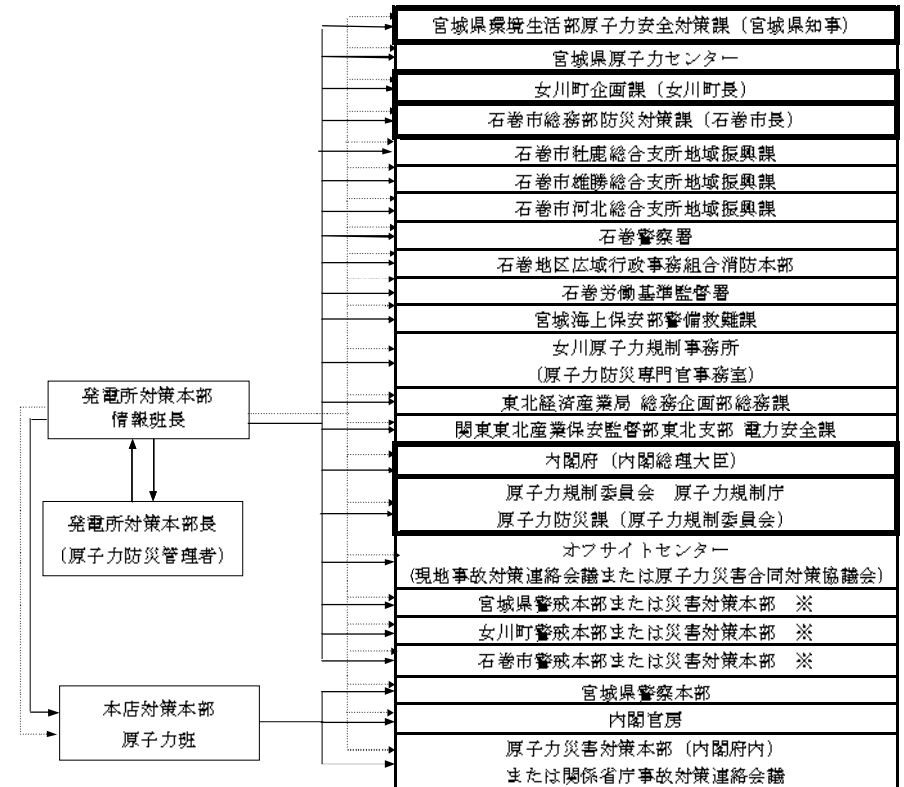
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話等によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)

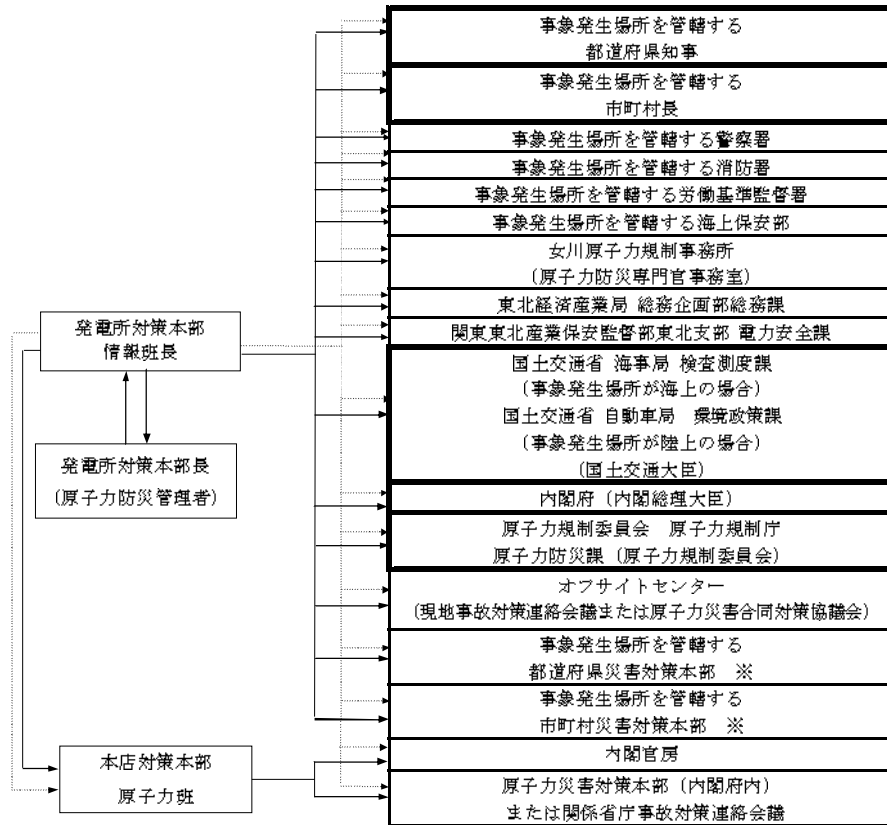
(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



- : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡
- ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

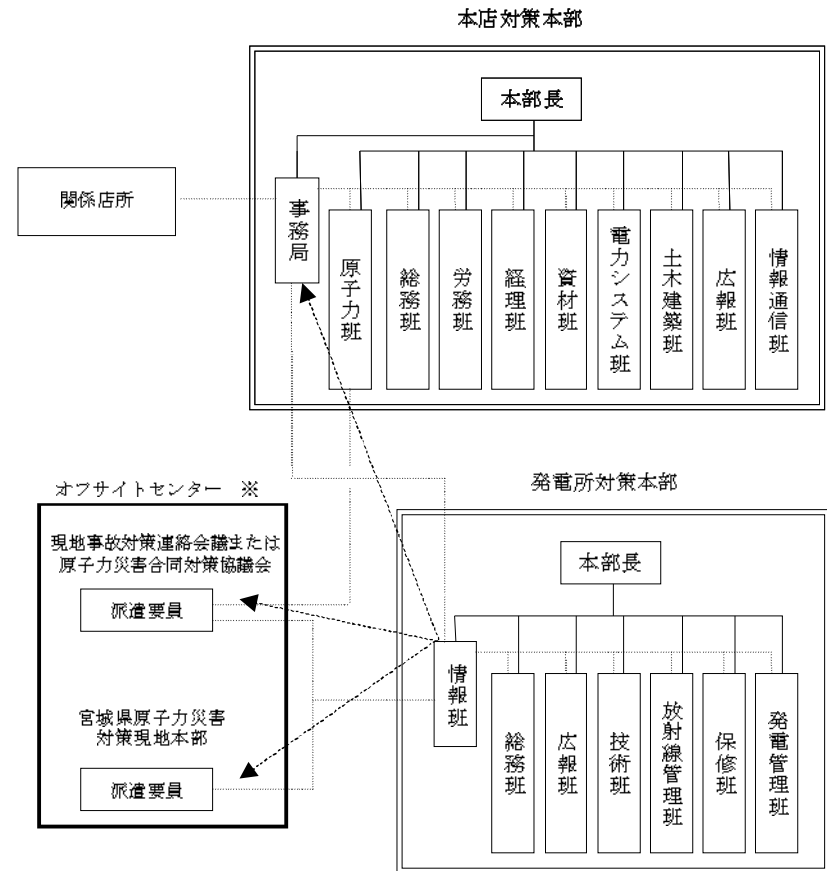
別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



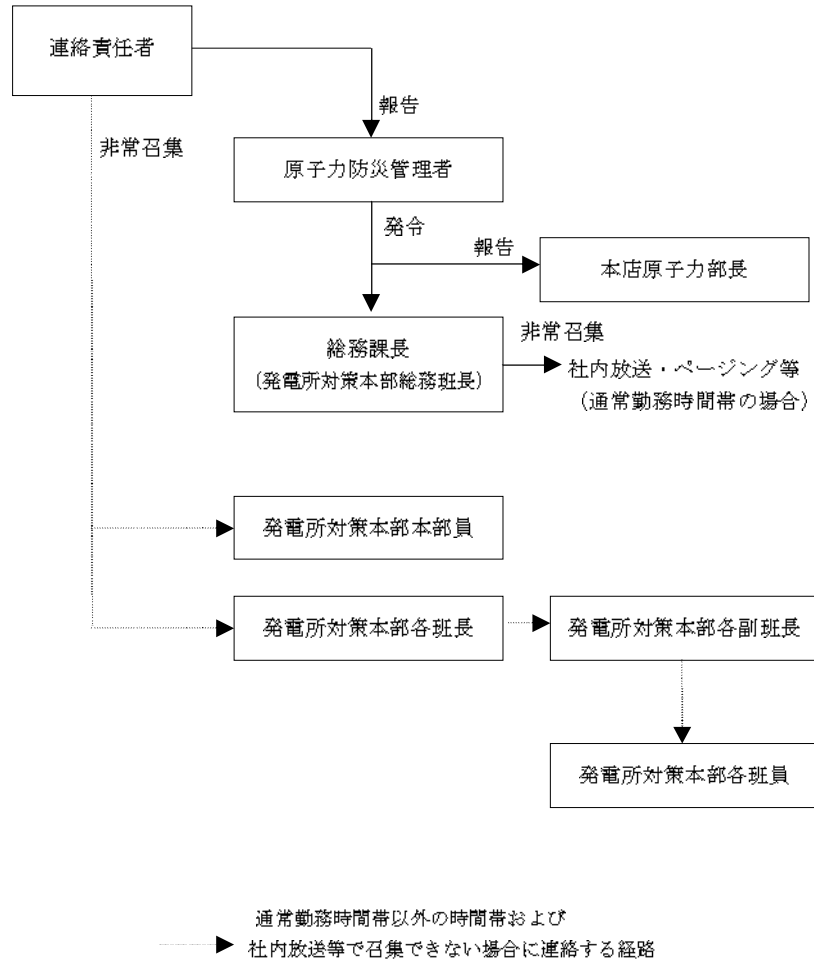
: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 : ファクシミリによる送信
 ——— : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図2-5 緊急体制発令後の社内の伝達経路

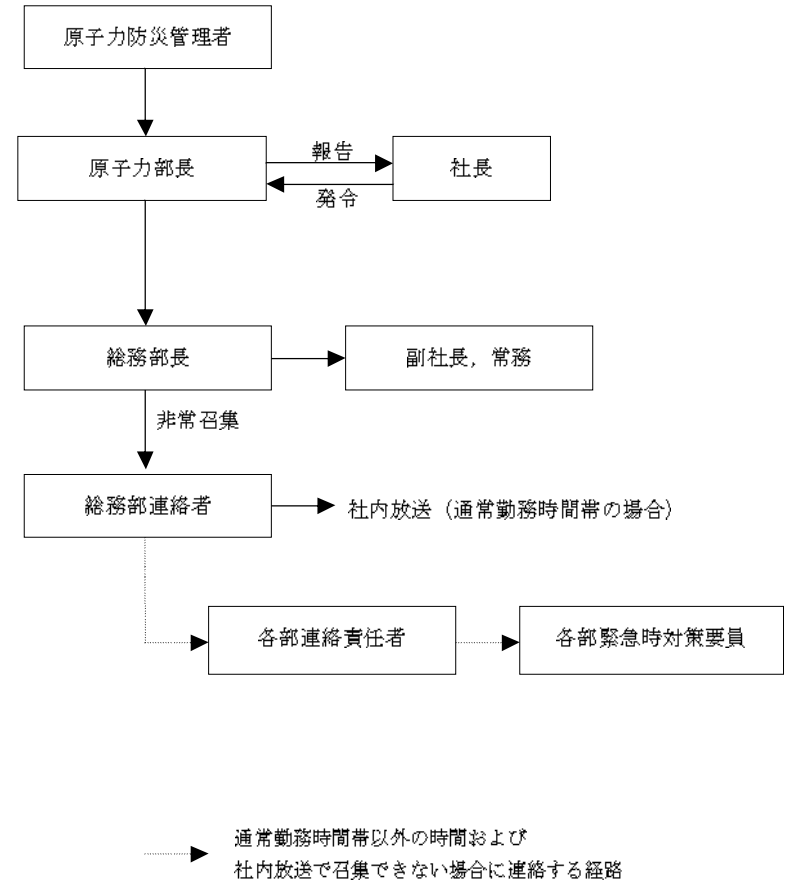


——— 対策本部内の情報連絡・指示
 情報連絡経路
▶ ファクシミリによる通報と報告
 ※ 災害対策本部等が設置されている場合 (設置準備含む)

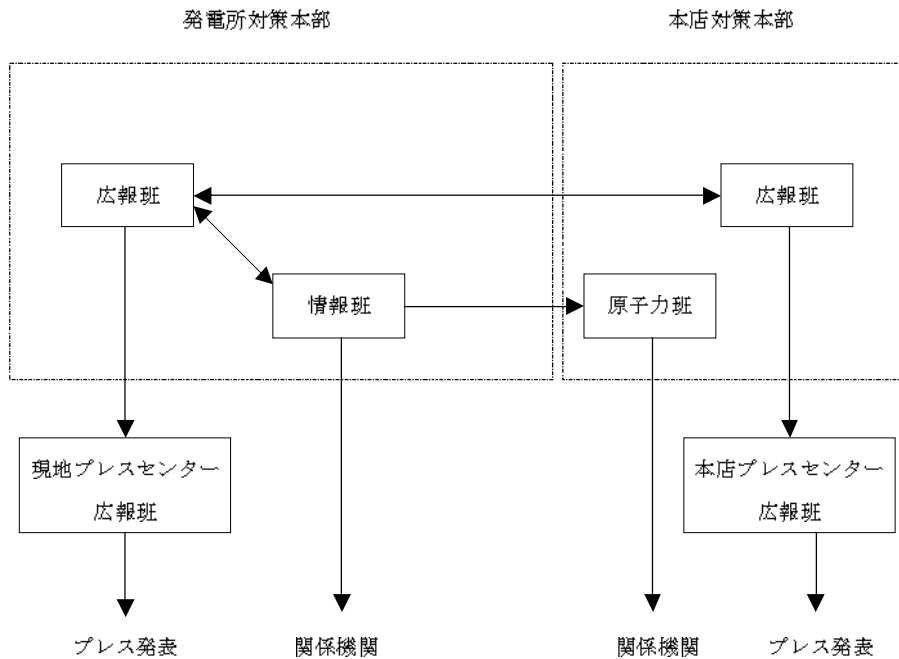
別図2-6 発電所の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図2-7 本店の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図3-1 公表内容の伝達経路



別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (1/7)

略称	法令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項 (第1項に規定する基準) 法第10条第1項の政令で定める基準は、$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項 (第2項の定めによるところ) 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の二又は二以上について、それぞれ単位時間 (2分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合 (検出された時間が10分間未満であるときに限る。) 二 当該数値が落着きの時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項 (第3項の定めによるところ) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の二又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第4条 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

別表 2-1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/7)

略称	法令						
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第 4 条第 4 項第 2 号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第 1 項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第 1 項に規定する放射線量：5 μSv/h (1) 参照 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条添付参照</p>						
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第 4 条第 4 項第 3 号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 1 項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(抜粋)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 規制法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略) 規定する管理区域 </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所 (2) 参照</p>	(抜粋)		原子炉設置者			規制法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略) 規定する管理区域
(抜粋)							
原子炉設置者							
	規制法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略) 規定する管理区域						

別表 2-1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3/7)

略称	法令
	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 3 項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 4 条第 4 項第 3 号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 4 項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況にかんがみ、前項の検出により令第 4 条第 4 項第 3 号イの放射線量の水準又は第 2 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 6 条第 6 条第 2 項（原子力規制委員会規則省令で定める基準） 令第 4 条第 4 項第 3 号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値</p>

(4) 事業所外運搬 放射線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
-------------------------	---

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4/7）

略称	法令
(5) スクラム失敗	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材 喪失	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（2） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発生すること。
(7) 原子炉給水喪失	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（3） 原子炉（略）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機能喪失	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（5） 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪失	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（6） 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(10) 直流電源喪失	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（7） 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。

(11) 停止時原子炉 水位異常低下	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（8） 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（略）まで低下すること。
(12) 燃料プール水 位異常低下	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（10） 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(13) 中央制御室使 用不能	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（11） 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外臨界	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (5/7)

略称	法令
(15) 事業所外運搬 放射性物質漏 えい	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(16) 原子力緊急事 態宣言に関す る事象	政令第4条第4項第6号 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号または第4号に掲げる事象。 別表2-2参照。

別表2-1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (6/7)

添付 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準 (1/2)

場合	基準	検出
一 検出され た放射性物質 の種類が明ら かで、かつ、 1種類の放射 性物質である 場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た数	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出され た放射性物質 の種類が明ら かで、かつ、 2種類以上の 放射性物質が ある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

特性に係る別表に基づく係数：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条の別表に基づく係数

別表 2-1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (7/7)

添付 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準 (2/2)

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

特性に係る別表に基づく係数：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条の別表に基づく係数

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/4)

略称	法令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会を受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第 6 条第 1 項（政令で定める放射線測定設備） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第 6 条第 2 項（政令で定める測定方法） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間（10 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落着きの時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第 6 条第 3 項（政令で定める基準） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量（法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が 5 μ Sv/h 以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第 4 条第 3 項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500 μ Sv/h 二 （以下、略）</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 12 条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会が定めるところ） 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に 100 を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(2/4)

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が5000μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>
(6) 原子炉停止機能喪失	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。</p>
(7) ECCS作動失敗	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ロ 原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合(略)において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと</p>

別表2-2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(3/4)

略称	法令
(8) 格納容器圧力上昇	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。</p>
(9) 圧力抑制機能喪失	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ニ 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p>
(10) 原子炉冷却機能喪失	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ホ 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能(略)が喪失すること。</p>
(11) 直流電源喪失	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>
(12) 炉心溶融	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p>
(13) 停止時原子炉水位異常低下	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p>
(14) 中央制御室等使用不能	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第14条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4/4)

略称	法令
(15) 事業所外運搬放射性物質漏えい	令第 6 条第 4 項第 4 号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 3 条第 2 項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第 80 条第 2 項及び航空法施行規則第 194 条第 2 項第 2 号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表 2-3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬にかかる特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部付 情報班
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班
	オフサイトセンター	副本部長 本部付
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班
	オフサイトセンター	本部付 広報班
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	放射線管理班 保修班
	オフサイトセンター	本部付
(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班
(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班 保修班
	オフサイトセンター	本部付
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部付 総務班
(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部付 総務班 保修班
(10) 原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部付 総務班

別表2-4 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 発電所周辺地図
① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)
② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ
① 統計処理データ
② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ
① 空間線量モニタリング配置図
② 環境試料サンプリング位置図
③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ
① 方位別人口分布図
② 集落の人口分布図
③ 市町村人口表
④ 市町村市街図
6. 発電所主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図およびプラント配置図
① 系統図
② プラント配置図 ※
9. プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類
① 原子炉施設保安規定 ※
② 原子力事業者防災業務計画 ※
13. 事故時操作手順書類

※：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤 予防服用に 関する防護対策 指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予想される恐れがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者 ・ 低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ ジューリング発疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表5-1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与

原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与	備考
廃放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	放射線管理班	シンチレーションサーベイメータ	2台
		電離箱サーベイメータ	4台
		中性子用サーベイメータ	1台
		汚染密度測定用サーベイメータ	2台
		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	1台
		TLD蒸子	100個
		個人警報線量計	30個
		ダストサンプラ	*1. 2台
		移動式観測車	1台

※1：ようちんプログラムと共用

様式集

- 様式1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式2 原子力防災要員現況届出書
- 様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式4 放射線測定設備現況届出書
- 様式5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式6（1）1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量検出の連絡（原子炉施設）
- 様式6（2）特定事象発生通報（原子炉施設）
- 様式6（3）特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 様式7 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）
- 様式8 異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）
- 様式9（1）原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）
- 様式9（2）原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）

様式1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日										
内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿										
届出者 住所 氏名 印 <small>（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）</small> <small>（担当者 所属 電話）</small>										
別添のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所		当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法	
原子力事業所の名称及び場所										
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日									
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日									
協議した都道府県知事及び市町村長										
予定される要旨の公表の方法										

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2

原子力防災要員現況届出書

年 月 日																																				
原子力規制委員会，都道府県知事，市町村長 殿																																				
届出者 住所 氏名 印 <small>（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）</small> <small>（担当者 所属 電話）</small>																																				
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">業 務 の 種 別</td> <td style="padding: 2px;">防災要員の職制</td> <td style="padding: 2px;">その他の防災要員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">情報の整理，関係者との連絡調整</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広 報</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設設備の整備・点検，応急の復旧</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">医 療 に 関 する 措 置</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等</td> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">名</td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所			業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員	情報の整理，関係者との連絡調整		名	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名	広 報		名	放射線量の測定その他の状況の把握		名	原子力災害の発生又は拡大の防止		名	施設設備の整備・点検，応急の復旧		名	放射性物質による汚染の除去		名	医 療 に 関 する 措 置		名	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名	原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名
原子力事業所の名称及び場所																																				
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員																																		
情報の整理，関係者との連絡調整		名																																		
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名																																		
広 報		名																																		
放射線量の測定その他の状況の把握		名																																		
原子力災害の発生又は拡大の防止		名																																		
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名																																		
放射性物質による汚染の除去		名																																		
医 療 に 関 する 措 置		名																																		
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名																																		
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名																																		

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

様式3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

様式 4

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会，都道府県知事，市町村長 殿

届出者
住所
氏名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
	区 分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，都道府県知事，市町村長 殿

届出者
住所
氏名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(担当者 所属 電話)

放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	-----
	検出される数値の把握方法	
	設置者	
	設置場所	-----
	検出される数値の把握方法	

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

- 備考1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，第11条第1項ただし書き規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，都道府県知事，市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>																									
原子力事業所の名称及び場所																									
放射線障害防護用器具	<table border="1"> <tr> <td>汚染防護服</td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付き防護マスク</td> <td>個</td> </tr> </table>	汚染防護服	組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	フィルター付き防護マスク	個																		
汚染防護服	組																								
呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個																								
フィルター付き防護マスク	個																								
非常用通信機器	<table border="1"> <tr> <td>緊急時電話回線</td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td>台</td> </tr> </table>	緊急時電話回線	回線	ファクシミリ	台	携帯電話等	台																		
緊急時電話回線	回線																								
ファクシミリ	台																								
携帯電話等	台																								
計測機等	<table border="1"> <tr> <td>固定式測定器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダスト測定関連機器</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>台</td> </tr> </table>	固定式測定器	台	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	中性子線測定用サーベイメータ	台	空間放射線積算線量計	個	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	可搬式ダスト測定関連機器	<table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table>	サンブラ	台	測定器	式	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	<table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table>	サンブラ	台	測定器	式	個人用外部被ばく線量測定器	台
固定式測定器	台																								
ガンマ線測定用サーベイメータ	台																								
中性子線測定用サーベイメータ	台																								
空間放射線積算線量計	個																								
表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																								
可搬式ダスト測定関連機器	<table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table>	サンブラ	台	測定器	式																				
サンブラ	台																								
測定器	式																								
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	<table border="1"> <tr> <td>サンブラ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>式</td> </tr> </table>	サンブラ	台	測定器	式																				
サンブラ	台																								
測定器	式																								
個人用外部被ばく線量測定器	台																								
その他資機材	<table border="1"> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染器具</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その他 モニタリングカー</td> <td>台</td> </tr> </table>	ヨウ素剤	錠	担架	台	除染器具	式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	その他 モニタリングカー	台												
ヨウ素剤	錠																								
担架	台																								
除染器具	式																								
被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																								
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																								
その他 モニタリングカー	台																								

備考1 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

1 マイクロシーベルト毎時以上の放射線量検出の連絡 (原子炉施設)

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">(原子力防災管理者) 通報者名 連絡先 TEL ()</p> <p>モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたので連絡します。</p>							
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所						
事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機						
事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)						
発生した事象の概要	<table border="1"> <tr> <td>事象の種類</td> <td>モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量の検出</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他 ()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後 (状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系 作動無し，作動有り (自動，手動)，作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し，変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.) その他 (当面とった措置等) </td> </tr> </table>	事象の種類	モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量の検出	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他 ()	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後 (状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系 作動無し，作動有り (自動，手動)，作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し，変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.) その他 (当面とった措置等)
	事象の種類	モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量の検出					
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他 ()					
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中，起動操作中，停止操作中，停止中) 発生後 (状態継続，停止操作中，停止，停止失敗) ECCS系 作動無し，作動有り (自動，手動)，作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し，変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No.) その他 (当面とった措置等)						
その他事象の把握に参考となる情報	気象状況 (確認時刻 時 分) : 天候 () 風向 ()，風速 () m/s，大気安定度 ()						

特定事象発生通報(原子炉施設)

平成 年 月 日		
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長 殿 (原子力防災管理者)		
第10条 通報	通報者名 連絡先 TEL ()	
特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所	
特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・ 原子炉冷却材喪失・原子炉給水喪失・原子炉除熱機能喪失・ 全交流電源喪失・直流電源喪失・ 停止時原子炉水位異常低下・燃料プール水位異常低下・ 中央制御室使用不能・原子炉外磁界
	想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ()
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後(状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗) ECCS系 作動無し, 作動有り(自動, 手動), 作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し, 変化有り (cps → cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値 nGy/h → nGy/h, No) その他
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報(事業所外運搬)

平成 年 月 日		
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣 都道府県知事, 市町村長 殿 (原子力防災管理者)		
第10条 通報	通報者名 連絡先 TEL ()	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所	
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	事業所外運搬放射線量異常, 事業所外運搬放射性物質漏えい
	想定される原因	火災, 爆発, 沈没, 衝突, 交通事故, 調査中 その他 ()
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

異常事態連絡様式 (第2報以降) (原子炉施設)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成 年 月 日 (第 報) 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長 殿 (原子力防災管理者) 通報者名 ○ 連絡先 TEL () ○ 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称および場所	名称: 東北電力(株)女川原子力発電所(事業区分: 電気事業) 場所: 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地
特定事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 (□する, □しない)
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況および汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有:
	気象情報 (確認時刻 時 分) m/s ・ 天候 : ・ 風向 : 方位 ・ 風速 : ・ 大気安定度 :
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有:
	応急措置

【別紙1: 原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
事故発生時の出力	%
原子炉停止時刻	平成 年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	(上欄で放出「有り」の場合は以下を記入)
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: (地上高 m) <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力および圧力の変化	(kg/cm ² g・Pa [gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ)	℃
原子炉水位	cm (原子炉底部より)
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無 (無負荷運転中)
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCSの作動・高圧系	作動・未作動
ECCSの作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	(kg/cm ² g・Pa [gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質および放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名: 号機排気筒: cps

固定式モニタリング設備地点							
γ線空間線量率	設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目	設備地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (事業所外運搬)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成 年 月 日 (第 報) 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 都道府県知事, 市町村長 殿 (原子力防災管理者) 通 報 者 名 連 絡 先 TEL ()	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称および場所	名称: 東北電力(株)女川原子力発電所(事業区分: 電気事業) 場所: 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田 1 番地
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬放射線量異常, 事業所外運搬放射性物質漏えい 原子力緊急事態に該当 (<input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況および 汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有:
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有:
	応急措置

【別紙: 輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質または放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式9(1)

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式(原子炉施設)

平成 年 月 日 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長 殿 (原子力防災管理者) 第15条 報告 通報者名 連絡先 TEL ()	
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。	
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類 敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 ECCS作動失敗 圧力抑制機能喪失 直流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 原子炉外臨界 放射性物質通常経路放出 原子炉停止機能喪失 格納容器圧力上昇 原子炉冷却機能喪失 炉心溶融 中央制御室等使用不能
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 別紙参照
その他事象の把握に参考となる情報	

別紙は様式7の別紙1, 2と同じ

様式9(2)

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式(事業所外運搬)

平成 年 月 日 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣 都道府県知事, 市町村長 殿 (原子力防災管理者) 第15条 報告 通報者名 連絡先 TEL ()	
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。	
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	都道府県 市区町村
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類 事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬放射性物質漏えい
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 別紙参照
その他事象の把握に参考となる情報	

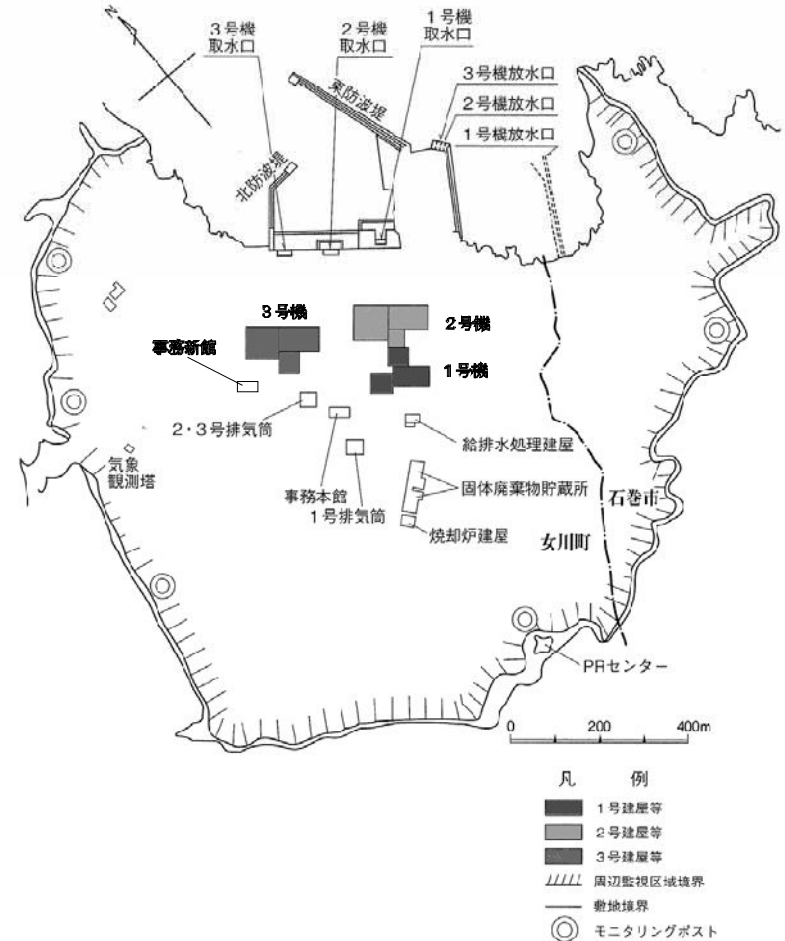
別紙は様式8の別紙と同じ

資料1-4-1 女川原子力発電所施設の状況

1 施設の概要

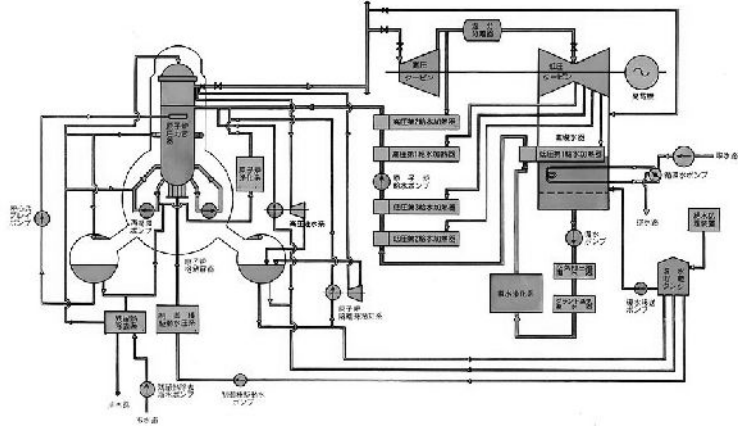
区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	
位 置	宮城県牡鹿郡女川町、石巻市 (北緯 38° 24、東経 141° 30)			
用地面積	約 173 万㎡ (海面埋立地含む)			
電気出力	52.4 万kW	82.5 万kW		
原子炉	形式	沸騰水型 (濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却)		
	熱出力	1,593 MW	2,436 MW	
燃 料	種 別	低濃縮二酸化ウラン		
	装荷量	燃料棒×98 体 全ウラン重量約 63 t	燃料棒×560 体 全ウラン重量約 96 t	
原子炉格納容器	形式 (寸法)	圧力抑制形		
		ドーム形状	ドーム形状: 上下部半球円筒形	
		円筒部直径: 19.2 m 円筒部直径: 9.8 m 全高: 33.1 m	円筒部直径: 22.8 m 全高: 37.1 m	
気 水分离器	形式	たて形輪流遠心式		
主蒸気	圧 力	6.93 MPa		
	蒸気流量	約 2.91×10 ⁶ t/h	約 4.74×10 ⁶ t/h	
	温 度	286℃		
タービン	形式	くし形3気筒4流排気	くし形4流排気複水式 (再熱式)	
	容 量	52.4 万kW (1,500 rpm)	82.5 万kW (1,500 rpm)	
発電機	形式	横軸円筒回転界磁 3相同期発電機		
	容 量	585 MVA (22kV)	920 MVA (17kV)	920 MVA (20kV)
運転着工年月日	昭和 45 年 5 月 29 日	昭和 62 年 3 月 19 日	平成 6 年 3 月 17 日	
原子炉設置許可年月日	昭和 45 年 12 月 10 日	平成 元年 2 月 28 日	平成 8 年 4 月 12 日	
着工年月日	昭和 54 年 12 月 25 日	平成 元年 8 月 3 日	平成 8 年 9 月 11 日	
初臨界年月日	昭和 58 年 10 月 18 日	平成 6 年 11 月 2 日	平成 13 年 4 月 26 日	
営業運転年月日	昭和 59 年 6 月 1 日	平成 7 年 7 月 28 日	平成 14 年 1 月 30 日	

女川原子力発電所配置図

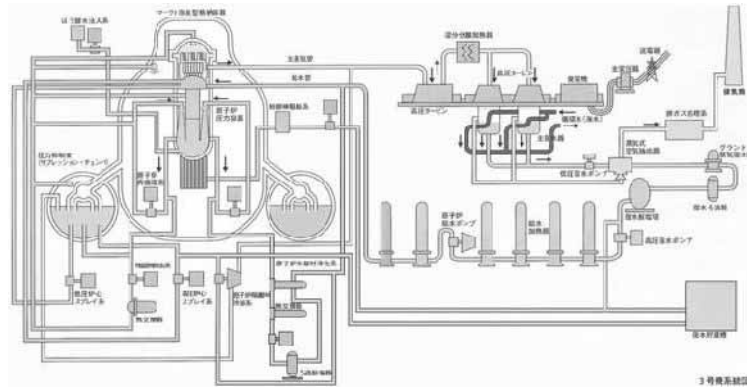


資料1-4-2 女川原子力発電所プラント系統図

1号機

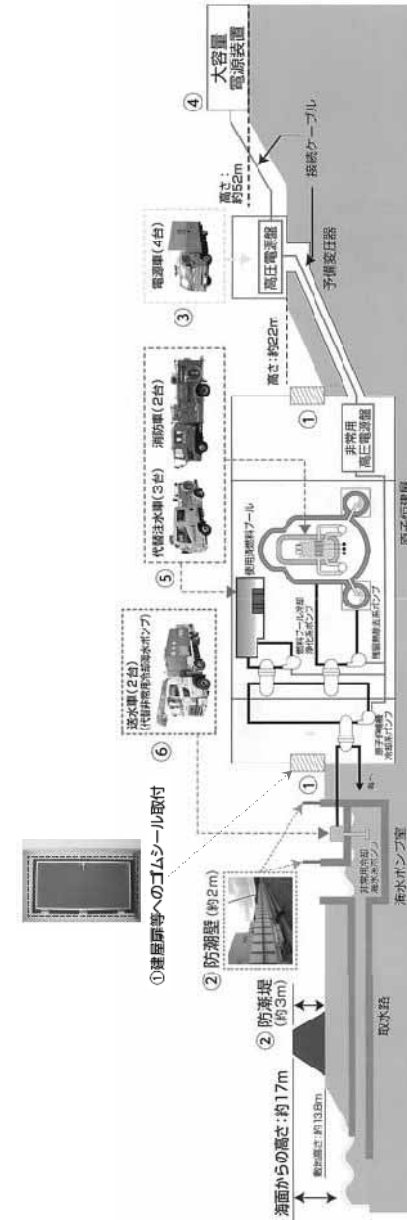


2・3号機

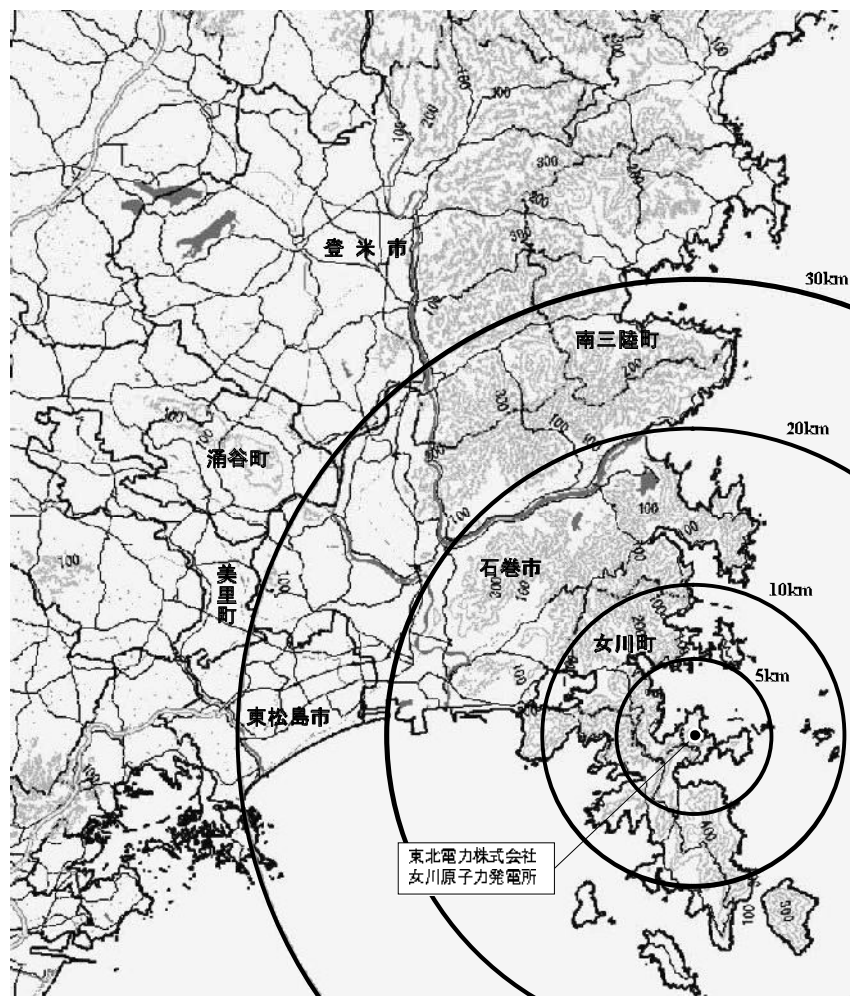


※詳細な図面については、原子炉設置許可申請書及び原子炉施設保安規定を参照

津波による設備浸水・電源確保・冷却機能維持に係る設備

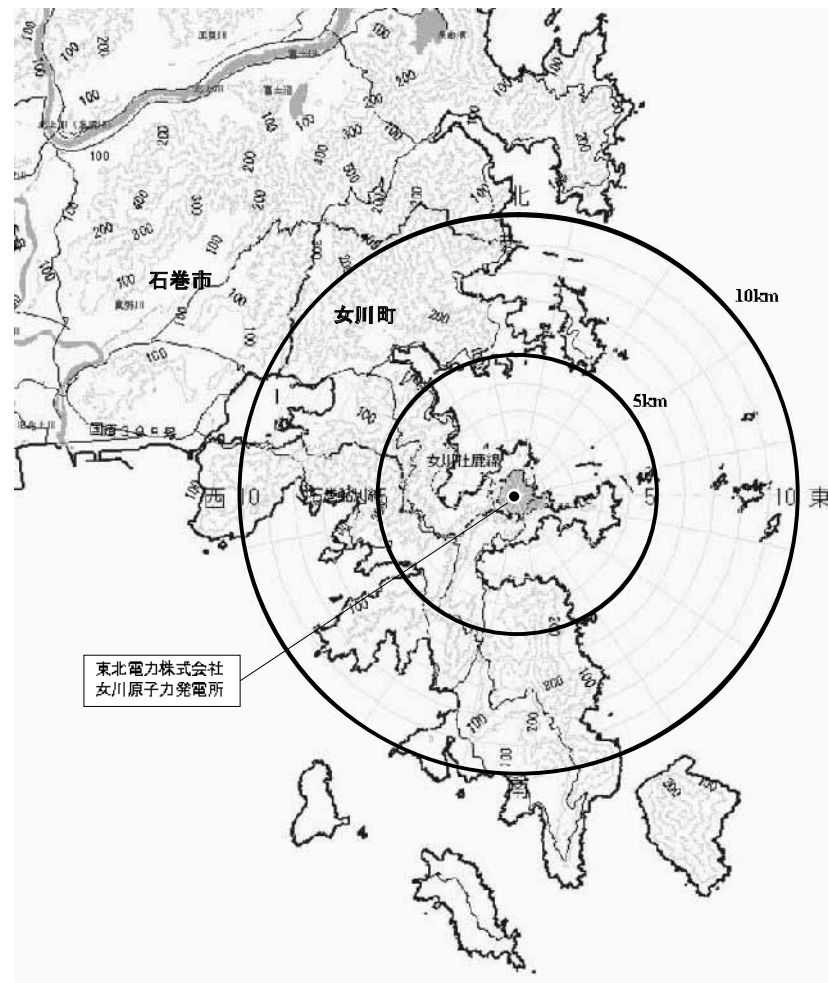


資料1-4-3 女川原子力発電所周辺地域図



国土地理院提供

※図中には主要道路・河川・湖沼・等高線を記載しており、100等の数字は等高線（m）を表している。



国土地理院提供

※図中には主要道路・河川・湖沼・等高線を記載しており、100等の数字は等高線（m）を表している。

資料1-7-1 広域的な応援協力体制

1. 緊急時に国が派遣する専門家（原子力規制庁より関係機関の所管省庁へ派遣等を依頼し、当該所管省庁は専門家リストを基本として適切な専門家の派遣を所管の関係機関に依頼することとなる）

(1) 原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
独立行政法人放射線医学総合研究所 福島復興支援本部環境動態・影響プロジェクトサブリーダー	放射線防護	千葉県
放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー	"	"
医療被ばく研究プロジェクト医療被ばく研究推進室長	"	"
国立保健医療科学院生活環境部環境物理室長	"	東京都
独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所 海洋・生態系研究センター放射能調査グループ	"	神奈川県
独立行政法人農業環境技術研究所環境化学分析センター 研究コーディネーター	"	茨城県
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部長	"	"
安全研究センター長	原子力工学	"
東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所放射線管理部長	放射線防護	"
大洗研究開発センター安全管理部長	"	"
以下の法人より文部科学省が認める技術参与		
財団法人原子力安全技術センター	"	東京都
財団法人日本分析センター	"	千葉県

(2) 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センターユニット長	核燃料工学	茨城県
財団法人電力中央研究所 柏江研究所原子力システム部長	"	東京都
独立行政法人産業技術総合研究所 計測標準研究部門量子放射科長	原子炉工学	茨城県
独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センターユニット長	"	"

2. 緊急時における原子力規制委員会の体制

(1) 原子力規制委員会

(平成24年12月1日現在)

氏名	所属・役職
田中 俊一	原子力規制委員会委員長
高橋 邦彦	原子力規制委員会委員
東田 豊志	原子力規制委員会委員
中村佳代子	原子力規制委員会委員
大島 賢三	原子力規制委員会委員

(2) 緊急事態応急対策委員（緊急事態応急対策等拠点施設に必要な委員が派遣される）

<原子炉等関係>

(平成24年10月19日現在)

氏名	所属・役職	専門
大内祐一朗	独立行政法人日本原子力研究開発機構経営企画部技術副主幹	核燃料輸送
須藤 俊幸	独立行政法人日本原子力研究開発機構経営企画部技術主幹	再処理施設的安全性、臨界安全、逃へい
茅野 政道	独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門長 (兼) 原子力エネルギー基盤連携センター長	環境影響
外池幸太郎	独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力研究開発特別チーム臨界管理技術開発グループリーダー	臨界安全
丸山 結	独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター原子炉安全研究ユニットリスク評価・防災研究グループリーダー	シビアアクシデント
山本 章夫	国立大学法人名古屋大学工学研究科マテリアル理工学専攻・教授	原子炉物理
与能本泰介	独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター原子炉安全研究ユニット熱水力安全研究グループ研究主席	熱水力安全
藤辺 謙夫	独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席	安全評価(確率論的安全評価、事故故障事例の分析評価)

<防護対策関係>

(平成24年10月19日現在)

氏名	所属・役職	専門
明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事	被ばく医療
浅利 靖	国立大学法人弘前大学大学院医学研究科教授	救急・災害医学、中毒・緊急被ばく医療
金 吉晴	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健研究部長、災害時こころの情報支援センター長	精神病理学、心的外傷後ストレス障害(PTSD)
鈴木 元	学校法人国際医療福祉大学教授	放射線病理学、免疫学、放射線疫学
細井 義夫	国立大学法人広島大学原爆放射線医学研究所教授	放射線災害医学、放射線生物学、放射線医学
本間 俊充	独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター長	緊急時対応、環境影響評価
山口 秀裕	吉林大学医学部救急医学教室主任教授・高度救命救急センター長	救急医学、集団災害
横山 邦彦	公立松任石川中央病院PETセンター長、副院長	腫瘍核医学、RI治療、甲状腺疾患

3. 国が派遣する緊急モニタリング要員及び機器等

(1) 国が派遣する要員及び機器

(平成 24 年 12 月 1 日現在)

組 織	要 員	機 材
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター 029-264-2681 (直)	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 約 20 名 [支援機能] ①環境モニタリング (環境モニタリング計画立案、実施、データ評価等) ②環境影響評価 (環境影響評価) ③個人被ばく評価 (放射線防護計画の立案、被ばく線量測定・評価・解析等) ④放射線管理 (放射線管理計画の立案、実施、評価等) ⑤臨界・遮へい安全評価 (臨界・遮へい計算、評価、解析) ⑥輸送 (輸送安全解析、輸送計画の立案、評価等) ⑦核燃料工学分野 (核燃料加工施設、再処理施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等) ⑧原子炉工学分野 (原子炉施設における事故事象情報の分析、評価、進展予測等)	1. サーベイメータ 200 台 2. モニタリングカー 5 台 3. 集じん器 13 台 4. ヨウ素サンプラ 8 台 5. カウンタ 13 台 6. ホールボディカウンタ車 2 台 7. 体表面測定車 2 台 8. 現場指揮車 2 台
独立行政法人 放射線医学総合研究所 企画部企画課 043-206-3040 (直)	緊急モニタリングチーム 約 10 名 [班構成] チームリーダー サブリーダー 測定係 試料採取係 記録係 連絡係	1. サーベイメータ 10 台 (γ線用 4、β・γ線用 2、α線用 2、中性子線用 2) 2. 可搬型γ線エリアモニタ 3 台 3. 可搬型ダストモニタ 6 台 α核種用 3 台 β核種用 3 台 4. 集じん器 3 台 b. 可搬型 Ge 半導体検出器 1 台

(2) 設置者より動員される要員及び機器等

	要 員 (人)	サーベイメータ (台)	TLD (個)	個人線量計 (個)	ダストサンプラ (台)	総被ばく車 (台)
東北電力	13	10	100	30	2	1

4 国が派遣する緊急被ばく医療チーム

(平成 24 年 12 月 1 日現在)

職 名	任 務	担 当
独立行政法人放射線医学総合研究所	医療活動指導・協力	チームリーダー
" 緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部障害診断室長	"	計測班
" 緊急被ばく医療研究センター 被ばく線量評価部 外部被ばく評価室長	"	計測班
" 緊急被ばく医療研究センター 被ばく線量評価部 主任研究員	"	臨床班
" 緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部 医師	"	臨床班
" 重粒子医科学センター 病院看護課 総看護師長	"	放射線安全班
" 研究基盤センター 安全・施設部放射線安全課 係長	"	放射線安全班
" 研究基盤センター 安全・施設部放射線安全課 係長	"	

資料1-8-1 宮城県防災会議原子力防災部会要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和37年宮城県条例第25号）第4条及び宮城県防災会議規程第6条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。

2 部会の名称

部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。

3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、委員10人以内及び専門委員20人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の1に掲げる職にある者とする。
- (3) 専門委員は、別表の2のとおりとする。

4 部会長及び職務代理者

- (1) 部会長には、宮城県副知事（環境生活部担当）の職にある者とする。
- (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。

5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

6 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年10月25日から施行する。

この要綱は、平成13年1月29日から施行する。

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

原子力防災部会構成員

別表の1

委員

職 名	備 考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県震災復興・企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	
その他部会長が必要と認める者	

別表の2

専門委員

職 種	備 考
学識経験のある者	
仙台管区気象台技術部予報課長	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	
その他部会長が必要と認める者	

資料2-3-3 原子力発電所周辺の人口構造とその分布状況

(女川町)

市町村名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳						
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)			
女川町 (平成二十四年十月三〇日現在)	北	1	小屋取	37	70	42	28	2	3					
	北西	1	塚浜	48	128	62	66	3	12					
	西	2	飯子浜	28	84	44	40	1	6					
	西	3	野々浜	26	58	28	30	2	3					
	西	3	大石原	9	21	9	12	1	2					
	北西	3	横浦	31	76	39	37	2	3					
	北西	5	高白	27	67	32	35	0	9					
	北北西	5	桐ヶ崎	26	62	32	30	0	2					
	北北西	5	竹浦	58	143	58	85	3	14					
	北北東	5	寺間	84	204	104	100	4	12					
	0~5km 小計				374	913	450	463	18	66				
	北西	6	小乗	60	144	75	69	6	18					
	北北西	6	石浜東	74	167	86	81	0	11					
	北北西	6	石浜西	79	167	80	87	3	15					
	北	6	尾浦	64	186	87	99	10	16					
	西北西	7	針浜	48	133	66	67	3	7					
	西北西	7	旭が丘	256	714	343	371	20	88					
	北西	7	上一	56	122	51	71	0	15					
	北西	7	上二	64	134	69	65	1	7					
	北西	7	上三	80	191	92	99	7	9					
	北西	7	上四	97	253	122	131	4	33					
	北西	7	上五	155	370	183	187	31	45					
	北西	7	西一	73	160	82	78	2	8					
	北西	7	西二	74	165	79	86	2	13					
	北西	7	黄金	44	97	44	53	1	7					
	北西	7	南	37	93	40	53	3	10					
	北西	7	女川一	74	166	77	89	4	17					
	北西	7	女川二	86	194	91	103	6	13					
北西	7	大原一	50	123	65	58	1	14						
北西	7	大原二	119	277	138	139	12	38						

北西	7	大原三	61	124	57	67	1	10					
北西	7	大原四	46	107	49	58	1	15					
北西	7	宮ヶ崎	126	312	158	154	15	33					
北北東	7	出島	86	200	102	98	1	20					
西北西	8	浦宿一	229	534	242	292	21	68					
西北西	8	浦宿二	334	628	348	280	21	63					
西北西	8	浦宿三	66	151	74	77	1	21					
北北西	8	御前浜	44	94	47	47	0	5					
北	8	指ヶ浜	23	66	33	33	4	4					
東	8	江島	45	79	35	44	0	0					
西北西	9	大沢	67	181	95	86	7	13					
5~10km 小計			3,045	7,163	3,518	3,645	220	781					
合計			3,045	7,163	3,518	3,645	220	781					

(石巻市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
石巻市 (社蔵地区) (平成二十四年九月二〇日現在)	東南東	2	前 網	21	70	36	34	5	7			
	東南東	2	寄 磯	100	331	178	153	11	36			
	南南西	2	鮫 浦	38	98	54	44	10	10			
	南南西	3	大谷川	18	56	27	29	2	3			
	南南西	4	谷 川	32	74	37	37	3	4			
	南	5	泊	55	150	82	68	3	8			
	0~5km 小計			264	779	414	365	34	68			
	南南西	6	小網倉	27	84	44	40	2	15			
	南南西	6	清水田浜	24	77	47	30	5	4			
	南南西	7	大 厚	60	140	70	70	3	10			
	南	8	新 山	33	82	44	38	2	7			
	南南西	8	給 分 小 淵	220	369	344	713	16	66			
	南	10	十八成	108	228	111	117	1	8			
	5~10km 小計			472	980	660	1,008	29	110			
	南	10	十八成	108	228	111	117	1	8			
	南	11	鮎 川	592	1,177	581	596	24	84			
	南南西	14	網 地	77	123	64	59	0	0			
	南	16	長 渡	177	310	141	169	3	2			
	10~20km 小計			846	1,954	811	455	22	82			
	合 計			1,582	3,713	1,885	1,828	85	260			

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
石巻市 (石巻地区)	西南西	5	猿 浜	36	104	54	50	1	9			
	西南西	5	小積浜	12	28	12	16	0	2			
	0~5km 小計			48	132	66	66	1	11			
	西	6	桃 浦	45	101	45	56	0	9			
	西	6	月 浦	23	66	29	37	1	2			
	西	6	侍 浜	9	24	10	14	1	1			
	西南西	6	枚 浜	29	72	42	30	1	10			
	西南西	7	竹 浜	10	37	20	17	3	6			

西南西	7	福貴浦	37	114	53	61	1	16			
西	8	折 浜	23	59	27	32	2	3			
西南西	8	狐崎浜	43	146	73	73	8	18			
西北西	10	沢 田	118	341	176	165	13	21			
西	10	小竹浜	45	87	45	42	2	3			
5~10km 小計			382	1,047	520	527	32	89			
西北西	11	沼 津	118	357	118	169	7	40			
西北西	11	渡波町	376	949	464	485	29	99			
西	11	大宮町	119	290	140	150	12	33			
西	11	長浜町	94	221	112	109	8	23			
西	11	幸 町	59	142	75	67	5	13			
西北西	11	三和町	98	250	118	132	6	18			
西北西	11	後生橋	78	193	82	111	7	22			
西北西	11	幸田川町	37	74	34	40	2	9			
西北西	11	万石町	153	408	194	214	10	46			
西北西	11	塩富町	297	764	372	392	2	9			
西北西	11	垂水町	337	915	455	460	38	117			
西北西	11	流 留	975	2,429	1,157	1,272	126	300			
西北西	11	渡 波	2,264	6,114	2,997	3,117	240	856			
西北西	12	真 野	214	643	303	340	28	58			
西	12	伊勢町	114	283	131	152	14	30			
西	12	浜松町	50	104	56	48	1	12			
西	12	松原町	131	282	130	152	6	26			
西北西	13	新 成	246	757	383	374	76	141			
西北西	13	鹿妻本町	10	37	20	17	2	7			
南南西	13	田代浜	58	87	43	44	0	0			
西北西	13	根 岸	12	36	17	19	2	2			
西北西	13	鹿妻北	440	1,226	602	624	59	172			
西北西	13	鹿妻南	808	2,031	957	1,074	112	330			
西	14	魚 町	24	37	25	12	0	3			
西	14	緑 町	107	239	109	130	7	19			
西北西	14	高 木	117	347	160	187	12	30			
北北西	14	水 沼	12	365	168	197	8	29			
西	14	伊原津	240	665	331	334	21	93			
西北西	15	吉野町	327	767	353	414	23	111			

西	15	大門町	255	597	278	319	13	56		
西	15	明神町	120	266	123	143	11	29		
西	15	松並	132	326	156	170	13	56		
西北西	15	湊	678	1,678	835	843	60	207		
西北西	15	大瓜	408	1,103	522	581	26	104		
西北西	15	井内	125	335	161	174	3	24		
西北西	15	新栄	474	1,465	739	726	75	301		
西北西	16	中瀬	8	15	8	7	0	0		
西北西	16	水明北	761	1,900	914	986	90	262		
西北西	16	水明南	512	1,279	637	642	52	167		
西	16	雲雀野町	18	34	14	20	1	1		
西北西	16	不動町	386	897	430	467	18	110		
西北西	16	八幡町	175	393	189	204	9	36		
西北西	16	湊町	364	846	408	438	19	83		
西	16	川口町	131	296	150	146	6	37		
西北西	16	大橋	479	1,168	585	583	75	186		
西北西	17	中央	316	634	299	335	14	35		
西北西	17	泉町	995	2,245	1,071	1,174	64	242		
西北西	17	立町	135	314	147	167	10	29		
西北西	17	羽黒町	367	799	363	436	27	74		
西北西	17	住吉町	366	852	406	446	24	92		
西北西	17	千石町	184	363	157	206	12	28		
西北西	17	鑄鉄場	75	154	73	81	4	8		
西北西	17	旭町	151	306	146	160	13	21		
西北西	17	穀町	215	226	253	479	15	49		
西北西	17	新前橋町	832	1,722	832	820	59	165		
西北西	17	元倉	283	603	283	320	14	73		
西北西	17	東中里	299	612	306	306	23	50		
西北西	17	南中里	627	1,376	700	676	84	158		
西北西	17	日和が丘	752	1,714	773	941	60	182		
西	17	門脇町	468	995	483	512	15	104		
西	17	南浜町	546	1,233	596	637	40	145		
西	17	南光町	226	614	328	286	51	114		
西	17	大手町	206	435	207	228	8	31		
西北西	17	開北	1,148	2,749	1,340	1,409	127	311		

資料2-5

西北西	18	中里	1,312	3,194	1,565	1,629	150	400		
西	18	宜山町	198	530	254	276	51	66		
西北西	18	双葉町	189	425	218	207	18	59		
西北西	18	清水町	479	1,037	485	552	44	104		
西北西	18	新橋	322	707	346	361	36	71		
西北西	18	山下町	364	774	349	425	26	75		
西北西	18	田道町	437	931	438	493	34	97		
西北西	18	錦町	374	809	369	440	29	74		
西北西	18	西山町	367	840	424	416	42	106		
西北西	18	末広町	195	419	207	212	20	37		
西北西	18	南境	692	1,940	930	1,010	148	270		
西北西	18	水押	742	1,756	802	954	85	245		
西北西	18	開成	274	572	268	304	39	57		
西北西	19	半蔵谷地	3	6	3	3	0	0		
西北西	19	向陽町	1,604	3,746	1,763	1,983	121	426		
西北西	19	新境町	125	259	138	121	20	27		
西北西	19	蛇田	5,079	13,091	6,310	6,781	820	1,783		
西北西	19	貞山	1,101	2,671	1,258	1,413	113	327		
西	19	築山	523	1,371	692	679	63	188		
西北西	19	大街道東	834	1,956	945	1,011	98	233		
西北西	19	大街道西	405	1,048	507	541	69	161		
西北西	19	大街道北	730	1,838	909	929	87	261		
西北西	19	大街道南	841	2,013	982	1,031	59	251		
西北西	20	門脇	1,764	4,578	2,273	2,305	229	597		
西北西	20	丸井戸	568	1,385	658	727	61	161		
西北西	20	あけぼの	394	1,076	505	571	61	205		
西	20	中屋敷	136	343	175	168	21	53		
西	20	新館	298	746	365	381	36	104		
西	20	中浦	69	167	81	86	8	27		
西	20	三ツ股	347	889	417	472	41	109		
10~20km 小計			42,290	108,526	49,957	53,569	4,626	12,793		
合計			42,720	104,705	50,543	54,162	4,659	12,893		

資料2-6

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (雄勝地区) 平成二十四年九月三〇日現在	北	10	分浜	48	111	55	56	2	3		
	北北東	11	桑浜	62	163	77	86	1	9		
	北	11	立浜	36	119	61	58	2	17		
	北	11	水浜	86	192	92	100	1	13		
	北北東	12	熊沢	45	118	59	59	2	8		
	北	12	大浜	32	79	38	41	2	8		
	北	12	小島	65	92	33	59	2	3		
	北	12	上雄勝	61	160	82	78	5	17		
	北	13	明神	42	100	51	49	2	3		
	北	13	伊勢畑	2	3	0	3	0	0		
	北	13	下雄勝	60	143	71	72	4	14		
	北	13	雄勝	286	683	345	338	10	85		
	北	14	名振	76	170	81	89	2	2		
	北	14	船越	128	315	160	155	3	21		
	北北東	14	大須	192	447	204	243	2	28		
10~20 km 小計				1,221	2,895	1,412	1,483	25	191		
合 計				1,221	2,895	1,412	1,483	25	191		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (河北地区) 平成二十四年九月三〇日現在	北	17	長面	99	279	131	148	7	19		
	北	17	尾崎	48	140	69	71	3	4		
	北	17	釜谷	88	204	118	86	8	9		
	北	17	針岡	166	508	255	253	16	40		
	北北東	17	福地	200	623	317	306	19	50		
	西北西	18	東福田 北境	112	426	199	227	12	55		
	北北西	19	馬鞍	91	299	142	157	16	32		
	北北西	19	中野	126	414	207	207	7	41		
	西北西	19	三輪田	198	749	365	384	29	91		
	西北西	19	大森	426	1,009	479	530	41	132		
	北北西	20	成田	159	517	258	259	15	60		

資料2-7

北北西	20	相野谷	767	2,161	1,045	1,116	102	270		
西北西	20	小船越	735	2,385	1,201	1,184	99	291		
10~20 km 小計			3,215	9,714	4,786	4,928	321	972		
北北西	21	中島	157	542	265	277	7	55		
北北西	21	皿貝	124	398	195	203	17	35		
西北西	22	飯野	231	770	377	393	22	71		
20~30 km 小計			512	1,710	837	873	46	161		
合 計			3,727	11,424	5,623	5,801	367	1,133		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (北上地区)	北北西	18	長尾	72	239	115	124	2	33		
	北北西	18	橋浦	243	701	336	365	33	77		
	北北西	20	女川	201	658	325	333	24	70		
	20~30 km 小計			516	1,598	776	822	59	180		
	北	22	十三浜	516	1,581	796	785	53	189		
	合 計			1,032	3,179	1,572	1,607	112	369		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
石巻市 (桃生地区) 平成二十四年九月三〇日現在	北北西	24	太田	321	1,208	592	616	48	134		
	北北西	25	櫻崎	119	409	208	201	21	62		
	西北西	25	高須賀	121	469	230	239	20	48		
	北北西	27	域内	199	613	288	325	25	64		
	西北西	27	給人町	159	542	275	267	13	55		
	北北西	27	永井	136	468	232	236	16	34		
	西北西	27	神取	220	755	371	384	32	90		
	北北西	28	寺崎	356	1,080	529	551	40	114		
	北北西	28	中津山	403	1,049	480	569	48	147		
	西北西	28	新田	229	793	386	407	41	83		
	北北西	28	牛田	45	175	86	89	9	17		
	北北西	29	脇谷	6	19	10	9	0	0		
	北北西	29	倉埜	121	423	207	216	21	45		
	20~30 km 小計			2,432	8,003	3,894	4,109	334	893		
	合 計			2,432	8,003	3,894	4,109	334	893		

資料2-8

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊 婦 (人)	病 人 (人)
石巻市 (区) (離地)	西北西	21	鹿又	1,381	4,116	2,001	2,115	171	468		
	西北西	23	須江	1,182	3,580	1,761	1,819	214	551		
	西北西	26	広 測	1,116	3,382	1,644	1,738	161	410		
	西北西	28	和 測	637	2,055	969	1,086	89	244		
	西北西	29	前谷地	906	2,794	1,335	1,459	81	242		
	20~30 km 小 計			5,222	15,927	7,710	8,217	716	1,915		
	西北西	31	北 村	873	2,404	1,127	1,277	64	210		
	合 計			6,095	18,331	8,837	9,494	780	2,125		
	石巻市 計			58,809	152,250	73,766	78,484	6,362	17,864		

(登米市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊 婦 (人)	病 人 (人)
登米市 (津山地区) (平成十四年一月三十一日現在)	北西	25	東下在	26	89	48	41	3	9		
	北北西	25	横山1区	33	134	64	70	2	19		
	北西	27	西下在	47	174	88	86	1	16		
	北北西	27	石 貝	57	203	103	100	6	21		
	北北西	27	横山2区	46	141	72	69	3	18		
	北北西	27	横山11区	39	126	67	59	5	13		
	北西	28	平 形	28	79	36	43	2	18		
	北北西	28	横山3区	29	78	40	38	5	5		
	北西	29	元町第一	45	147	71	76	2	25		
	北西	29	元町第二	37	122	59	63	6	18	1	
	北西	29	宮 町	74	186	79	107	5	4	2	
	北北西	29	横山4区	26	93	45	48	8	10		
	北北西	29	横山5区	27	84	40	44	3	2		
	北北西	29	横山6区	40	114	52	62	8	14	1	
	北北西	29	横山7区	95	291	141	150	8	41	1	
	北北西	29	横山8区	44	133	58	75	7	15	4	
	北北西	29	横山9区	46	152	70	82	1	20		
	北北西	29	横山10区	74	260	135	125	7	33	1	
	北西	30	本町一丁目	81	257	119	138	16	29	1	
	北西	30	本町二丁目	18	50	22	28	1	3		
	北西	30	本町三丁目	23	67	33	34		10		
	北西	30	本町四丁目	49	124	60	64	2	18		
	北西	30	小川町	50	154	74	80	5	9		
	北北西	30	入 沢	156	330	150	180	9	24		
	北西	30	黄牛町	38	147	73	74	5	16		
	20~30 km 小 計			1,228	3,735	1,799	1,936	120	410	11	
合 計			1,228	3,735	1,799	1,936	120	410	11		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
登米市	北西	30	上町	110	316	156	160	14	24	1	
	北西	30	新町	157	449	222	227	27	82	3	
	北西	30	横町	228	661	321	340	46	83	3	
	北西	30	仲町	99	316	156	160	14	33	1	
	北西	30	川前	44	139	71	68	2	8		
	北西	30	下町	237	839	419	420	58	143	5	
	北西	30	東ニッ屋	114	392	186	206	6	50	2	
	北西	30	西ニッ屋	82	270	131	139	7	21	2	
	北西	30	加々巻	70	264	132	132	16	30	2	
	北西	30	白鳥	76	265	135	130	7	24		
	北西	30	鑄波	61	214	106	108	5	24		
	北西	30	上谷地	32	99	53	46	4	7		
	北西	30	十五貫	76	277	131	146	8	36		
	北西	30	大曲	90	351	180	171	8	45	2	
	北西	30	竹花	117	445	221	224	26	56	3	
	北西	30	保手	102	361	186	175	12	30		
	北西	30	庚申	90	208	84	124	7	16	1	
	北西	30	長根	109	393	186	207	16	40	2	
	北西	30	山根	48	194	95	99	10	14	1	
	北西	30	仲町	99	316	156	160	14	33	1	
20~30km 小計				2,085	6,887	3,382	3,505	321	811	31	
合 計				2,085	6,887	3,382	3,505	321	811	31	
登米市計				3,313	10,622	5,181	5,441	441	1,221	42	

(東松島市)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市	西	20~25	上町二	122	314	160	154	18	32		
	西	20~25	下町一	224	631	295	336	46	90		
	西	20~25	下町二	98	280	139	141	21	48		
	西	20~25	下町三	220	574	266	308	24	87		
	西	20~25	下町四	234	605	294	311	45	82		
	西	20~25	下町五	161	440	209	231	24	54		
	西	20~25	大溜	179	497	235	262	19	73		
	西	20~25	東大溜	180	513	251	262	40	73		
	西	20~25	関の内一	145	412	202	210	26	48		
	西	20~25	関の内二	201	520	271	249	27	64		
	西	20~25	関の内三	151	400	196	204	14	44		
	西	20~25	作田浦	238	575	282	293	30	57		
	西	20~25	下浦	236	624	274	350	38	156		
	西	20~25	浜須賀	50	139	68	71	6	17		
	西	20~25	南浦宿舎	352	523	370	153	43	61		
	西	20~25	谷地	73	204	103	101	3	15		
	西	25~30	上町三	113	284	127	157	9	33		
	西	25~30	上町二	189	525	244	281	11	82		
	西	25~30	若葉	117	367	182	185	34	85		
	西	25~30	下小松	96	300	138	162	12	33		
20~30km 小計				3,379	8,727	4,306	4,421	490	1,234		
合 計				3,379	8,727	4,306	4,421	490	1,234		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
東松島市 (実本西地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西	25~30	上町一	143	344	170	174	21	31			
	西	25~30	北区官舎	89	206	119	87	41	34			
	西	25~30	駅前	55	134	63	71	3	14			
	西	25~30	河戸	145	380	188	192	22	52			
	西	25~30	四反走	295	773	374	399	38	75			
	西	25~30	西新町	103	280	156	124	18	72			
	西	25~30	上河戸一	235	610	288	322	17	74			
	西	25~30	上河戸三	204	506	248	258	19	70			
	西	25~30	上河戸四	141	464	234	230	51	111			
	西	25~30	立沼	60	184	91	93	6	21			
	西	25~30	鹿妻一	146	399	195	204	10	49			
	西	25~30	鹿妻二	69	226	113	113	9	17			
	西	25~30	道地	179	363	160	203	6	26			
	西	25~30	上小松	46	170	76	94	8	15			
	西	25~30	沢田	66	199	100	99	2	19			
	西	25~30	前里	70	228	111	117	11	20			
	西	25~30	手招	38	122	61	61	6	10			
	西	25~30	前柳	71	154	74	80	4	22			
	20~30 km 小計				2,155	5,742	2,821	2,921	292	732		
	合 計				2,155	5,742	2,821	2,921	292	732		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (大曲地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西	20~25	五味倉	109	349	157	192	18	55		
	西	20~25	上納	258	755	374	381	42	101		
	西	20~25	横沼東	123	348	178	170	15	40		
	西	20~25	横沼西	198	541	266	275	40	79		
	西	20~25	横沼一	162	440	215	225	23	45		
	西	20~25	横沼二	534	1,293	626	667	55	150		
	西	20~25	貝殻線一	209	554	287	267	42	77		
	西	20~25	貝殻線二	240	710	343	367	39	126		
	西	20~25	貝田	146	387	196	191	14	42		
	西	20~25	筒場	188	528	250	278	35	82		
	西	20~25	高田	11	22	9	13	1	1		
	西	20~25	上浜一	13	22	8	14	0	0		
	西	20~25	上浜二	17	51	25	26	2	7		
	西	20~25	上浜三	21	39	17	22	0	5		
	西	20~25	下浜一	21	48	24	24	4	2		
	西	20~25	下浜二	19	43	19	24	4	4		
	20~30 km 小計				2,269	6,130	2,994	3,136	334	816	
合 計				2,269	6,130	2,994	3,136	334	816		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内 訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (赤井地区) (平成二十四年一月三十一日現在)	西北西	20~25	中東	78	261	117	144	7	29		
	西北西	20~25	寺	63	212	107	105	5	26		
	西北西	20~25	六槍	67	181	87	94	2	16		
	西北西	20~25	八幡	91	277	126	151	10	35		
	西北西	20~25	裏	55	181	92	89	9	16		
	西北西	20~25	横関	54	171	83	88	5	19		
	西	20~25	南一	93	270	129	141	12	33		
	西	20~25	南二	196	503	237	266	30	58		
	西	20~25	南三	120	312	141	171	11	31		
	西	20~25	新川前	154	332	168	164	19	43		
西	20~25	南四	129	323	154	169	8	36			

	西	20~25	南五	92	209	106	103	4	21		
	西	20~25	南六	188	510	241	269	18	93		
	西	20~25	南緑	160	379	190	189	27	36		
	西	20~25	南新一	170	400	202	198	11	29		
	西	20~25	南新二	210	534	259	275	26	78		
	西	20~25	柳北	354	1,043	494	549	100	187		
	西	20~25	柳上	54	170	76	94	10	7		
	西	20~25	柳下	66	175	86	89	9	10		
	西	20~25	柳西	185	515	256	259	26	71		
	西北西	25~30	照井	66	230	122	108	16	32		
	西北西	25~30	御下	60	200	96	104	4	18		
	20~30 km 小計			2,705	7,388	3,569	3,819	369	924		
	合計			2,705	7,388	3,569	3,819	369	924		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (大塩地区)	西	25~30	小松台	153	390	193	197	14	35		
	西北西	25~30	塩入	97	301	147	154	4	36		
	西	25~30	表	687	1,826	892	934	118	259		
	西	25~30	中	269	852	415	437	49	208		
	西	25~30	大島	68	233	110	123	14	26		
	西	25~30	裏一	64	191	89	102	3	25		
	西北西	25~30	裏二	53	178	86	92	6	19		
	20~30 km 小計			1,391	3,971	1,932	2,039	208	608		
	合計			1,391	3,971	1,932	2,039	208	608		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (小野地区)	西	25~30	小野上	125	395	196	199	4	33		
	西	25~30	小野下	389	1,143	546	597	43	155		
	西	25~30	根古	63	210	102	108	10	25		
	西	25~30	高松	30	107	48	59	2	12		
	西	25~30	往還上	244	752	374	378	47	115		
	西	25~30	往還下	275	780	377	403	69	131		
	西	25~30	平岡	144	428	211	217	17	54		

	西	25~30	浜市	43	128	61	67	1	18		
20~30 km 小計				1,313	3,943	1,915	2,028	193	543		
合計				1,313	3,943	1,915	2,028	193	543		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
東松島市 (野蒜地区)	西	25~30	中下	55	237	111	126	11	27		
	西	25~30	新町	77	211	97	114	11	25		
	西	25~30	亀岡東	59	162	80	82	5	26		
	西	25~30	亀岡南	33	82	44	38	4	10		
	西	25~30	洲崎	14	39	23	16	0	10		
	20~30 km 小計				238	731	355	376	31	98	
合計				238	731	355	376	31	98		

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳				
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)	
東松島市 (浦谷地区)	西南西	25~30	大浜	9	28	14	14	0	1			
	西南西	25~30	室浜	46	134	72	62	1	11			
	20~30 km 小計				55	162	86	76	1	12		
	合計				55	162	86	76	1	12		
	東松島市計				13,505	36,794	17,978	18,816	1,918	4,967		

(浦谷町は調査継続中)

(美里町)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
美里町 (平成二十四年二月一日現在)	西北西	29	小島	29	131	63	68	4	10		
	20~30km 小計			29	131	63	68	4	10		
	合計			29	131	63	68	4	10		

(南三陸町)

市町名	位置		行政区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		内訳			
	方位	距離 (km)				男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 (人)	病人 (人)
南三陸町 (管倉地区及び林行政区・大久保行政区) (平成二十四年七月一日現在)	北北西	28	荒町上	42	145	72	73	6	9		
	北北西	28	荒町下	41	152	73	79	4	23		
	北北西	28	西戸上	32	88	45	43	1	5		
	北北西	28	西戸下	36	104	56	48	2	9		
	北	28	折立上	78	227	106	121	6	29		
	北	28	折立下	32	84	42	42	2	3		
	北	27	水戸辺	35	108	49	59	1	8		
	北	27	在郷上	35	109	59	50	3	16		
	北	27	在郷下	31	86	43	43	1	9		
	北	27	波谷上	39	129	64	65	3	13		
	北	27	波谷下	28	103	45	58	5	19		
	北	27	津の宮	35	122	61	61	2	18		
	北	27	滝浜	42	153	75	78	1	21		
	北	27	藤浜	25	92	46	46	5	7		
	北	27	長清水	35	138	66	72	9	14		
	北	27	寺浜	24	118	61	57	8	10		
	北	29	林	81	226	103	123	2	31		
北	30	大久保	48	141	73	68	2	15			
20~30km 小計				719	2,325	1,139	1,186	63	259		
合計				719	2,325	1,139	1,186	63	259		

資料2-3-8 防災関係機関の輸送車両

(1) 宮城県(知事部局)保有自動車の台数調

(平成24年3月31日現在)

自動車の種類		台数	備考
軽四輪自動車		156台	
乗用車	小型	126台	
	普通	184台	
	計	310台	
ライトバン(小型貨物自動車)		454台	
貨物自動車	計	37台	
バス	計	18台	
その他	特殊自動車	34台	
	特種用途自動車	126台	
	計	160台	
合計		1,135台	

(2) 自衛隊輸送車両派遣部隊

部隊名		電話番号
多賀城駐屯地	第22普通科連隊	022-365-2121 (内237)
大和駐屯地	第6戦車大隊	022-345-2191 (内233)

資料2-3-11 港湾等整備状況

(港湾)

市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
南三陸町(宮城地区)	西北西	3	女川(横浦)漁港	横浦字横浦	022-211-3212	10~20	1.5~2.0	305
	西	3	女川(大石原)漁港	大石原字大石原	#	10	1.5~2.0	198
	北西	5	女川(高白)漁港	高白字白浜	#	10	1.5	250
	北西	7	女川(石浜)漁港	石浜字石浜	#	500~5000	0.5~7.5	933
	南南西	9	表浜漁港	小淵浜	#	10~30	2.0~4.0	460
	南西	5	萩(小濱)漁港	小濱浜	#	10	1.5	130
	西南西	6	萩(萩浜)漁港	萩浜字萩浜	#	5~20	1.0~2.0	498
	北	10	磯(浪板)漁港	分浜字浪板	#	10~30	1.5~2.5	57
	北	12	磯(水浜)漁港	水浜字水浜	#	30	2.0	200
	北	12	磯(大浜)漁港	大浜字大浜	#	10	1.5~2.0	316
	北	12	磯(立浜)漁港	立浜字立浜	#	10	1.5~2.0	515
	北	12	磯(唐桑)漁港	唐桑字唐桑	#	20~30	2.5	102
	北東北	13	金華山	龜石	#	100	1.5~3.0	294
	西北西	21	石巻港	中島, 大手, 雲雀町ほか	#	1000~4000	4.5~13.0	3570

(漁港)

市町名	位置		漁港及び 港湾名	所在地	連絡先 電話番号	接岸可能 トン数	水深(m)	岸壁等の 長さ(m)
	方位	距離 (km)						
南三陸町(宮城地区)	北	2.7	寺浜漁港	戸倉字寺浜	0226-46-9211	5.0	3.0~5.0	48
	北	2.7	長清水漁港	戸倉字長清水	46-9211	5.0	1.0~2.6	121
	北	2.7	藤浜漁港	戸倉字藤浜		5.0	2.4~4.0	77
	北	2.7	波伝谷漁港	戸倉字波伝谷	22-6625	20.0	2.0	589
	北	2.7	滝浜漁港	戸倉字滝浜	46-9211	5.0	1.8~3.5	112
	北	2.8	津の宮漁港	戸倉字津の宮		5.0	1.8~3.4	71
	北	2.8	水戸辺漁港	戸倉字水戸辺		5.0	2.2~3.2	74
	北	2.8	折立漁港	戸倉字折立		5.0	1.0~2.5	83

女川町	北	1	小屋取漁港	塚浜字小屋取		0.5~8.0	1.0~2.0	110
	北西	1	塚浜漁港	塚浜字塚浜		0.5~25.0	0.6~3.0	265
	西	2	飯子浜漁港	飯子浜字飯子		0.5~25.0	0.6~3.0	125
	西	3	野野浜漁港	野々浜字野々浜		0.5~8.0	0.5~2.0	102
	北北西	5	桐ヶ崎漁港	桐ヶ崎字桐ヶ崎		0.5~8.0	0.0~2.0	201
	北北西	5	竹浦漁港	竹浦字竹浦		0.5~8.0	0.5~2.0	261
	北北東	5	寺間漁港	出島字寺間		0.5~25.0	0.5~3.2	641
	北	6	尾浦漁港	尾浦字尾浦		0.5~8.0	1.0~2.0	437
	北北東	7	出島漁港	出島字出島		0.5~25.0	1.0~3.0	514
	北西	7	女川漁港	女川浜字女川		1.0~500	0.5~7.0	2,177
	北北西	8	御前漁港	御前浜字御前		0.5~8.0	0.5~2.0	30
	北北西	8	指ヶ浜漁港	指ヶ浜字指ヶ浜		0.5~8.0	0.5~2.0	105
東	9	江の島漁港	江島字江島		0.5~25.0	0.5~3.0	268	
石巻市(牡鹿地区)	南東	2	前網漁港	前網浜字前網		0.6~1.0	0.6~1.5	115
	東南東	3	奇磯漁港	奇磯浜		0.5~25.0	0.5~3.0	629
	南南西	3	鯨ノ浦漁港	鯨浦浜字畑		8.0~30.0	2.0~3.0	232
	南南西	4	谷川漁港(大谷川)	谷川浜字二重坂	0225 48-2251	0.5~1.0	1.0~1.5	70
	南	4	谷川漁港(祝浜)	谷川浜字祝浜		1.0	1.5	43
	南南西	4	谷川漁港	谷川浜字騒ノ入		1.0~3.0	1.5~2.0	170
石巻市(牡鹿地区)	南南東	5	泊漁港	泊浜字泊	48-2175	3.0~30.0	2.0~3.0	140
	南南西	7	小網倉漁港	小網倉浜字小網倉		3.0~20.0	2.0~2.8	347
	南南西	8	大原漁港	大原浜字戸泥				0
	南南西	9	給分漁港	給分浜字給分	46-2136	0.5~3.0	1.0~2.0	265
	南南西	9	小淵漁港	小淵浜字薬師山前		0.5~3.0	1.0~2.0	251
	南南東	9	新山漁港	新山浜字不動沢		1.0~3.0	1.5~2.0	59
	南	10	十八成浜漁港	十八成浜字十八成	45-2411	0.5~1.0	1.0~1.5	75
	南	12	鮎川漁港	鮎川浜		0.9~100	0.9~4.5	1,542
	南南西	13	池ノ浜漁港	網地浜字前田	0225 49-2211	3.0	2.0	50
	南南西	14	網地漁港	網地浜字網地	49-2002	1.0~25.0	1.0~3.5	326
	南	16	長渡漁港	長渡浜字長渡		1.0~60.0	1.5~3.7	280
南	17	長渡漁港(根組)	長渡浜字根組	49-2211	1.0	1.5	7	

石巻市(牡鹿地区)	西	6	桃浦漁港	桃浦	90-2221	10.0	2.0	612
	西南西	7	侍浜漁港	侍浜字侍浜		0.5~1.0	1.0~1.5	122
	西南西	7	月浦漁港	月浦字月浦	24-0391	3.0	2.0	287
	南西	7	秋ノ浜漁港	秋浜字秋浜		1.0~3.0	1.5~2.0	96
	南西	7	福貴浦漁港	福貴浦字福貴浦	90-2131	8.0~25.0	2.0~3.0	492
	南西	8	竹ノ浜漁港	竹浜字竹浜		3.0~10.0	2.0~2.5	175
	南西	9	狐崎漁港	狐崎浜字狐崎		1.0~25.0	1.0~3.0	285
	西	9	輪浜漁港	輪浜字輪浜		0.5	1.0	47
	西	9	折ノ浜漁港	折浜字折浜	24-0391	0.5~1.0	0.5~1.5	357
	西	11	小竹漁港	小竹浜字小竹		3.0	2.0	172
	西北西	12	渡波漁港	渡波	24-2111	0.5~10.0	0.5~2.0	1,912
	南南西	12	大泊漁港	田代浜字大泊	98-2111	3.0~4.0	2.0~2.2	27
	南南西	13	仁斗田漁港	田代浜字仁斗田		8.0~25.0	2.0~3.5	384
	西北西	15	石巻漁港	魚町	23-6121	25.0~500	3.0~7.0	3,355
	石巻市(雄勝地区)	北	11	桑の浜漁港	桑浜字桑の浜		0.5~3.0	1.0~2.0
北北東		11	羽板漁港	桑浜字羽板		0.5	1.0	17
北		11	水浜分浜漁港	分浜字分浜	21-5714	0.5~3.0	1.0~2.0	114
北		12		水浜字水浜		0.5~1.0	0.5~1.5	116
北北東		13	船沢漁港	船沢字船沢		1.0	1.5	35
北北東		13	宇島漁港	大須字宇島				0
石巻市(雄勝地区)	北	13	小島漁港	小島字小島	21-5714	1.0	1.5	45
	北北西	13	雄勝漁港	雄勝字上雄勝	57-2211	1.0~25.0	1.0~4.0	856
	北	14	明神漁港	明神字明神		1.0	1.5	64
	北北東	14	大須漁港	大須字大須	21-5714	10	2.4	190
	北北東	15	荒漁港	船越字荒		0.5	1.0	33
	北	15	船越漁港	船越字船越	0225 21-5714	0.5~3.0	0.3~2.0	261
	北	15	名振漁港	名振字名振		0.5~3.0	0.5~2.0	328
	北	21	白浜漁港	十三浜字白浜		3.0	2.0	40
	北	21	北上漁港(大室)	十三浜字大室		20~50	2.8~3.5	134
	北	23	北上漁港(相川)	十三浜字相川	66-2011	0.5~50.0	1.0~4.2	222
	北	23	北上漁港(小指)	十三浜字小指		3.0	2.0	48
	北北東	23	北上漁港(大指)	十三浜字大指		3.0	2.0	161
北北東	25	北上漁港(小滝)	十三浜字小滝		3.0	2.0	76	

石巻市(北七)	北	18	長面漁港	尾崎字名越山	21-5714	3.0	2.0	240
東松島市	西	28.4	浜市漁港	浜市字樋場	82-1111	5.0	2.7	283.2
	西南西	29.9	室浜漁港	宮戸字鹿寓		5.0	3.7	591.2
	西	28.8	野瀬漁港	野瀬		1.0	0.5	0.0
	西南西	30.2	大浜漁港	宮戸字大浜		5.0	3.2	183.4

参考 漁港管理者の連絡先

南三陸町 町管理漁港の場合 南三陸町 0226-46-1377
 県管理漁港の場合 気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁港管理班 (波伝谷漁港)
 0226-22-6825

女川町 町管理漁港の場合 女川町 0225-54-3131
 県管理漁港の場合 東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班 (女川漁港)
 0225-95-7318

石巻市 市管理漁港の場合 石巻市 0225-95-1111
 牡鹿半島は 石巻市牡鹿総合支所 0225-41-2114
 県管理漁港の場合 東部地方振興事務所水産漁港部漁港管理班 (前述のとおり)
 (雄勝, 寄磯, 網地, 福貴浦, 狐崎, 桃ノ浦, 仁斗田, 石巻, 渡波, 鮎川)

東松島市 市管理漁港のみ 東松島市 0225-21-1111

資料2-3-12 船舶保有状況

出典:第58次宮城森林水産統計年報(平成22年~23年) 編集者:東北農政局統計部

市町名	位置		漁港名 (地区)	所在 漁協名	連絡先 電話番号	船舶数()は無線機装備								乗船 可能 人員 (人)	地区 人口 (人)
	方位	距離 (km)				0t ~1	1t ~3	3t ~5	5t ~10	10t ~20	20t ~50	50t ~100	100t 以上		
女川町	北北東	3	出島	出島 出張所	55-2111	139	37	36	14	7					
	北西	3	女川	女川町 支所	53-2188	362	34	117	42	8		1	3		
	東	4	江島			25	3	2	1	6					
	合計						546	74	155	57	21		1	3	
石巻市	北	11	北上	十三浜 支所	66-2011	132	33	26	9						
	北北東	10	河北	河北町 支所	64-2321	35	2	4							
	北	8	雄勝東部	東部支所	58-2121	211	41	13	4	3					
	北	7	雄勝湾	雄勝湾 支所	57-2211	115	22	37	4				2		
	東南東	2	寄磯	寄磯支所	48-2251	79	3	6	2	16					
	南東	2	前網	前網支所	48-2235	36		3		1					
	南南西	2	鮫浦	鮫浦支所	48-2265	36	3	3	1	2					
	南南西	2	谷川	谷川支所	48-2065	45	3	3	1						
	南南東	3	泊浜	泊浜支所	48-2175	36	2	6	6	3					
	南	6	牡鹿	牡鹿漁業 協同組合	45-2411	107	3	9	13	27	2				
	南南西	8	網地島			106	7	1	5	2					
	南南西	5	表浜	表浜支所	48-2136	181	7	60	35	21					
	南東	7	田代島	石巻地区 支所	24-0391	39	1	4	4	4					
	南西	5	石巻東部	石巻東部 支所	90-2131	94	1	25	47	10					
	西南西	3	萩浜	石巻地区 支所	24-0391	18		5	7	6					
	西南西	4	月浦			17		7	1						
	西	4	桃浦			40	3	33	5						
	西	6	小竹浜			27	1	3	1	1					
	西	6	佐須浜			18	2	2	2	1					
西	7	渡波	石巻湾 支所	24-2111	314	2	5	8	4	1					
西北西	6	沢田	石巻地区 支所	24-0391	53	2	1	2							
西	8	石巻			7			2	2		8	16			
合計						1750	135	258	159	108	3	8	18		

市町名	位置		漁港名 (地区)	所在 漁協名	連絡先 電話番号	船舶数()は無線機装備								乗船 可能 人員 (人)	地区 人口 (人)	
	方位	距離 (km)				0t ~1	1t ~3	3t ~5	5t ~10	10t ~20	20t ~50	50t ~100	100t 以上			
東松島市	西	12	矢本	矢本支所	82-2005	95	7	5								
	西	16	鳴瀬	鳴瀬支所	88-3133	126	2	37	1							
	西北西	16	宮戸	宮戸支所	88-2112	225	21	6								
	西北西	17	宮戸西部	宮戸西部支所	88-3311	213	8		1							
	合計						659	36	48	2						
南三陸町	北	16	歌津	歌津支所	0226-36-2002	453	38	75	50	6						
	北北西	16	志津川	志津川支所	0226-46-2800	281	29	76	13	2						
	北北西	14	戸倉			206	28	42	26	2			1			
	合計						940	95	193	89	10				1	

資料2-3-13 防災関係機関保有船舶の状況

(1) 宮城県所有船舶(女川町、石巻市、東松島市、南三陸町)

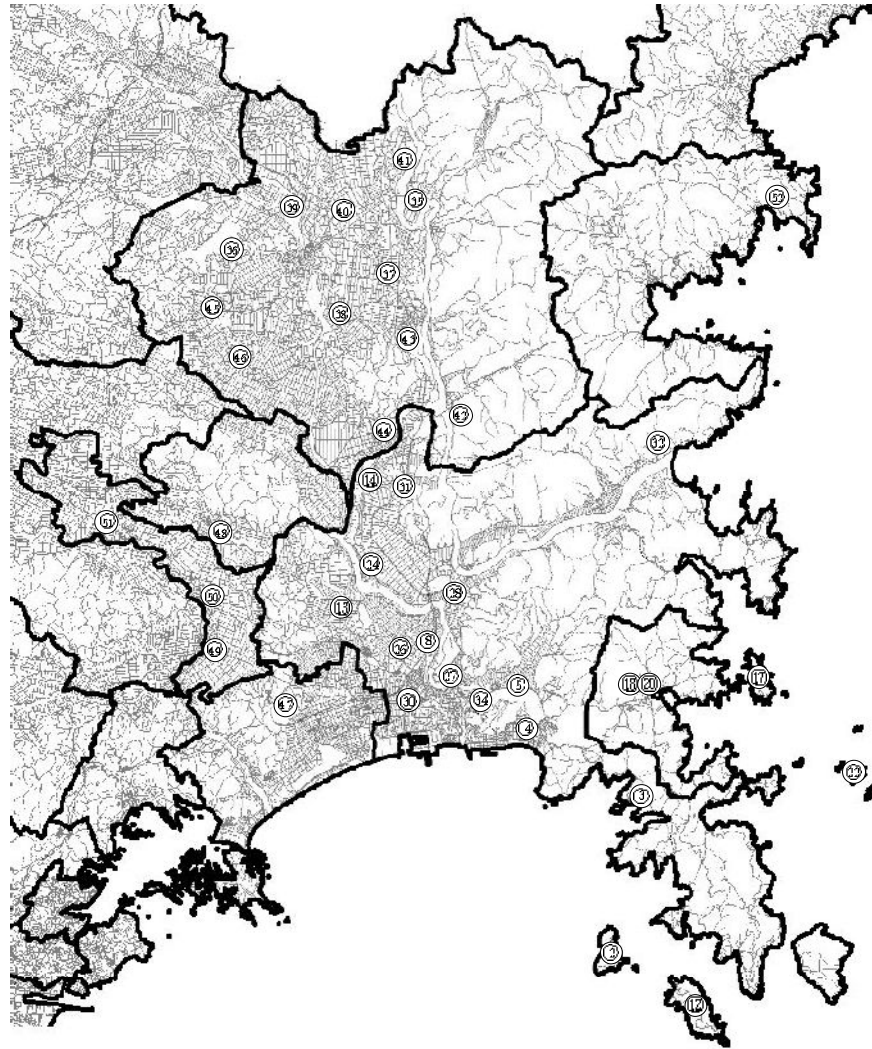
位置	方位	距離 (km)	停泊 港	船舶名	船種	所属課	無線周波数	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗員 数 (人)	輸送 人員 (人)

※新宮城丸、開洋は廃船、うみわし及びびりみたかは停泊港が塩釜漁港に変更となっている。

(2) 第二管区海上保安本部

保安部署 航空基地名	所在地 (電話番号)	所属船艇名	長さ (メートル)	速力 (ノット)
宮城海上保安部	塩釜市貞山通三丁目4番1号 (023-983-0114~0116)	巡視船 ざおら (ヘリコプター1機搭載型)	105.0	22.0
		巡視船 くりこま (1,000トン型)	91.4	20.2
		巡視船 まっしま (1,000トン型)	78.0	20.0
		巡視艇 うみざり (30メートル型)	30.0	30.0
		巡視艇 しらはぎ (20メートル型)	20.0	30.0
石巻海上保安署 (仮庁舎)	石巻市京町四丁目1-9 法務合同庁舎2階 (0225-22-8086)	巡視艇 しまかぜ (20メートル型)	20.0	29.0
気仙沼海上保安署 (仮庁舎)	気仙沼市漁市場前7-3 気仙沼産業センター 海の市13階 (0226-22-7064)	巡視艇 ささかぜ (20メートル型)	20.0	29.0
第二管区海上保安 本部仙台航空基地	岩沼市下郷郷宇北長沼4 (0223-22-2891)	M A B 6 5 はくたか (中型飛行機)	14.22	268
		M A B 6 0 うみねこ (中型飛行機)	13.34	245
		M H 9 6 8 うみずめ (中型回転翼航空機)	16.62	167
		M H 5 6 3 ひろせ (中型回転翼航空機)	17.41	120

資料2-3-14 ヘリポート適地分布図



国土地理院提供

資料2-3-15 ヘリポート適地状況

(宮城県防災航空隊、他都道府県からの応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の離着陸に使用)

(平成24年12月1日)

市町名	ヘリポートの適地の名称	所在地	地積	管理者	電話番号
石巻市	②田代島自然教育センター	石巻市田代浜字内山 58-7	65×50	教育長	0225-95-1111
	③茨浜中学校	〃 茨浜字田ノ浜山 3	52×115	学校長	0225-90-2224
	④徳波小学校	〃 徳波町一丁目 5-22	60×120	〃	0225-24-2115
	⑤船井小学校	〃 真野字八の坪 116-1	75×75	〃	0225-91-2314
	⑧曾波神公園	〃 鹿又字曾波神川原地内	155×130	市長	0225-95-1111
	⑫旧網長小学校校庭	〃 長渡浜字杉 13-3	73×65	〃	0225-45-2111
	⑬遊樂館	〃 北村字前山 15-1	100×100	教育長	0225-73-3561
	⑭桃生中学校	〃 桃生町寺崎字植立 20	140×140	学校長	0225-76-4122
女川町	⑯女川第四小学校	女川町出島字合ノ浜 54-2	40×60	学校長	0225-55-2410
	⑰女川第二小学校	〃 女川浜字大原 310	60×70	〃	0225-54-3261
	⑱女川町総合運動場(第2多目的運動場)	〃 女川浜字大原 190	100×100	町長	0225-53-3151
	⑳女川第一中学校	〃 女川浜字大原 469-1	60×60	学校長	0225-54-2168
	㉑女川町江島自然活動センター	〃 江島字荒藪 40	40×50	教育長	0225-54-3131
登米市	㉒東和運動場	登米市東和町錦織 字雷神山 15-3	120×120	市長	0220-22-2111
	㉓長沼	〃 迫町北方字天形 114-2	200×100	市議会	0220-22-2494
	㉔佐沼高校	〃 迫町佐沼字北散田地内	200×120	学校長	0220-22-2022
	㉕登米市防災センター	〃 迫町森字平柳 25	20×20	消防長	0220-22-0119
	㉖石越運動公園	〃 石越町南郷字矢作 122-1	100×90	市長	0220-22-2111
	㉗中田石森	〃 中田町石森字茶畑 7	110×70	市長	0220-22-2111
	㉘北上川緑化公園	〃 中田町上沼字冠木地内	200×100	市議会	022-225-2171
	㉙津山グラウンド	〃 津山町柳津字宮下地内	200×90	市長	0220-22-2111
	㉚登米運動公園	〃 登米町小島字長橋地内	100×100	市長	0220-22-2111
	㉛豊里花の公園	〃 豊里町小口前 88	150×130	市長	0220-22-2111
東松島市	㉜東の森	東松島市大塩字山崎 5-1	150×100	市長	0225-82-1111
	㉝浦谷スタジアム	遠田郡涌谷町字中下道 27-1	100×70	町長	0229-43-2111
美里町	㉞南郷球場	遠田郡美里町木間緑中央 1	120×100	町長	0229-58-1211
	㉟大柳	〃 大柳字天神原地先	200×90	市議会	0229-56-2617
	㊱素山球場	〃 字桜木町 164	100×100	町長	0229-34-2865
南三陸町	㊲平成の森(野球場)	本吉郡南三陸町歌津 字耕沢 28-1	100×90	町長	0226-46-2600

○数字はヘリポート適地分布図上の番号

宮城県飛行場外着陸場

名 称	所 在 地	地 積	備 考
◎東北電力石巻ヘリポート	石巻市桃生町神取字山下149	60×60	(常設)
◎石巻赤十字病院	# 蛇田字西道下71	17.2×17.2	(病院ヘリポート)
◎石巻市総合運動公園	# 南境字壽小堤18	240×160	
◎鳥渡川阿川運動公園	# 小船越字山畑338-1	100×200	
◎河南中央公園	# 須江字横手1	100×100	
◎石巻市桃生総合センター(野球場)	# 桃生町城内字東端164	90×150	
◎石巻市こっこりサンパーク	# 北上町十三孩子小田98-4	200×200	
◎石巻地区消防本部ヘリポート	# 大橋一丁目1-1	50×30	

資料2-3-16 自衛隊ヘリコプター所要時間等調

部 隊 名	所 在 地 (電話番号)	機 種	定員 (人)	速 力 (km/h)	観目 →女川	観目 →南三陸
東北方面ヘリ隊	宮城県仙台市若林区 観目1-1-1 (022-286-3101)	UH-1	6	180	30分	35分
		OH-6	<u>2</u>	200	25分	30分

(注) 定員は搭乗員を除いた数字

資料2-3-17 退避・避難所として利用できる施設の状況

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)	
	方位	距離(km)							
石巻市(牡鹿地区)	東南東	2	寄磯小学校	寄磯浜字五梅沢24	48-2310	鉄骨	211		
	南	5	泊地区コミュニティセンター	泊浜台11-1	48-2446	鉄筋	304		
	南	5	泊老人憩の家	泊浜台11-2		木造	66		
	南南西	6	(旧)大原中学校	大原浜一の峠18-7	48-2319	鉄骨	260		
	南南東	7	大原小学校	大原浜大光寺1	0225-48-2121	鉄骨	240		
	南	8	新山生活センター	新山浜台15		鉄骨	78		
	南	8	寺山地区コミュニティセンター	十八成浜寺山1-1		鉄骨	55		
	南	10	鮎川小学校	鮎川浜清崎山1-1	45-3020	鉄骨	260		
	南	11	牡鹿中学校	鮎川浜鬼形山1-24	45-3117	鉄骨	407		
	南	11	牡鹿保健福祉センター 清 優 館	鮎川浜清崎山7	45-2113	鉄骨	1,225		
	南南西	14	網地生活センター	網地浜髪刺坂107	49-2644	木造	90		
	南	15	網地島開発総合センター	長渡浜杉13-82	49-2747	鉄筋	325		
	南	16	牡鹿公民館長渡分館	長渡浜大金35-1	49-2334	木造	178		
	石巻市(石巻地区)	西南西	5	萩浜中学校	萩浜字田浜山3	90-2224	鉄筋	668	
		西	5	萩浜小学校	桃浦字米久保5	90-2124	鉄筋	213	
		西南西	7	福貴浦会館	福貴浦字福貴屋敷39	90-2325	木造	66	
西南西		7	東浜小学校	枚浜字竹浜道22-1	90-2024	鉄筋	376		
西南西		8	狐崎漁村センター	狐崎浜字狐崎屋敷4	90-2830	木造	49		
西		10	小竹地区コミュニティセンター	小竹浜字山居山11		木造	130		
西北西		11	渡波公民館	渡波町二丁目6-31	24-0941	鉄筋	355		
西北西		11	宮城水産高等学校	字田川町1-24	24-0404	鉄筋	953		
西北西		11	万石浦小学校	渡波字境釜1-1	97-4216	鉄筋	491		
西北西		11	万石浦中学校	流留字七勺21	24-3211	鉄筋	657		
西北西		11	総合福祉会館 うしお荘	流留字七勺21	97-3037	鉄筋	190		
西北西		11	渡波小学校	渡波町一丁目5-22	0225-24-1135	鉄筋	739		
西北西		13	鹿妻小学校	鹿妻北二丁目2-1	93-9711	鉄筋	558		
西北西		13	稲井中学校	真野字八の坪116	91-2314	鉄筋	491		
西北西		13	稲井小学校	真野字八の坪116-1	91-2114	鉄筋	355		
南南西		13	田代島自然教育センター	大字田代浜字内山88-3	98-2421	鉄筋	1,477		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
石巻市(石巻地区)	西北西	15	藻中学校	大門町四丁目1-1	95-8351	鉄筋	760	
	西北西	15	稲井公民館	新栄一丁目25-7	22-4303	鉄筋	498	
	西北西	16	藻小学校	吉野町一丁目3-21	22-0843	鉄筋	476	
	西北西	16	住吉小学校	住吉町二丁目4-27	22-6248	鉄筋	601	
	西北西	16	開北小学校	大橋一丁目2-1	96-5401	鉄筋	391	
	西北西	17	住吉中学校	東中里三丁目3-1	95-8341	鉄筋	722	
	西	17	市立女子高等学校	日和が丘二丁目11-8	22-4421	鉄筋	986	
	西北西	17	石巻小学校	泉町一丁目1-2	22-6545	鉄筋	523	
	西北西	17	中央公民館	日和が丘一丁目2-7	22-2970	鉄筋	750	
	西北西	17	総合体育館	泉町三丁目1-63	95-8998	鉄筋	2,942	
	西北西	17	石巻中学校	泉町四丁目7-15	95-8321	鉄筋	532	
	西北西	17	県石巻高等学校	大手町3-13	98-8022	鉄筋	846	
	西北西	17	門脇中学校	泉町四丁目7-12	22-2675	鉄筋	388	
	西北西	17	住吉幼稚園	南中里一丁目6-25	22-1341	鉄筋	401	
	西北西	17	県石巻商業高等学校	南境字大樋20	22-9188	鉄筋	805	
	西北西	18	山下小学校	山下町一丁目10-10	22-4569	鉄筋	364	
	西北西	18	県石巻工業高等学校	貞山五丁目1-1	22-6338	鉄筋	804	
	西北西	18	中里小学校	中里五丁目7-1	96-1011	鉄筋	492	
	西北西	19	山下中学校	貞山五丁目3-2	94-0410	鉄筋	517	
	西北西	19	貞山小学校	貞山五丁目3-1	95-8121	鉄筋	378	
	西北西	19	大街道小学校	大街道南一丁目3-1	96-3123	鉄筋	493	
	西北西	19	県石巻好文館高等学校	貞山三丁目4-1	22-9161	鉄筋	1,111	
	西	19	釜 会 館	築山三丁目6-28	93-4873	木造	546	
	西北西	19	釜 小 学 校	大街道西二丁目5-1	22-1840	鉄筋	364	
	西北西	19	蛇田小学校	蛇田字上中塚97-1	22-2582	鉄筋	353	
	西北西	20	蛇田公民館	蛇田字上中塚26	95-0183	鉄筋	328	
	西北西	20	向陽小学校	向陽町四丁目13-24	95-0221	鉄筋	364	
	西北西	20	県石巻高等技術専門校	門脇字青葉西27-1	22-1719	鉄筋	2,500	
	西北西	20	上 釜 会 館	門脇字浦屋敷4-3	22-9682	鉄筋	159	
	西北西	21	蛇田中学校	蛇田字新金沼20-1	22-2558	鉄筋	662	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
五箇地区	西北西	21	青葉中学校	門脇字一番谷地 51-10	94-6220	鉄筋	706	
	西北西	21	県石巻支援学校	蛇田字新立野 410-1	0225 94-0202	鉄筋	340	
五等市(雄勝地区)	北北東	10	羽板老人憩いの家	雄勝町桑浜字羽板 419	58-2921	鉄筋	71	
	北	11	雄勝森林公園	雄勝町雄勝字原 39	57-3544	鉄骨	100	
	北	11	(旧)水浜保育所	雄勝町水浜字水浜 105-1		木造	103	
	北	11	(旧)水浜小学校	雄勝町水浜字水浜 68		木造	569	
	北北東	12	熊沢生活センター	雄勝町熊沢字熊沢 57-3	58-2927	木造	70	
	北北東	13	大須小学校	雄勝町大須字船隠 29	58-2549	鉄筋	592	
	北北東	13	大須中学校	雄勝町大須字鑑森 1-1	58-2245	木造	584	
	北北東	13	大須老人憩いの家	雄勝町大須字船隠 1-1	58-2918	木造	91	
	北	14	名振コミュニティセンター	雄勝町名振字東 46	58-2565	鉄骨	186	
	北北東	14	荒老人憩いの家	雄勝町船越字荒 204		木造	88	
	北北東	14	大須保育所	雄勝町大須字大須 129-4	58-2045	木造	142	
	五等市(河北地区)	北北西	14	原生活センター	針岡字六角 22-1		木造	78
北北西		15	追館公民館	針岡字追館 106-2		木造	49	
北北西		15	芦早公民館	針岡字芦早 55-1		木造	36	
北北西		15	鳥屋森公民館	針岡字迦羅 19-1		木造	34	
北北西		15	入益谷生活センター	益谷字入益谷 53-1		木造	69	
北北西		17	横川公民館	福地字町 149-4		木造	104	
西北西		18	北境老人憩いの家	北境字上待井 1		木造	94	
西北西		18	東福田農事集会所	東福田字馬場 95		木造	90	
北北西		18	高德寺	三輪田字持領前 60	62-0329	木造	52	
北北西		18	三輪田下公民館	三輪田字中里前 90		木造	41	
北北西		18	三輪田中老人憩いの家	三輪田字馬場前上 3		木造	58	
北北西		18	牧野集公民館	中野字牧野集山 55		木造	35	
西北西		18	大土老人憩いの家	大森字日影 168		木造	59	
西北西		18	大森公民館	大森字内田 300		木造	50	
北北西		19	中野林業センター	中野字大屋敷 123-1	62-2114	木造	84	
北北西		19	馬鞍老人憩いの家	馬鞍字百目木 113		木造	92	
西北西		19	二俣小学校	大森字大平 6	62-2218	鉄骨	440	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
五等市(河北地区)	西北西	19	親林交流館	三輪田字谷津 162-2		木造	69	
	西北西	19	辻堂生活センター	三輪田字上新田 21-1		木造	68	
	北北西	20	成田老人憩いの家	成田字小塚宅地 91-2		木造	66	
	北北西	20	飯野川中学校	相野谷字旧会所前 34	62-9511	鉄筋	644	
	北北西	20	飯野川第一小学校	相野谷字旧屋敷 56	62-3009	鉄筋	548	
	北北西	20	源光寺会館	相野谷字柿木前 42	62-2559	木造	119	
	北北西	20	梅林寺会館	中野字岩沢 99	62-1419	木造	101	
	西北西	20	河北中学校	小船越字山畑 250	62-2374	鉄筋	656	
	西北西	20	梨の木舟渡公民館	大森字青崎土手外 16-4		木造	45	
	北北西	20	飯野川第二小学校	皿貝字宮田 7-3		鉄筋	326	
	北北西	21	河北総合センター	成田字小塚裏畑 54	62-1120	鉄筋	4,453	
	西北西	21	相野谷公民館	相野谷字塚崎 38-3		鉄筋	101	
	北北西	21	中島生活センター	中島字大嶋山畑 66		木造	65	
	北北西	21	皿貝老人憩いの家	皿貝字郷田 21-7		木造	99	
	西北西	21	鶴家公民館	小船越字的場 1		木造	134	
	西北西	21	沢田老人憩いの家	小船越字崎山 147-1		木造	68	
	西北西	21	後谷地老人憩いの家	小船越字舟形 22-1		木造	67	
	西北西	22	大谷地小学校	小船越字角田 16-2	62-3129	鉄筋	510	
	北北西	22	吉野老人憩いの家	飯野字外吉野 114-2		木造	70	
	北北西	22	大吉野福祉センター	飯野字大吉野入 17		木造	83	
	西北西	22	岩崎生活センター	飯野字岩崎 15-1		木造	46	
	西北西	23	本地老人憩いの家	飯野字宮前 41		木造	77	
	西北西	23	飯野体育研修センター	飯野字大筒前東一番 43		鉄骨	302	
	西北西	23	五十五人生活センター	小船越字大縄場 67-5		木造	72	
西北西	24	新田交流会館	飯野字浦谷地沖 65-1		木造	94		
五等市(北上地区)	北北西	18	本地生活センター	北上町橋浦字西山 2		木造	53	
	北北西	18	橋浦小学校	北上町長尾字松崎 1	67-2133	鉄筋	422	
	北北西	19	長尾生活センター	北上町長尾字東前 23		木造	103	
	北	19	北上中学校	北上町十三浜字小田 93-1	67-2057	鉄筋	942	
	北	19	にっこりサンパーク	北上町十三浜字小田 93-4	67-2038	鉄骨	216	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
北地区	北	23	大指林業生活改善センター	北上町十三浜字松の坂47-4	86-2282	木造	73	
	北	24	小 滝 公 民 館	北上町十三浜字小滝27-1		木造	54	
石巻市(桃生地区)	北北西	24	万才山 婦 人 ホ ー ム	桃生町太田字万才山4-2		木造	42	
	北北西	24	入 沢 老 人 憩 い の 家	桃生町太田字中下55-1		木造	62	
	北北西	24	山 田 老 人 憩 い の 家	桃生町櫻崎字山田128-2		木造	48	
	西北西	25	高須賀地区定住センター	桃生町高須賀字下畑14-1		鉄骨	245	
	西北西	25	小 池 老 人 憩 い の 家	桃生町太田字開前56-15		木造	69	
	北北西	25	桃生町文化交流会館	桃生町太田字捨賣貳番71-2		鉄筋	585	
	北北西	25	九 郎 沢 会 館	桃生町太田字上九郎沢132-4		木造	33	
	西北西	25	高須賀下親交會館	桃生町高須賀字下畑54-5		木造	75	
	北北西	26	城 内 老 人 憩 い の 家	桃生町城内字東嶺52-2		木造	123	
	西北西	26	高須賀上生活センター	桃生町高須賀字内畑33-3		木造	67	
	北北西	26	袖 沢 会 館	桃生町太田字袖沢92-1		木造	25	
	北北西	26	葉 田 老 人 憩 い の 家	桃生町太田字葉田133		木造	59	
	北北西	26	北 沢 集 落 セ ン タ ー	桃生町太田字北沢27		木造	53	
	北北西	26	桃 生 小 学 校	桃生町櫻崎字高附5	76-2242	鉄筋	鉄筋	
	北北西	26	妙 円 寺	桃生町櫻崎字太郎山6	76-1741	木造	126	
	北北西	27	香 積 寺	桃生町城内字西嶺122		木造	160	
	西北西	27	新 田 老 人 憩 い の 家	桃生町新田字釣場37-2		木造	60	
	西北西	27	中 津 山 第 一 小 学 校	桃生町給人町字東町96	76-2040	鉄筋	366	
	西北西	27	神取いきいき交流センター	桃生町神取字鹿島193-2		木造	98	
	西北西	27	山 崎 集 落 セ ン タ ー	桃生町神取字山畑156-8		木造	50	
	北北西	27	向井永井老人憩いの家	桃生町永井字新山36		木造	34	
	北北西	27	表永井地区会館	桃生町永井字中ノ内136-1		木造	58	
	北北西	27	浄 音 寺	桃生町永井字仁田森23	76-1192	木造	67	
	北北西	27	桃生総合センター	桃生町城内字東嶺164	76-4564	鉄筋	1,780	
	北北西	27	永井西前地区会館	桃生町永井字中ノ内120-1		木造	35	
	北北西	28	寺崎地区農業車担い手センター	桃生町寺崎字町138-1		木造	154	
	北北西	28	中 津 山 第 二 小 学 校	桃生町中津山字江下57	76-2030	鉄筋	418	
	西北西	28	新 田 保 育 所	桃生町新田字西町32	76-4123	鉄筋	437	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
石巻市(桃生地区)	北北西	28	牛 田 生 活 セ ン タ ー	桃生町牛田字番109-1		木造	69	
	北北西	28	桃生地区子育て支援センター	桃生町中津山字四軒前40	76-4521	鉄筋	222	
	北北西	28	永井いきいき交流センター	桃生町永井字土手下246-1		木造	169	
	北北西	29	倉 坪 老 人 憩 い の 家	桃生町倉坪字寺後6		木造	56	
	北北西	29	桃 生 中 学 校	桃生町寺崎字道立20	76-4122	鉄筋	652	
石巻市(河南地区)	西北西	21	宮城県石巻北高等学校	鹿又字用水向126	74-2211	鉄筋	940	
	西北西	21	鹿 又 小 学 校	鹿又字矢袋屋敷合31	74-2114	鉄筋	239	
	西北西	21	谷 地 中 老 人 憩 い の 家	鹿又字観音臺137-1		木造	52	
	西北西	22	四 家 会 館	鹿又字四家前26-2		木造	69	
	西北西	23	須 江 小 学 校	須江字代官43	73-2344	鉄筋	225	
	西北西	23	梅木ふれあいセンター	鹿又字梅木屋敷		木造	85	
	西北西	23	しらかぎ谷コミュニティセンター	須江字しらかぎ台二丁目34		木造	86	
	西北西	24	河 南 東 中 学 校	須江字練塚3-3	73-2411	鉄筋	749	
	西北西	25	河南農村環境改善センター	和瀨字笠入前1-1	72-2004	鉄筋	659	
	西北西	25	砂 押 会 館	広瀨字柏木前135-1	73-2344	木造	60	
	西北西	25	柏木ふれあいセンター	広瀨字砂四1-1		木造	85	
	西北西	25	砂 押 老 人 憩 い の 家	広瀨字柏木前103-1		木造	51	
	西北西	26	広 瀨 小 学 校	広瀨字町北233	73-2251	鉄筋	546	
	西北西	27	和瀨地区コミュニティセンター	和瀨字清水75	72-2981	木造	151	
	西北西	27	和 瀨 小 学 校	和瀨字佐沼川200	72-3121	鉄筋	203	
	西北西	27	新 田 公 会 堂	広瀨字新田16-2		木造	90	
	西北西	27	依庭ふれあいセンター	北村字新依庭13-1		木造	85	
	西北西	27	広 瀨 老 人 憩 い の 家	広瀨字川南485		木造	50	
	西北西	29	河南老人福祉センター	前谷地字黒沢前35	72-3725	鉄骨	496	
	西北西	28	和瀨山根ふれあいセンター	和瀨字牡丹塚72	72-2925	木造	85	
	西北西	28	北 村 小 学 校	北村字幕刈崎一17	73-2202	鉄筋	258	
	西北西	28	北村農村交流センター	北村字幕刈崎55-1	73-2033	鉄筋	164	
	西北西	28	河 南 西 中 学 校	北村字小崎一37-2	72-2411	鉄筋	612	
	西北西	28	遊 楽 館	北村字前山15-1	72-3561	鉄筋	4,453	
	西北西	29	青木多目的研修センター	北村字新大日6-1	73-2829	鉄骨	217	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構造	収容 人員 (人)	地区 人口 (人)
	方位	距離 (km)						
石巻市(河内地区)	西北西	29	朝 日 会 館	北村字朝日 25		木造	62	
	西北西	29	箱清水老人憩いの家	北村字関田 3		木造	51	
	西北西	30	定 川 会 館	前谷地字沖西 1		木造	88	
	西北西	30	前 谷 地 小 学 校	前谷地字沖峰 125	72-2014	鉄筋	248	
	西北西	30	大番所生活改善センター	北村字久米田 79-1		木造	56	
	西北西	30	根 方 公 益 室	前谷地字根方山 63-1		木造	61	
	西北西	30	根方老人憩いの家	前谷地字根方山 5-5		木造	51	
	西北西	31	北 村 老 人 創 作 館	北村字大欠下 1-1		木造	84	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構造	収容 人員 (人)	地区 人口 (人)
	方位	距離 (km)						
登米市(津山地区)	北西	25	東下在老人憩の家	津山町柳津字入土 40-3		木造	38	
	北西	27	堂前老人憩の家	津山町柳津字堂前 52-2		#	62	
	北北西	27	津山中学校	津山町柳津字節石 6	0225 66-2063	コンクリート	3,488	
	北北西	27	石貝老人憩の家	津山町柳津字節石 73		木造	70	
	北北西	27	南沢多目的集会所	津山町横山字寺倉 22-11		#	71	
	北西	28	元町老人憩いの家(元町公民館)	津山町柳津字町 14-2		#	72	
	北北西	28	横山 3 区集会所	津山町横山字久保 165-2		#	51	
	北北西	29	津山公民館	津山町横山字本町 24	0225 69-2294	コンクリート	1,598	
	北北西	29	横山小学校	津山町横山字本町 91	0225 69-2210	#	1,982	
	北西	29	津山老人福祉センター	津山町柳津字黄牛田高畑 36-5	0225 66-2181	#	948	
	北西	29	旧宮町集会所(宮町公民館)	津山町柳津字本町 212-1		木造	50	
	北北西	29	南沢生活改善センター	津山町横山字久保 68		#	71	
	北北西	29	横山 6・7 区集会所	津山町横山字本町 83		#	146	
	北北西	29	横山 8 区・9 区生活改善センター	津山町横山字上禰築 109		#	70	
	北北西	29	黒沢生活改善センター	津山町横山字黒沢 147-2		#	74	
	北北西	29	横山 11 区担い手センター	津山町横山字前田沢 57-1		#	58	
	北西	30	柳津小学校	津山町柳津本町 57	0225 66-2009	コンクリート	2,564	
	北西	30	津山林業総合センター	津山町柳津字黄牛田高畑 59	0225 66-2668	#	1,258	
	北西	30	津山若者総合体育館	津山町柳津字黄牛田高畑 59	0225 66-2668	#	2,420	
	北西	30	本町一・二丁目老人憩いの家	津山町柳津字形沼 9-40		木造	64	
	北西	30	本町三・四丁目多目的集会所	津山町柳津字本町 69-1		#	70	
	北西	30	小川町老人憩いの家	津山町柳津字本町 190		#	51	
	北北西	30	黄牛入沢老人憩いの家	津山町柳津字黄牛字名 173-4		#	53	
	北北西	30	黄牛町多目的集会所(黄牛町公民館)	津山町柳津字黄牛比良 137		#	55	
	北北西	30	入沢多目的集会所(老人憩いの家)	津山町柳津字黄牛山窪 36		#	65	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
登米市(豊里地区)	北西	30	豊里小・中学校	豊里町上町裏100	0225 76-2039	コンクリート	2,315	
	北西	30	豊里錦波コミュニティセンター	豊里町白鳥山72	0225 76-2930	#	250	
	北西	30	豊里公民館	豊里町小口前80	0225 76-2237	#	1,452	
	北西	30	豊里多目的研修センター	豊里町土手下141	0225 76-1428	#	576	
	北西	30	豊里デイサービスセンター	豊里町笑沢153-78	0225 76-5486	#	49	
	北西	30	豊里町上町地区集落センター	豊里町新田町200-2		木造	91	
	北西	30	新町部集会所	豊里町新町5-9		#	52	
	北西	30	横町集会所(老人いこいの家)	豊里町小口前61-1		#	0	
	北西	30	豊里上屋浦集会所	豊里町上屋浦214-3		軽鉄	66	
	北西	30	豊里町仲町・川前地区集落センター	豊里町新田町53-3		木造	93	
	北西	30	豊里町下町生活センター	豊里町新田町115-1		#	89	
	北西	30	豊里ニッ屋地域活性化センター	豊里町鏡形1-1		軽鉄	150	
	北西	30	豊里町ニッ屋生活センター	豊里町鏡形4-1		木造	63	
	北西	30	上谷地集会所	豊里町上谷地43-1		#	45	
	北西	30	十五貫集会所	豊里町内畑62		#	77	
	北西	30	豊里町大曲地区集落センター	豊里町前田164		#	0	
	北西	30	豊里町上竹花会館	豊里町久寿田104-3		軽鉄	69	
	北西	30	豊里町保手地区集落センター	豊里町保手53-4		木造	71	
	北西	30	豊里町庚申会館	豊里町大門57-1		#	100	
	北西	30	豊里町長根コミュニティセンター	豊里町長根浦250		#	99	
北西	30	豊里町加々巻地区生活センター	豊里町新加々巻2-29		#	73		
北西	30	豊里町山根生活センター	豊里町山根42-4		#	40		
北西	30	豊里町白鳥公民館	豊里町白鳥23		#	50		
北西	30	豊里町錦波集会所	豊里町佐野18-3		#	60		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
登米市	北北西	34	登米市立登米中学校	登米町大字日根牛小川向10	0220 52-2269	コンクリート	2,196	
	北北西	34	登米市登米老人福祉センター	登米町寺池金谷12-1	0220 52-2143	#	312	
	北北西	34	登米市登米小学校	登米町寺池榎小路6	0220 52-2504	#	2,635	
	北北西	34	登米市登米公民館	登米町寺池目子待井391	0220 52-2316	#	1,467	
	北北西	34	登米市登米総合体育館	登米町寺池目子待井10	0220 52-1155	#	2,110	
	北北西	34	宮城県登米高等学校	登米町寺池榎小路3	0220 52-2670	#	460	
	北西	35	旧善王寺小学校	米山町善王寺字石神68	0220 55-2104	#	1253	
	北西	35	吉田体育館	米山町字榎岡上待井76	0220 55-2124	#	401	
	北西	35	登米市立榎岡小学校	米山町字榎岡榎根1	0220 55-2042	#	1,771	
	北西	37	米山公民館	米山町西野字の場181	0220 55-2426	#	658	
	北西	37	登米市立米山東小学校	米山町西野字古筋廻27-2	0220 55-2009	#	1,864	
	北西	37	宮城県米山高等学校	米山町中津山字筒湯坪215	0220 55-2221	#	320	
	北西	38	登米市立中津山小学校	米山町中津山字城内町前4	0220 55-2506	#	4,232	
	北西	38	登米市立米山中学校	米山町西野字西小路2	0220 55-2041	#	4,222	
	北西	38	登米市中津山公民館	米山町中津山字清水11-54	0220 55-2533	#	702	
	北西	38	登米市米山B&G海洋センター	米山町中津山字清水11-54	0220 55-3771	#	551	
	北西	38	登米市米山柔剣道場	米山町西野字西小路2	0220 55-2426	#	620	
	北北西	38	登米市立米谷小学校	東和町米谷字越路75	0220 42-2006	#	1,317	
	北北西	38	登米市米谷公民館	東和町米谷字せん前75	0220 53-2006	#	277	
	北北西	38	中田幼稚園	中田町宝江新井田字栗音3-1	0220 34-3502	#	1,402	
北西	39	登米市立森小学校	追町森字西表195	0220 22-5478	#	433		
北北西	39	宮城県米谷工業高等学校	東和町米谷字古館88	0220 42-2170	#	300		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
登米市	北北西	39	登米市立室江小学校	中田町室江新井田字後田22	0220 34-2144	コンクリート	1,716	
	北北西	39	登米市浅水ふれあいセンター	中田町浅水字荒神堂150-2	0220 34-2008	#	318	
	北西	39	登米市南方老人福祉センター	南方町大畑37	0220 58-4579	#	393	
	北西	39	登米市立東郷小学校	南方町堂地193-2	0220 58-2142	#	1,094	
	北北西	40	登米市立東和中学校	東和町米谷字細野35	0220 53-2002	#	3,560	
	北北西	40	登米市立浅水小学校	中田町浅水字川面188	0220 34-2158	#	1,967	
	北北西	40	登米市室江ふれあいセンター	中田町室江黒沼字浦38-3	0220 34-2143	#	225	
	北北西	40	登米市中田総合体育館	中田町室江黒沼字浦38-3	0220 34-7302	#	2,799	
	北北西	40	登米市中田B & G海洋センター	中田町室江黒沼字浦38-5	0220 34-4910	#	814	
	北北西	41	登米市錦織公民館	東和町錦織番神山15-3	0220 53-3003	#	403	
	北北西	41	旧鶴湖小学校	東和町米川寺内31	0220 45-2707	#	792	
	北北西	41	登米市東和地域福祉センター	東和町米川六反55	0220 45-2330	#	786	
	北西	41	登米市立加賀野小学校	中田町石森字加賀野1-17-1	0220 34-2040	#	1,581	
	北北西	41	登米市立中田中学校	中田町室江黒沼字新西野70	0220 34-2241	#	4,949	
	北北西	41	登米市中田老人福祉センター	中田町上沼字西桜場18	0220 34-5481	#	675	
	北北西	41	登米市中田農村環境改善センター	中田町上沼字西桜場19	0220 34-5744	#	749	
	北西	41	登米市南方農村環境改善センター	南方町八の森40-1	0220 58-2167	#	719	
	北西	41	登米市立南方小学校	南方町山成95-8	0220 58-2019	#	1,510	
	北西	41	登米市立南方中学校	南方町西山成前21-1	0220 58-2019	#	2,590	
	北西	41	登米市立佐沼小学校	追町佐沼字錦108	0220 22-2740	#	593	
	北西	41	宮城県佐沼高等学校	追町佐沼字末広1	0220 22-2202	#	500	
北西	42	登米市追武道館	追町佐沼字八幡1-3-17	0220 22-4953	#	484		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
登米市	北西	42	登米市追公民館	追町佐沼字中江2-6-1	0220 22-7324	コンクリート	304	
	北西	42	登米市追体育館	追町佐沼字中江2-6-2	0220 22-2323	#	1,859	
	北北西	42	登米市立上沼小学校	中田町上沼字弥勒寺大下91-2	0220 34-2339	#	1,402	
	北北西	42	登米市中田生涯学習センター	中田町上沼字錦43	0220 34-8081	#	1,437	
	北北西	42	登米市上沼ふれあいセンター	中田町上沼字弥勒寺大下91	0220 34-2002	#	658	
	北北西	42	宮城県上沼高等学校	中田町上沼字栗香94	0220 34-2127	#	400	
	北西	43	登米市佐沼中学校	追町佐沼字沼向4	0220 22-2760	#	793	
	北北西	43	登米市立米川公民館	東和町米川字四十田25-1	0220 53-4155	#	496	
	北西	43	登米市石森ふれあいセンター	中田町石森字茶畑7	0220 34-2341	#	645	
	北西	44	登米市北方小学校	追町北方字高永110-5	0220 22-2286	#	364	
	北西	44	登米市北方公民館	追町北方字高永109	0220 22-2149	#	306	
	北北西	44	登米市立米川小学校	東和町米川東潤木31	0220 45-2324	#	1,468	
	北西	44	登米市立石森小学校	中田町石森字前田29	0220 34-2324	#	1,946	
	北北西	44	旧上沼小学校	中田町上沼字八幡山78	0220 34-2553	#	1,459	
	北西	44	登米市立西郷小学校	南方町尾池10-1	0220 58-2141	#	1,595	
	北北西	45	旧嵯峨立小学校	東和町錦織岩ノ沢150	0220 44-3655	#	645	
	北西	47	登米市新田中学校	追町新田字山居37-1	0220 28-2042	#	354	
	北西	47	登米市新田公民館	追町新田字小友65	0220 28-2037	#	440	
	北西	47	旧新田第2小学校	追町新田字対馬51-7	0220 28-2076	#	403	
	北西	48	登米市立石越小学校	石越町北郷字長根134	0228 34-2012	#	2,466	
	北西	48	登米市石越体育センター	石越町南郷字矢作122-2	0228 34-2036	#	629	
北西	48	登米市石越防災センター	石越町南郷字愛宕81	0228 34-2111	#	250		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
登米市	北西	48	登米市石越保健センター	石越町南郷字矢作 130-1	0228 34-3110	コンクリート	429	
	北西	48	登米市石越福祉センター	石越町南郷字新石沢前 47-4	0228 34-2501	#	269	
	北西	48	登米市石越公民館	石越町南郷字矢作 122-2	0228 34-2036	#	580	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
浦谷町	調査中		浦谷中学校	浦谷町浦谷字内林	調査中		3,061	
			旧浦谷第三小学校	浦谷町上郡字永根		1,193		
			籠岳中学校	浦谷町太田字台		1,786		
			籠岳小学校	浦谷町吉住字西山		1,148		
			浦谷高校	浦谷町浦谷字八方谷		3,700		
			浦谷第一小学校	浦谷町字立町		2,704		
			浦谷勤労福祉センター	浦谷町字立町		715		
			大崎地域広域行政事務組合東部事業所	浦谷町字関谷沖名		115		
			石坂集落センター	浦谷町字花藤山		30		
			わくや天平の湯	浦谷町浦谷字中江南				
			三十軒・九軒多目的集会場	浦谷町字三十軒屋敷		70		
			浦谷農村勤労福祉センター	浦谷町字立町		715		
			月将館小学校	浦谷町浦谷字小人町		1,529		
			浦谷町B&G海祥センター	浦谷町字下道		690		
			勤労青少年ホーム	浦谷町字下道		282		
			金山多目的集会場	浦谷町小塚字石坂山		30		
			天平ろまん館	浦谷町字黄金山		711		
			籠岳地区町民体育館	浦谷町太田字北太田		368		
			小里小学校	浦谷町小里字八幡		1,134		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
美里町	西北西	30	小島集落センター	美里町二郷字蛇沼向 808-4		木造	20	
	西北西	33	第一住宅集会所	美里町二郷字佐野田 12-1		鉄骨	80	
	西北西	33	南郷体育館	美里町木間塚字高田 33	0229 58-0913	鉄筋鉄骨	750	
	西北西	33	慶半コミュニティセンター	美里町二郷字慶半 95		木造	70	
	西北西	33	南郷中学校	美里町木間塚字高田 66	0229 58-1142	鉄筋鉄骨	1,000	
	西北西	33	南郷小学校	美里町木間塚字高田 5	0229 58-1106	鉄筋	1,000	
	西北西	36	福ヶ袋会館	美里町福ヶ袋字辻屋敷 28		木造	70	
	西北西	36	農村婦人の家	美里町和多田沼字砥田原 1-75-1		鉄骨木造	100	
	西北西	40	不動堂小学校	美里町字嶺山 12-1	0229 32-2036	鉄筋	520	
	西北西	40	不動堂中学校	美里町字志賀殿 72	0229 32-2068	鉄筋	620	
	西北西	40	下小牛田集落センター	美里町南小牛田字下小牛田屋敷 37-1		鉄骨	75	
	西北西	41	美里町公民館	美里町北浦字駒米 13	0229 32-2175	鉄筋	350	
	西北西	42	小牛田小学校	美里町牛飼字清水江 220	0229 32-2319	鉄筋	550	
	西北西	42	笹船集会所	美里町北浦字山前 1-5		木造	30	
	西北西	42	小牛田地区公民館	美里町南小牛田字町浦 10-8	0229 33-2739	鉄骨	100	
	西北西	42	健康福祉センターさるびあ館	美里町牛飼字新町 51	0229 32-2941	鉄筋	200	
	西北西	42	青生小学校	美里町青生字中の橋 128-1	0229 32-2278	鉄筋鉄骨	220	
	西北西	42	青生コミュニティセンター	美里町青生字和谷地 175-1	0229 32-5801	鉄骨	200	
	西北西	43	小牛田中学校	美里町牛飼字新西原 310	0229 32-2402	鉄筋鉄骨	300	
	西北西	45	中塚地区公民館	美里町中塚字加時 3-9	0229 34-1321	鉄骨	200	
	西北西	45	北浦地区公民館	美里町北浦字道祖神前 7-5	0229 34-2224	鉄筋	100	
	西北西	45	北浦小学校	美里町北浦字浦田上 129	0229 34-2332	鉄筋鉄骨	200	
	西北西	45	中塚小学校	美里町荻塚字朝日壇 78	0229 34-2331	鉄筋鉄骨	150	
	西北西	46	北浦西部白寿館	美里町関根字道明 46-3		木造	30	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	収容人員(人)	地区人口(人)
	方位	距離(km)						
南三陸町	北	27	神割観光プラザ	戸倉字寺浜 81-23	0226-46-9221	鉄筋	50	
	北	27	宮城県志津川自然の家	戸倉字坂本 86-1	0226-46-9044	鉄筋	500	
	北	32	宮城県志津川高等学校	志津川字廻船 92-2	0226-46-3643	鉄筋	500	
	北	32	志津川小学校	志津川字城場 41	0226-46-3645	鉄筋	500	
	北	32	志津川中学校	志津川字助作 1-1	0226-46-3666	鉄筋	500	
	北	31	南三陸町総合体育館	志津川字沼田 56	0226-47-1173	鉄筋	1,500	
	北	35	入谷小学校	入谷字童子下 193-2	0226-46-2655	鉄筋	200	
	北	37	伊里前小学校	歌津字伊里前 113	0226-36-2005	鉄筋	200	
	北	37	歌津中学校	歌津字伊里前 123	0226-36-2019	鉄筋	500	
	北	37	平成の森宿泊棟	歌津字枹沢 28-1	0226-36-3115	鉄筋	500	
	北	35	入谷公民館	入谷字水口沢 12-1	0226-46-5103	鉄筋	100	

資料2-3-18 原子力発電所周辺のコンクリート建物設置状況

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
石巻市(牡鹿地区)	東南東	2	寄磯小学校	寄磯浜五梅沢 24	48-2315	14	12	1,124	562	○
	南	5	泊地区コミュニティセンター	泊浜台 11-1	48-2446		5	608	304	
	南南西	6	旧大原中学校	大原浜一の沖 18-7	46-2391			519	260	
	南南東	7	大原小学校	大原浜大光寺 1	46-2121	27	12	1,165	582	○
	南	10	鮎川小学校	鮎川浜潮崎山 1-1	45-3020	45	13	2,393	1,198	○
	南	11	牡鹿中学校	鮎川浜鬼形山 1-24	45-3117	51	14	1,996	998	○
	南	11	牡鹿保健福祉センター	鮎川浜潮崎山 7	45-2113			2,449	1,225	○
	南	15	網地島開発総合センター	長渡浜杉 13-82	49-2747		6	649	325	○

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
石巻市(三巻地区)	西	5	荻浜小学校	桃浦字米久保 5	90-2124	5	9	1,395	697	○
	西南西	5	荻浜中学校	荻浜字田浜山 3	90-2224	10	10	397	198	○
	西南西	7	東浜小学校	秋浜字竹浜道 22-2	90-2024	22	9	1,199	599	○
	西北西	11	総合福祉会館	流留字七勺 21	97-3097		4	380	190	○
	西北西	11	万石浦小学校	渡波字境益 1-1	97-4216	415	22	4,377	2,168	○
	西北西	11	万石浦中学校	流留字七勺 21	24-3211	231	22	4,203	2,101	○
	西北西	11	宮城県水産高等学校	宇田川町 1-24	24-0404	400	30	4,306	2,153	
	西北西	11	渡波公民館	渡波町二丁目 6-31	24-0941		4	709	355	○
	西北西	13	鹿妻小学校	鹿妻北二丁目 2-1	93-9711			1,115	558	
	南南西	13	田代島自然教育センター	田代浜内山 88-3	96-2421			2,954	1,477	
	西北西	13	稲井小学校	真野字八の坪 116-1	91-2114			709	355	
	西北西	13	稲井中学校	真野字八の坪 116	91-2314			962	491	
	西北西	15	稲井公民館	新深一丁目 25-7	22-4303			996	498	
	西北西	15	湊中学校	大門町四丁目 1-1	95-8351			1,520	760	
	西北西	16	湊小学校	吉野町一丁目 3-21	22-0643			951	476	
	西北西	16	住吉小学校	住吉町二丁目 4-27	22-6248			1,201	601	
	西北西	16	關北小学校	大橋一丁目 2-1	96-5401			782	391	
西北西	17	石巻小学校	泉町一丁目 1-2	22-6545			1,045	523		
西北西	17	総合体育館	泉町三丁目 1-63	95-8998			5,894	2,942		

西北西	17	門 脇 中 学 校	泉町四丁目 7-12	22-2675			776	368	
西北西	17	石 巻 中 学 校	泉町四丁目 7-15	95-6341	331		1,064	532	
西北西	17	住 吉 中 学 校	東中里三丁目 3-1	95-6341			1,444	722	
西北西	17	宮 城 県 石 巻 商 業 高 等 学 校	南境字大樋 20	22-9188			1,609	805	
西北西	17	宮 城 県 石 巻 高 等 学 校	大手町 3-13	93-8022			1,682	846	
西	17	市立女子高等学校	日和が丘二丁目11-8	22-4421			1,972	966	
西北西	17	中 央 公 民 館	日和が丘一丁目 2-7	22-2970			1,439	750	
西北西	17	住 吉 幼 稚 園	南中里一丁目 6-25	22-1341			801	401	
西北西	18	山 下 小 学 校	山下町一丁目 10-10	22-4589			727	364	
西北西	18	宮 城 県 石 巻 工 業 高 等 学 校	貞山五丁目 1-1	22-6338			1,603	804	
西北西	18	中 里 小 学 校	中里五丁目 7-1	96-1011			963	492	
西北西	19	蛇 田 小 学 校	蛇田字上中塚 97-1	22-2582			705	353	
西	19	釜 会 館	築山三丁目 6-28	93-4873			546	273	
西北西	19	釜 小 学 校	大街道西二丁目 5-1	22-1840			727	364	
西北西	19	大 街 道 小 学 校	大街道南一丁目 3-1	96-3123			986	493	
西北西	19	宮 城 県 好 文 館 高 等 学 校	貞山三丁目 4-1	22-9161			2,222	1,111	
西北西	19	貞 山 小 学 校	貞山五丁目 3-1	95-8121			756	378	
西北西	19	山 下 中 学 校	貞山五丁目 3-2	94-0410			1,083	517	
西北西	20	宮 城 県 石 巻 高 等 学 校	門脇字青葉西 27-1	22-1719			5,000	2,500	
西北西	20	蛇 田 公 民 館	蛇田字上中塚 26	95-0183			656	328	
西北西	20	向 陽 小 学 校	向陽町四丁目 13-24	95-0221			727	364	
西北西	20	上 釜 会 館	門脇字浦屋敷 4-3	22-9822			318	159	
西北西	21	青 葉 中 学 校	門脇字一番谷地 51-10	94-8220			1,412	706	
西北西	21	宮 城 県 立 石 巻 支 援 学 校	新田字新位野 410-1	94-0202			660	340	
西北西	21	蛇 田 中 学 校	蛇田字新金沼 20-1	22-2558			1,323	662	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等		給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(m ²)	
石巻市(石巻地区)	北	11	雄勝森林公園	雄勝町雄勝字原 39	57-3544		200	100	
	北北東	13	大須小学校	雄勝町大須字船越 29	58-2549		592	1,183	
	北	14	名振コミュニティセンター	雄勝町名振字東 45-1	58-2585		371	186	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等		給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(m ²)	
石巻市(河北地区)	西北西	19	二俣小学校	大森字大平 6	62-2218		879	440	
	北北西	20	飯野川中学校	相野谷字旧会所前 34	62-3511		1,667	844	
	北北西	20	飯野川第一小学校	相野谷字旧屋敷 56	62-3009		1,066	548	
	北北西	20	飯野川第二小学校	血貝字宮田 7	62-2271		652	326	
	西北西	20	河北中学校	小船越字山畑 250	62-2374		1,311	656	
	北北西	21	相野谷公民館	相野谷字扇崎 38-3			203	101	
	北北西	21	河北総合センター(ビッグ・パン)	成田字小塚裏畑 54	62-1120		8,905	4,453	
	西北西	22	大谷地小学校	小船越字角田 16-2	62-3129		1,019	510	
	西北西	23	飯野川体育研修センター	飯野字大筒前東一番 43			603	302	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等		給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(m ²)	
石巻市(河南地区)	西北西	21	鹿又小学校	鹿又字矢袋屋敷合 31	74-2114		477	239	
	西北西	21	宮 城 県 石 巻 北 校	鹿又字用水向 126	74-2211		1,879	940	
	西北西	23	須江小学校	須江字代官 43	73-2344		450	225	
	西北西	24	河南東中学校	須江字糠塚 3-3	73-2411		1,468	749	
	西北西	25	河南農村環境改善センター	和測字笠入前 1-1	72-2004		1,317	659	
	西北西	26	広測小学校	広測字町北 233	73-2251		1,066	548	
	西北西	27	和測小学校	和測字佐沼川 200	72-3121		406	203	
	西北西	28	遊 楽 館	北村字前山 15-1	72-3561		8,905	4,453	
	西北西	28	河南西中学校	北村字小崎一 37-2	72-2411		1,634	812	
	西北西	28	北村小学校	北村字幕ヶ崎一 17	73-2202		515	258	
	西北西	28	北村農村交流センター	北村字幕ヶ崎 55-1	73-2033		327	164	
	西北西	29	青木多目的研修センター	北村字新大日 6-1	73-2829		433	217	
	西北西	29	河南老人福祉センター	前谷地字黒沢前 35	72-3725		963	498	
	西北西	30	前谷地小学校	前谷地字神塚 125	72-2014		496	248	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
石巻市(桃生地区)	北北西	25	桃生文化交流会館	桃生町太田字拾貳番 71-2	76-3418		1,170	585		
	西北西	25	高須賀地区定住センター	桃生町高須賀字下畑 14-1			490	245		
	北北西	26	桃生小学校	桃生町桃崎字高附 5	76-2242		668	334		
	北北西	27	桃生総合センター	桃生町城内字東塚 164	76-4565		3,559	1,780		
	西北西	27	中津山第一小学校	桃生町給人町字東町 96	76-2040		731	366		
	北北西	28	中津山第二小学校	桃生町中津山字江下 57	76-2030		635	418		
	北北西	28	桃生地区子育て支援センター	桃生町中津山字四軒前 40	76-4521		444	222		
	西北西	28	新田保育所	桃生町新田字西町 30	76-4123		874	437		
	北北西	29	桃生中学校	桃生町桃崎字植立 20	76-4122		1,304	652		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
五ヶ所町(五ヶ所地区)	北北西	18	橋浦小学校	北上町長尾字松崎 1	67-2133		644	422		
	北	19	北上中学校	北上町十三浜字小田 99-1	67-2057		1,663	942		
	北	19	にっこパーク	北上町十三浜字小田 99-4	67-2038		436	218		

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
登米市(津山地区)	北北西	27	津山中学校	津山町柳津字碓石 6	0225 68-2063	80	6	3,488	1,744	
	北北西	29	津山公民館	津山町横山字本町 24	0225 69-2234		2	1,596	799	○
	北北西	29	横山小学校	津山町横山字本町 91	0225 69-2210	82	7	1,982	991	
	北西	29	津山老人福祉センター	津山町柳津字黄牛田高畑 36-5	0225 68-2181		6	948	474	○
	北西	30	柳津小学校	津山町柳津字本町 57	0225 68-2009	108	8	2,564	1,282	○
	北西	30	津山林業総合センター	津山町柳津字黄牛田高畑 59	0225 68-2688		2	1,258	629	○
	北西	30	津山若者総合体育館	津山町柳津字黄牛田高畑 59	0225 68-2688		1	2,420	1,210	
	北西	30	豊里小・中学校	豊里町上町裏 100	0225 76-2039	551	21	4,629	2,314	
	北西	30	豊里公民館	豊里町小口前 80	0225 76-2237		5	2,904	1,452	○
	北西	30	豊里多目的研修センター	豊里町土手下 141	0225 76-1428		4	1,153	576	○
登米市(豊里・米山地区)	北西	30	豊里橋波コミュニティセンター	豊里町白鳥山 72	0225 76-2990		4	500	250	○
	北西	30	豊里デイサービスセンター	豊里町笑沢 153-78	0225 76-5486		4	96	49	○
	北西	35	旧善王寺小学校	米山町字善王寺字石神 68	0220 55-2104		12	2,507	1,253	
	北西	37	米山公民館	米山町西野字的場 181	0220 55-2426		5	1,316	658	○
	北西	35	吉田体育館	米山町字桜岡上神井 76	0220 55-2124		1	603	401	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
美里町	西北西	33	第一住宅集会所	美里町二郷字佐野田12-1					80	
	西北西	33	町民南郷体育館	美里町木間塚字高田33	0229-58-0913				750	
	西北西	33	南郷中学校	美里町木間塚字高田66	0229-58-1142	150			1,000	
	西北西	33	南郷小学校	美里町木間塚字高田5	0229-58-1106	267			1,000	
	西北西	36	農村婦人の家	美里町和多田沼字塚田原一75-1					100	○
	西北西	40	不動堂小学校	美里町字嶽山12-1	0229-32-2036	338			520	○
	西北西	40	不動堂中学校	美里町字志賀殿72	0229-32-2068	229			620	○
	西北西	40	下小牛田集落センター	美里町南小牛田字下小牛田屋敷37-1					75	○
	西北西	41	美里町公民館	美里町北浦字駒米13	0229-32-2175				350	○
	西北西	42	小牛田小学校	美里町牛飼字清水江220	0229-32-2319	218			550	○
	西北西	42	小牛田地区公民館	美里町南小牛田字町浦10	0229-33-2739				100	○
	西北西	42	健康福祉センターさるびあ館	美里町牛飼字新町51	0229-32-2941				200	○
	西北西	42	青生小学校	美里町青生字中の橋128	0229-32-2278	115			220	○
	西北西	42	青生コミュニティセンター	美里町青生字和谷地175	0229-32-5801				200	○
	西北西	43	小牛田中学校	美里町牛飼字新西原310	0229-32-2402	253			300	○
	西北西	45	中塚地区公民館	美里町中塚字加時3-9	0229-34-1321				200	○
	西北西	45	北浦地区公民館	美里町北浦字道祖神前7	0229-34-2224				100	○
	西北西	45	北浦小学校	美里町北浦字浦田上129	0229-34-2332	147			200	○
	西北西	45	中塚小学校	美里町荻塚字朝日壇78	0229-34-2331	137			150	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	児童・生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
	方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員	
南三陸町	北	27	神割観光プラザ	戸倉字寺浜81-23	0226-46-9221	-	4	140	50	○
	北	27	宮城県志津川自然の家	戸倉字坂本88-1	0226-46-9044	-	23	4,632	500	○
	北	32	宮城県志津川高等学校	志津川字廻館92-2	0226-46-3643	362		6,081	500	○
	北	32	志津川小学校	志津川字城場41	0226-46-3645	354		6,360	500	
	北	32	志津川中学校	志津川字助作1-1	0226-46-3666	304		5,162	500	
	北	31	南三陸町総合体育館	志津川字沼田56	0226-47-1173	-		5,990	1,500	
	北	35	入谷小学校	入谷字童子下193-2	0226-46-2655	90		2,985	200	
	北	37	伊里前小学校	歌津字伊里前113	0226-36-2005	210		3,699	200	
	北	37	歌津中学校	歌津字伊里前123	0226-36-2019	135		5,559	500	
	北	37	平成の森宿泊棟	歌津字栲沢28-1	0226-36-3115	-		2,037	500	○
	北	35	入谷公民館	入谷字水口沢12-1	0226-46-5109	-		476	100	○

資料2-3-19 特定施設の様況

市町名	位置		名称	所在地	電話番号
	方位	距離(km)			
石巻市 (牡鹿地区)	東南東	2	奇磯小学校	奇磯浜五梅沢 24	48-2315
	南南東	8	大原小学校	大原浜大光寺 1	48-2121
	南	10	鮎川小学校	鮎川浜清崎山 1-1	45-3020
	南	11	牡鹿中学校	鮎川浜鬼形山 1-24	45-3117
	南	12	牡鹿地区保育所	鮎川浜清崎山 7	45-3177
	南	12	市立牡鹿病院	鮎川浜清崎山 7	45-3185
	南	12	特別養護老人ホームおしか 清心苑	鮎川浜清崎山 7	44-1654
	南	12	鮎川在宅介護支援センター	鮎川浜清崎山 7	44-1652

市町名	位置		名称	所在地	電話番号
	方位	距離(km)			
石巻市 (石巻地区)	西	5	萩浜中学校	萩浜字田浜山 3	90-2224
	西南西	5	萩浜小学校	桃浦字米久保 5	90-2124
	西南西	7	東浜小学校	秋浜字竹浜道 22-2	90-2024
	西南西	7	萩浜保育所	秋浜字竹浜道 22-2 (東浜小学校内で開設)	90-2264
	西北西	11	万石浦小学校	渡波字境益 1-1	97-4216
	西北西	11	万石浦中学校	流留字七勺 21	24-3211
	西北西	11	長浜幼稚園	万石浦幼稚園内	24-0688
	西北西	11	万石浦幼稚園	流留字七勺 9-1	24-0688
	西北西	11	宮城県水産高等学校	宇田川町 1-24	24-0404
	西北西	11	渡波仮設保育所	流留字中 1-2	24-0660
	西北西	11	たんぼぼ保育園	塩富町二丁目 5-73	97-3068
	西北西	11	特別養護老人ホーム涼風 園	流留字沖 30-3	24-5861
	西北西	12	あいわグループホーム	渡波字新沼 17	24-5065
	西北西	13	渡波小学校	萩浜字田浜山 3 (稲井中学校で再開)	25-8818
	西北西	13	稲井小学校	真野字八の坪 116-1	91-2114
	西北西	13	鹿妻小学校	鹿妻北二丁目 2-1	93-9711
	西北西	13	稲井幼稚園	真野字八の坪 116-2	91-2129

西北西	13	鹿妻保育所	鹿妻北二丁目 6-3	22-0840
西北西	13	渡波中学校	真野字八の坪 116-1 (稲井小学校で再開)	25-8311
西北西	13	稲井中学校	真野字八の坪 116	91-2314
西北西	14	法山寺幼稚園	漢字鹿妻山 96-3	95-8120
西北西	15	井内保育所	新栄一丁目 24	22-3460
西北西	15	グループホーム隠居の家	井内字三番 113-2	92-7789
西北西	15	グループホームひかり	吉野町二丁目 4-10	23-8007
西北西	16	住吉小学校	住吉町二丁目 4-27	22-8248
西北西	16	漢第二小学校	大橋一丁目 2-1 (関北小学校で再開)	95-8361
西北西	16	関北小学校	大橋一丁目 2-1	96-5401
西北西	16	水明保育所	水明南一丁目 12-21	96-8916
西北西	16	インターカカアリスカール ビル	大橋三丁目 8-1	93-0078
西北西	16	グループホームぐらんず	住吉町二丁目 5-23	23-5335
西北西	16	認知症高齢者グループホーム 「ぬくもりの家」	大瓜字箕輪 17	23-3822
西北西	16	特別養護老人ホーム 第二若香園	大瓜字箕輪 17	23-3811
西北西	16	介護老人施設 しおん	吉野町一丁目 7-1	21-5155
西北西	16	齋藤産婦人科医院	中央三丁目 5-26	22-0707
西北西	16	佐久間眼小児科医院	八幡町一丁目 3-22	92-7651
西北西	16	二宮外科	住吉町一丁目 1-5	22-0202
西北西	16	ひまわり保育園	住吉町二丁目 5-26	95-3553
西北西	17	石巻小学校	泉町一丁目 1-2	22-6545
西北西	17	門脇小学校	泉町四丁目 4-12 (門脇中学校で再開)	95-7182
西北西	17	漢小学校	東中里三丁目 3-1 (住吉中学校で再開)	22-0843
西北西	17	石巻中学校	泉町四丁目 4-15	95-8321
西北西	17	住吉中学校	東中里三丁目 3-1	95-8341
西北西	17	門脇中学校	泉町四丁目 4-12	22-2675
西北西	17	住吉幼稚園	南中里一丁目 8-25	22-1341
西北西	17	漢幼稚園	南中里一丁目 8-25 (住吉幼稚園で再開)	22-4657
西北西	17	石巻カトリック幼稚園	泉町三丁目 2-17	96-3482
西北西	17	穀町幼稚園	山下町一丁目 2-42	22-5684
西北西	17	日和幼稚園	日和が丘四丁目 6-36	23-0720
西北西	17	宮城県石巻高等学校	大手町 3-15	93-8022
西北西	17	宮城県石巻商業高等学校	南境字大橋 20	22-9188
西	17	石巻市立女子高等学校	日和が丘二丁目 11-8	93-8022

西北西	17	石巻保育所	大手町8-21	22-3936
西北西	17	石巻地保育所	泉町一丁目1-2 (中央児童館内で開設)	23-7406
西北西	17	愛の家グループホーム 石巻開	開北二丁目12-50	21-5130
西北西	17	グループホーム桜花	元倉二丁目6-10	23-6544
西北西	17	ぼんぎん介護センター グループホームねむの木	大橋三丁目1-3	92-6877
西北西	17	介護老人保健施設 リハビリパーク花もよう	大橋三丁目9-1	95-3300
西北西	17	石巻診療所	殿町5-24	23-0125
西北西	17	中島外科医院	立町二丁目6-12	22-5876
西北西	18	山下小学校	山下町一丁目10-10	22-4569
西北西	18	中里小学校	中里五丁目7-1	96-1011
西北西	18	漢中学校	中里五丁目7-1 (中里小学校で再開)	95-6351
西北西	18	宮城県石巻工業高等学校	貞山五丁目1-1	22-6338
西北西	18	石巻専修大学	南境字新水戸1	22-7711
西北西	18	水押保育所	水押二丁目11-2	95-8130
西北西	18	ふたば保育所	大街道北一丁目2-63	96-3539
西北西	18	なかよし保育園	中里三丁目10-7	96-0821
西北西	18	アリス保育園	大街道東一丁目4-18	93-2861
西北西	18	ちびっこランドふたば園	山下町二丁目2-48 太陽ビル1号館1階	96-6896
西北西	18	社団法人 認知症高齢者 グループホーム「いこいの	山下町一丁目7-24	96-8800
西北西	18	ウインズの森石巻馬っこ山 グループホーム	開成1-3	92-5062
西北西	18	グループホームあゆかたの郷	中里三丁目12-3	22-0085
西北西	18	特別養護老人ホーム 若香 園	山下町一丁目11-22	93-8330
西北西	18	介護老人保健施設 ガーデンハウスこだま	泉町四丁目11-47	92-5307
西北西	18	老人保健施設恵仁ホーム	山下町二丁目1-5	96-0525
西北西	18	こだまホスピタル	山下町二丁目5-7	22-5431
西北西	18	齋藤病院	山下町一丁目7-24	96-3251
西	19	釜小学校	大街道西二丁目5-1	22-1840
西北西	19	蛇田小学校	蛇田字上中塚97-1	22-2562
西北西	19	貞山小学校	貞山五丁目3-1	95-8121
西北西	19	大街道小学校	大街道南一丁目3-1	96-3132
西北西	19	山下中学校	貞山五丁目3-2	94-0410
西北西	19	石巻栄光幼稚園	大街道北二丁目12-3	22-4191
西北西	19	ひばり幼稚園	蛇田字新西境谷地12	93-4388
西北西	19	宮城県石巻好文館高等学校	貞山三丁目4-1	22-9161

西北西	19	若草保育所	向陽町四丁目8-8	95-0186
西北西	19	保育所ちびっこランド石巻向陽園	向陽町二丁目10-12	23-7277
西北西	19	ツクイ石巻大街道 グループホーム	大街道北二丁目2-27	92-5575
西北西	19	あべクリニクス産科婦人科	大街道西二丁目1-80	22-3322
西北西	19	大街道もり眼科医院	大街道西二丁目1-26	23-3434
西北西	20	向陽小学校	向陽町四丁目13-24	95-0221
西北西	20	石巻みづほ幼稚園	蛇田字新下前沼166-1	22-6405
西北西	20	石巻みづほ第二幼稚園	石巻みづほ幼稚園内	22-6405
西北西	20	蛇田保育所	蛇田字新金沼406-1	22-4575
西北西	20	吉田保育園	蛇田字新峰寺174-1	93-1312
西北西	20	おひさま保育園	門脇字二番谷地6-4	23-4171
西北西	20	グループホーム青葉	門脇字一番谷地57-19	23-5868
西北西	20	グループホーム希慈	蛇田字新大塚292	25-5230
西北西	20	グループホームこさきむら青葉	門脇字青葉西106-1	98-5484
西北西	20	介護老人保健施設 第二恵仁ホーム	門脇字一番谷地57-18	23-5861
西北西	20	池田整形外科医院	蛇田字東道下48-1	23-2111
西北西	20	石巻赤十字病院	蛇田字西道下71	21-7220
西北西	21	蛇田中学校	蛇田字新金沼20-1	22-2558
西北西	21	青葉中学校	門脇字一番谷地51-10	94-6220
西北西	21	宮城県立石巻支援学校	蛇田字新立野410-1	94-0202
西北西	21	保育園 あいはら	門脇字明神50	96-5178
西北西	21	特別養護老人ホーム アイゼリア	蛇田字小斎61-1	22-8261
西北西	21	特別養護老人ホーム つつし	蛇田字小斎9-3	21-5531
西北西	23	森消化器内科外科	新橋5-33	23-2151

市町名	位置		名称	所在地	電話番号
	方位	距離 (km)			
石巻市(磯崎地区)	北北西	13	特別養護老人ホーム 礎心苑	礎崎町小島字和田123	57-3612
	北北西	15	大須小学校	礎崎町大須字大須251-2	58-2549
	"	15	大須中学校	礎崎町大須字礎森1	58-2245
	西北西	17	医療法人社団 健育会 石巻港湾病院	門脇町一丁目2-21	94-9195

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号
	方 位	距 離 (km)			
石 巻 市 (河北地区)	北北西	17	大 川 保 育 所	福地字町149-1	65-2074
	西北西	19	二 俣 保 育 所	大森字内田 1-19	62-2217
	西北西	19	二 俣 小 学 校	大森字大平 6	62-2218
	西北西	19	特別養護老人ホーム仁風園	大森字内田 1-28	62-3380
	北北西	20	飯 野 川 第 一 小 学 校	相野谷字旧屋敷 56	62-3009
	北北西	20	飯 野 川 第 二 小 学 校	血具字宮田 7-3	62-2271
	北北西	20	大 川 小 学 校	相野谷字旧屋敷 56 (飯野川小学校で再開)	62-6015
	西北西	20	雄 勝 小 学 校	小船越字山畑 250 (河北中学校で再開)	62-9331
	北北西	20	船 越 小 学 校	相野谷字五味前上 40 (石巻北高等学校)	62-9771
	北北西	20	飯 野 川 中 学 校	相野谷字旧会所前 34	62-3020
	北北西	20	大 川 小 学 校	相野谷字旧会所前 34 (飯野川中学校で再開)	62-9101
	西北西	20	河 北 中 学 校	小船越字山畑 250	62-2374
	北北西	20	宮城県石巻北高等学校 飯 野 川	相野谷字五味前上 40	62-3065
	北北西	20	河 北 幼 稚 園	相野谷字旧屋敷 118	62-3238
	北北西	20	飯 野 川 保 育 所	相野谷字本屋敷 23-2	62-2355
	西北西	21	大 谷 地 保 育 所	小船越字二子北下 106	62-2767
	西北西	21	グ ル ー プ ホ ー ム 愛 慈	小船越字二子北下 85	62-3392
	西北西	21	グ ル ー プ ホ ー ム な ん て ん お が つ	小船越字山畑 109-1	25-5831
	西北西	21	グ ル ー プ ホ ー ム な ん て ん 河 北	小船越字山畑 96-1	62-8551
	西北西	22	大 谷 地 小 学 校	小船越字角田 16-2	62-3129

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号
	方 位	距 離 (km)			
石 巻 市 (河南地区)	西北西	20	特別養護老人ホーム花水木	鹿又字八幡前 15	66-5088
	西北西	20	メ ロ ン 保 育 園	鹿又字学校前 43-1	75-2590
	西北西	21	鹿 又 小 学 校	鹿又字矢袋屋敷合 31	74-2114
	西北西	21	宮城県石巻北高等学校	鹿又字用水向 126	74-2211
	西北西	21	鹿 又 保 育 所	鹿又字新八幡前 37-2	74-2004
	西北西	22	グ ル ー プ ホ ー ム 親 孝 行	須江字沢尻 55	73-2452
	西北西	23	須 江 小 学 校	須江字代官 43	73-2344

西北西	23	須 江 保 育 所	須江字塩下前 4-1	73-4333
西北西	23	グ ル ー プ ホ ー ム し ら さ ぎ 苑	須江字しらすぎ台三丁目 21-3	73-2224
西北西	24	河 南 東 中 学 校	須江字糠塚 3-3	73-2411
西北西	26	広 測 小 学 校	広測字町北 233	73-2251
西北西	26	広 測 保 育 所	広測字新泉沢 351-1	73-2332
西北西	26	ぱんぷきん介護センター グ ル ー プ ホ ー ム ふ か や	広測字馬場屋敷 16-1	25-5560
西北西	26	石 巻 ロ イ ヤ ル 病 院	広測字焼巻 2	73-5888
西北西	27	和 測 小 学 校	和測字佐沼川 200	72-3121
西北西	27	和 測 保 育 所	和測字日照 5	72-2136
西北西	27	特別養護老人ホーム万葉苑	北村字下田三 42	73-5211
西北西	27	介護老人保健施設 長山	広測字長山 200	73-4474
西北西	28	北 村 小 学 校	北村字幕ヶ崎一 17	73-2202
西北西	28	河 南 西 中 学 校	北村字小崎一 37-2	72-2411
西北西	28	北 村 保 育 所	北村字幕ヶ崎二 1	73-3885
西北西	29	前 谷 地 保 育 所	前谷地字黒沢前 88-1	72-3004
西北西	30	前 谷 地 小 学 校	前谷地字神塚 125	72-2014

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号
	方 位	距 離 (km)			
石 巻 市 (桃生地区)	北北西	26	桃 生 小 学 校	桃生町檜崎字高附 5	76-2242
	北北西	26	桃 生 幼 稚 園	桃生町檜崎字高附 5	76-4775
	西北西	27	中 津 山 第 一 小 学 校	桃生町給人町字東町 96	76-2040
	西北西	27	せんだんの社ものうなかつや 主観知症対応型協働生活介護事業	桃生町給人町字東町 96-2	79-1601
	北北西	28	中 津 山 第 二 小 学 校	桃生町中津山字江下 57	76-2030
	西北西	28	桃 生 新 田 保 育 所	桃生町新田字西町 30	76-4123
	西北西	28	せんだんの社ものうした認 知症対応型協働生活介護事業	桃生町牛田字雷 50-2	79-2556
	北北西	28	特別養護老人ホーム フ ィ ミ リ オ	桃生町中津山字八木 46-3	76-5325
	北北西	28	せんだんの社ものう短期入 所生活介護事業所	桃生町中津山字八木 46-3	76-5325
	北北西	29	桃 生 中 学 校	桃生町寺崎字植立 20	76-4122
北北西	29	栗 原 医 院	桃生町寺崎字舟場前 23-2	76-4170	

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号
	方 位	距 離 (km)			
石巻市 (北上地区)	北北西	18	相 川 小 学 校	北上町長尾字松崎1 (橋浦小学校で再開)	61-7001
	北北西	18	橋 浦 小 学 校	北上町長尾字松崎1	67-2133
	北北西	18	吉 浜 小 学 校	北上町長尾字松崎1 (橋浦小学校で再開)	67-2049
	北北西	18	橋 浦 保 育 所	北上町橋浦字行人前 164	67-2932
	北北西	18	特別養護老人ホームきたかみ	北上町橋浦字大須 234	61-7201
	北	19	北 上 中 学 校	北上町十三浜字小田 93-1	67-2057
	北	19	グループホームきたかみ	北上町十三浜字小田 93-4	61-7720
	北	20	吉 浜 保 育 所	北上町十三浜字吉浜 274	67-2931
	北	22	相 川 保 育 所	北上町十三浜字崎山 181	61-2008

市町名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	
	方 位	距 離 (km)				
登米市 (津山地区)	北北西	27	津山中学校	津山町柳津字銘石 6	0225 66-2063	
	北 西	28	津山デイサービスセンター	津山町柳津字平形 139-1	0225 66-2264	
	北北西	29	横山小学校	津山町横山字本町 91	0225 69-2210	
	北北西	29	杉の子保育所	津山町横山字本町 36-6	0225 69-2735	
	北 西	30	柳津小学校	津山町柳津字本町 57	0225 66-2009	
	北北西	30	特別養護老人ホーム柳風園	津山町柳津字黄牛新山窪 125	0225 66-2175	
	北 西	30	つやま幼稚園	津山町柳津字形沼 9-2	0225 66-2029	
	北 西	30	津山診療所	津山町柳津字本町 1-1	0225 66-3531	
	登米市 (豊里地区)	北 西	30	豊里小・中学校	豊里町上町裏 100	0225 76-2039
		北 西	30	豊里病院	豊里町土手下 74-1	0225 76-2023
北 西		30	豊里老人保健施設	豊里町土手下 104-1	0225 76-5635	
北 西		30	特別養護老人ホーム松風園	豊里町笑沢 153-62	0225 76-0112	
北 西		30	豊里デイサービスセンター	豊里町笑沢 153-78	0225 76-5486	
北 西		30	豊里幼稚園	豊里町小口前 41-1	0225 76-3323	
北 西		30	豊里保育園	豊里町小口前 98	0225 76-4075	

市町名	位置		名称	所在地	電話番号
	方位	距離(km)			
美里町	小島地区核当施設なし				

市町名	位置		名称	所在地	電話番号
	方位	距離(km)			
南三陸町	核当施設なし				

資料2-3-20 医療機関等一覧

地域医療センター

(平成24年10月1日現在)

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数					
				計	精神	結核	感染症	療養	
(地域)宮城県立病院機構	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市鶴峰55-2	0225-88-3151	200		50			150

一般医療機関(石巻保健所, 登米保健所, 大崎保健所, 気仙沼保健所管内病院)

(平成24年10月1日現在)

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数					診療科目	
				計	精神	感染症	結核	療養		
石巻市	石巻市立病院 (開成仮診療所)	石巻市南浜町1-7-20 (石巻市南橋字小堤25-1)	0225(23)3200	206(0)					206(0)	内,呼,消,循,小,外,整,皮膚,眼,耳,リハ,放射(内)
石巻市	石巻市立健勝病院(休止中)	石巻市健勝町雄勝字伊勢畑1-25	0225(57)3111	40				40		内,外,歯
石巻市	石巻市立杜島病院	石巻市鮎川浜字清崎山7	0225(45)3185	25					25	内,外,歯
日本赤十字社宮城県支部	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下7-1	0225(21)7220	452		4			448	内,精,神内,小,外,整,形,胎,呼,心,小児,皮,泌尿,婦,眼,耳,リハ,眼,呼内,消内,循内,乳外,救急,緩和,放治,放診,麻痺
医療法人啓仁会	石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字旗巻2	0225(73)5888	171				111	60	内,リ,外,整,婦,リハ,循内,消内
医療法人有恒会	こだまホスピタル	石巻市山下町2-5-7	0225(22)5431	330	330					心,精,老内
医療法人社団仁明会	恵愛病院(休止中)	石巻市伊原津2-3-33	0225(22)3018	120	120					精神
医療法人社団仁明会	竊齋病院	石巻市山下町1-7-24	0225(96)3251	172				31	141	内,神内,呼,消,循,心,リハ
医療法人海邦会	馬島記念病院	石巻市広瀬字旗山100	0225(73)2420	113	113					心,精
医療法人社団隆育会	医療法人社団隆育会 石巻港湾病院	石巻市門脇町1-2-21	0225(94)9195	135				94	41	内,神内,リハ,循内

医療法人医 徳会	真壁病院	東松島市矢本 半蔵石前 109-4	0225(82) 7111	131					78	53	内、心、小、外、整、心、リ ハ、放、循内、消内、血内、 透析、海外
医療法人社 団仙石病院	仙石病院	東松島市赤井 字台 53-7	0225(83) 2111	120						120	内、脳、皮、泌、尿
石巻 保健所計	12			2,015	563	4			354	1,094	

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目	
				計	精 神	感 染 症	結 核	療 養	療 養		
厚生労働省	国立療養所東北 新生園	登米市迫町新 田字上薬ノ木 沢1	0228(38) 2121	266						266	内、外、皮、眼、耳、歯
登米市	登米市立登米市 民病院	登米市迫町佐 宿字下田中 25	0220(22) 5511	258						258	内、小、外、整、脳、皮、泌、 尿、婦、眼、耳、リハ、放、尿、 乳外、血外
登米市	登米市立米谷病 院	登米市東和町 米谷字元町 200	0220(42) 2007	49						49	内、小、外、整
登米市	登米市立豊里病 院	登米市豊里町 土手字 74-1	0225(76) 2023	99					30	69	内、消、小、外、整、皮、眼、 耳、歯、消内
南三陸町	公立志津川病院	登米市米山町 字松岡大又 3-1	0220(29) 5611	38					12	26	内、外、整
医療法人財 団姉歯松風 会	石越病院	登米市石越町 南郷字小谷地 前 245	0228(34) 3211	120	120						内、精、神
登米 保健所計	6			830	120				42	668	

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目	
				計	精 神	感 染 症	結 核	療 養	療 養		
大崎市	大崎市市民病院	大崎市古川千 手寺町 2-3-10	0229(23) 3311	456		6	8			442	内、精、神内、リ、小、外、 整、形、脳、呼、皮、泌、尿、 婦、眼、耳、リハ、麻、歯、血 内、腎内、透析、呼内、腫 瘍、消内、肝内、循内、血 外、消外、内視、乳外、内 外、食外、肛外、心外、放 診、放治、病理、臨床、救 急、痔内
大崎市	大崎市市民病院 鹿島台分院	大崎市鹿島台 平渡字東栗重 20	0229(56) 2611	70					30	40	内、リ、外、整、呼内、循内

大崎市	大崎市市民病院 岩出山分院	大崎市岩出山 字下川原町 84 -29	0229(72) 1355	40							40	内、精、外、眼	
大崎市	大崎市市民病院 鳴子温泉分院	大崎市鳴子温 泉字末沢 1	0229(82) 2311	130						80	50	内、神内、リ、外、整、眼、 耳、リハ	
財団法人佐 藤病院	財団法人佐藤病 院	大崎市古川中 里 1-3-18	0229(22) 0207	78							40	38	内、小
財団法人片 倉病院	財団法人片倉病 院	大崎市古川浦 町 1-37	0229(22) 0015	72							40	32	内、神内、小、外、整、脳、リ ハ、放、呼内
医療法人普 野堂生会	古川緑ヶ丘病院	大崎市古川西 館 3-6-60	0229(22) 1190	240	240								内、精、神
医療法人社 団清峰会	医療法人清峰会 木村病院	大崎市古川中 島町 1-8	0229(22) 1608	133	133								内、精、神内、泌
医療法人永 仁会	医療法人永仁会 永仁会病院	大崎市古川旭 2-5-1	0229(22) 0063	80									消、胃、泌
財団法人宮 城厚生協会	財団法人宮城厚 生協会古川民主 病院	大崎市古川 東 2-11-14	0229(23) 5521	97							44	53	内、小、外、整、麻、歯、痛、 小、歯、呼内、消内、循内
医療法人社 団仁徳会	徳永整形外科病 院	大崎市古川北 町 2-5-12	0229(22) 1111	57									内、整、リハ
三浦 裕一	三浦病院	大崎市古川三 日町 2-3-45	0229(22) 6656	79									内、神内、消、外、脳、リハ
医療法人華 桜会	古川星陵病院	大崎市古川南 町 3-1-3-5	0229(23) 8181	99									内、呼、腦、放
医療法人華 桜会	古川星陵病院分 院	大崎市古川小 稲葉町 5-25	0229(23) 8182	62									内
医療法人朋 心会旭山病 院	旭山病院	大崎市鹿島台 平渡字大沢 21-18	0229(56) 2431	100	100								内、精、神
加美郡保健 医療福祉行 政事務組合	公立加美病院	色麻町四蓮字 杉成 9	0229(66) 2500	90									内、消、循、外、整、婦、耳、 リハ
医療法人社 団泳静会同 本病院	同本病院	涌谷町涌谷字 白島 29	0229(42) 2876	173	173								精、神、泌
医療法人社 団常仁会	医療法人社団常 仁会東京堂病院	涌谷町宇道郷 町 70-3	0229(42) 3333	35									内、小、外、整、皮、泌、リ ハ、放、消内、消外、循内、 肛外
涌谷町	涌谷町国民健康 保険病院	涌谷町涌谷字 中江南 278	0229(43) 5111	121							41	80	内、神内、外、整、皮、泌、 婦、眼、耳、麻、消内、循内、 肛外、呼内
美里町	美里町立南郷病 院	美里町木間家 字原田 5	0229(88) 1234	50									内、小、外、整、眼
医療法人社 団博亮会	野崎病院	美里町宇藤ヶ 崎町 171	0229(32) 4866	95									内、外、整
大崎 保健所計	21			2,357	646	6	8			614	1,063		

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目
				計	精神	感染症	結核	療養	一般	
氣仙沼市	氣仙沼市立病院	氣仙沼市田中184	0226(22)7100	451		4			447	内、心、呼、消、循、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、歯
医療法人くさの美会	光ヶ丘保養園	氣仙沼市浪板140	0226(22)6920	268	268					精神
医療法人移川哲仁会	三峰病院	氣仙沼市松崎柳沢216-5	0226(22)6685	220	220					内、精神
医療法人順化会	猪苗代病院	氣仙沼市南町1-3-7	0226(22)7180	60					60	内、消、外、整、形、皮、泌、こ、リハ
医療法人敬仁会	大友病院	氣仙沼市三日町2-2-25	0226(22)6868	78					78	内、リハ
氣仙沼市	氣仙沼市立本吉病院	氣仙沼市本吉町津谷戸戸222-2	0226(42)2621	38					38	内
氣仙沼保健所計	6			1,115	488	4			623	

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目
				計	精神	感染症	結核	療養	一般	
医療法人社団 結城産婦人科分派	結城産婦人科分派	釜米市迫町佐沼字小金丁22-5	0220 22-3252	14					14	産、婦
医療法人社団 豊衛会	医療法人社団 豊衛会 佐藤医院	釜米市豊里町横町60	0225 76-3420	19				4	15	呼、循、小、リ、呼、循

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目
				計	精神	感染症	結核	療養	一般	
医療法人社団 博秀会	野崎内科胃腸科	美里町宇藤ヶ崎町178	0229 32-2770	19					19	内、胃、外、眼
医療法人 豊實会	豊海医院	美里町宇藤山町18	0229 33-2020							内
社会福祉法人 小半田福祉会	養老老人ホーム ひばり園 医務室	美里町駅東二丁目17-3	0229 32-2436							※養老老人ホーム利用者
医療法人社団 順神会	佐々木整形外科	美里町南小半田字山の神53-4	0229 32-2011	19					19	リウ、整、リハ

医療法人社団 一文会	伊勢耳鼻咽喉科医院	美里町北浦字船入2-59	0229 33-3341								耳
医療法人社団 横山医院	横山医院	美里町関根字道明43	0229 34-2230								内、小
袖井文二	袖井クリニック	美里町北浦字姥ヶ沢72-3	0229 31-1188								整、形、皮
財団法人 宮城厚生協会	古川民主病院附属 こごと民主診療所	美里町北浦字新原15	0229 31-1300								内、呼、循
医療法人 七龍会	高城利江整形外科	美里町牛飼字牛飼77-5	0229 31-1230								リウ、整、リハ
医療法人 清仁会	小半田内科クリニック	美里町牛飼字牛飼77-2	0229 32-5959								内、循、小
社会福祉法人 南郷福祉会	いなほの里内科診療所	木間家字原田7	58-0996								※特別養護老人ホーム内診療所
社会福祉法人 杜の村	特別養護老人ホームみさとの杜	美里町駅東二丁目17-5	0229 33-3255								※特別養護老人ホーム利用者

開設者	病院名	所在地	電話番号	病床数						診療科目	
				計	精神	感染症	結核	療養	一般		
南三陸町	公立南三陸診療所	南三陸町志津川字沼田56-2	0226 46-3646	-	-	-	-	-	-		内、外、整、小、皮、耳、眼、泌、歯科口腔

資料2-3-21 市町別医療機関の状況

市町名	病 院						一 般 診 療 所 (歯科を除く)			総 数		
	施設数	許可病床数					施設数			許可病床数	施設数	許可病床数
		一般	療養	精神	感染症	結核	計	有床	無床			
女川町	0						1	1	2	19	2	19
石巻市	10	921	276	563	4	1,764	10	95	105	157	115	1,921
登米市	6	666	42	120		830	3	47	50	44	56	874
東松島市	2	173	78			251	3	16	19	39	21	290
涌谷町	3	80	76	173		329	1	6	7	6	10	335
美里町	2	50	95			145	2	10	12	38	14	183
南三陸町	0					0	0	7	7	0	7	0
県 計	23	1,892	567	856	4	3,319	20	182	202	303	225	3,622
宮城県	145	16,236	3,023	6,403	28	25,757	168	1,476	1,644	2,208	1,789	27,965

(備考)「宮城県」の一般診療所施設数及び許可病床数は平成24年10月1日現在。

資料2-3-22 県保健福祉事務所所在地及び有資格者数

(平成24年12月1日現在)*

(重複するものは一方に導入)

名称	所在地	電話番号	資格保有者数				
			医師	保健師 看護師	薬剤師	放射線 技師	総 数
仙 南	大河原町字南129-1	0224 53-3111	1	11	6	0	18
(仙台) 塩 釜 所	塩釜市北浜四丁目6-15	022 363-5502	1	11	4	0	16
(仙台) 岩沼支所	岩沼市中央三丁目1-18	0223 22-2188	0	3	2	0	5
(仙台) 黒川支所	高谷町ひより台二丁目42-2	022 358-1111	0	2	2	0	4
北 部	大崎市古川旭四丁目1-1	0229 91-0707	1	13	8	0	22
(北部) 栗 原	栗原市築館藤木5-1	0228 22-2111	1	6	3	0	10
(東部) 登 米	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220 22-6111	0	7	2	0	9
東 部	石巻市東中里一丁目4-32	0225 95-1411	2	12	6	0	20
気仙沼	気仙沼市東新城三丁目3-3	0226 22-6661	1	11	4	0	16
合 計			7	76	37	0	120

※薬剤師数については平成24年9月1日現在

資料2-3-23 生活関連物資、食品等の調達先一覧

(関連市町及び周辺地域備蓄)

1 農林水産省

名称	所在地	電話
生産局農産部穀物課 (精米)	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-5959
" 貿易業務課 (玄米)	"	03-6744-0585

2 市町の食料、備蓄状況

市町名	品名、数量
女川町	調査中
石巻市	アルファ米、カンパン 7,200食
登米市	アルファ化米 15,000食
東松島市	調査中
涌谷町	調査中
美里町	非常食(各種合計) 3,400食
南三陸町	

3 市町の生活必需品備蓄状況

市町名	品名、数量
女川町	調査中
石巻市	毛布 23,070枚、タオル 12,000枚、簡易相架 397枚 飲料水用袋 21,458枚、仮設トイレ(簡易型 554基)
登米市	毛布 10,232枚、保温マット 500枚、災害用トイレ(ボックス型 26基、簡易型 6基)
東松島市	調査中
涌谷町	調査中
美里町	毛布 30枚、マットレス 280枚、簡易トイレ 40基
南三陸町	毛布 5,000枚、災害用トイレ(簡易型 20基、仮設型 20基)

4 県の生活必需品備蓄状況

品名	数量	品名	数量
毛布	0	タオル	2,000
男性用肌着	上下各 470	鍋(24cm径)	500
女性用肌着	上下各 480	使い捨て皿(10枚組)	1,800
児童用肌着	上下各 500	バケツ(9L、10L)	850
幼児用肌着	上下各 400	ポリ製洗面器	850
男性用作業ズボン	1,100	たわし	500
女性用スラックス	1,350	デッキブラシ	850
さらし	340		

保管場所：日本赤十字社宮城県支部救護物資倉庫2階(仙台市泉区明通2丁目6-2)

5 市町の給水タンク等保有状況

市町名	品名、数量
女川町	調査中
石巻地方 広域水道企業団	給水車(2,000ℓ) -2台 タンク(可搬式) 2,000ℓ-4台、1,500ℓ-3台、1,000ℓ-7台 ポリ容器(20ℓ) -2,400個 飲料水袋(10ℓ) -300枚、飲料水袋(6ℓ) -2,000枚
登米市	給水車(加圧車2t) -2台 タンク(可搬式/ステンレス製) 1t-2台、0.5t-4台、0.3t-1台 飲料水袋(6ℓ) -5,000枚、ウォーターバルーン(1t) -20基
涌谷町	給水車(1,000ℓ) 1台・ポリ容器100個・タンク(可搬式/アルミ製) 500ℓ-2台
美里町	非常用貯水タンク(地上式/40t) -9基 ※建設中(地上式/40t) -6基 トラック(運搬用/2t) -1台 タンク(可搬式/アルミ製) 1,500ℓ-1台 ポリ容器(18ℓ) -100個 飲料水袋(10ℓ) -100枚、(6ℓ) -800枚、(5ℓ) -200枚
南三陸町	給水車(2,000ℓ) -2台 タンク(可搬式) 2,000ℓ-10台 1,000ℓ-6台 ポリ容器(20ℓ) -400個 飲料水袋(10ℓ) -900枚 (6ℓ) -2,000枚 (5ℓ) -100枚

資料2-3-24 機器保守サービス等の調達先一覧
(主要公的事業所)

種別	名称	所在地	電話
都市ガス	石巻ガス説明神町事務所 古川ガス所	石巻市明神町 2-3-48 宮城県大崎市古川若葉町 2-14-1	0225-22-1500 0229-23-1100
電気	東北電力所 石巻営業所 気仙沼営業所 栗原登米営業所 古川営業所	(コールセンター) 石巻市末広町 3 番 1 号 気仙沼市八日町二丁目 1 番 15 号 栗原市築館伊豆一丁目 11 番 1 号 大崎市古川中里 1 丁目 4-11	0120-175-366 " " "
水道	女川町役場建設課 石巻地方広域水道企業団 経営企画課 登米市水道事業所 水道管理課 涌谷町建設水道課 美里町水道事業所 南三陸町上下水道事業所	牡鹿郡女川町女川浜字大原 316 石巻市蛇田字新上沼 1 1 6 登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1 宮城県遠田郡涌谷町 字新町裏 153 番地 2 遠田郡美里町青生字中ノ橋 1 2 4 番地 本吉郡南三陸町志津川 字沼田 56 番地 2	0225-54-3131 0225-95-2847 0220-52-3313 0229-44-1888 0229-33-2775 0226-46-5600
電話	NTT東日本	(電話機故障)	113

資料2-3-25 気象観測結果

(1) 風速, 温度, 大気安定度等

観測地点: 女川原子力発電所気象観測鉄塔
観測期間: 平成 22 年 4 月 1 日 ~
平成 23 年 3 月 31 日

項目		年月										年間		
		22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月		2月	3月
風速 (m/s)	最大	22.2	18.5	17.9	15.1	19.6	17.5	13.7	17.6	24.6	18.7	20.1	16.6	24.6
	標高 175m 平均	5.3	4.8	3.4	3.7	3.9	4.8	4.2	5.6	6.8	6.4	5.6	5.6	5.0
温度 (°C)	最高	16.8	26.3	30.8	32.7	32.9	32.1	23.9	18.6	16.7	7.2	12.6	17.5	32.9
	標高 61m 最低	0.3	6.8	7.2	17.3	20.5	11.9	4.7	3.6	-1.4	-5.0	-2.6	-4.0	-5.0
湿度 (%)	平均	77	77	83	84	84	82	80	72	72	66	67	66	76
	標高 61m 最低	32	30	39	49	51	40	45	42	39	41	33	27	27
降水量 (mm)	平均	0.4	0.4	0.2	0.2	0.0	0.4	0.3	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2
	標高 60.5m 積算	282.0	277.0	139.0	116.0	19.5	274.5	190.0	51.0	170.0	6.0	67.5	38.5	1,631.0
大気安 定度出 現頻度 (%)	A	3.3	6.9	7.2	7.8	6.7	4.2	2.9	0.0	0.0	0.0	0.5	(1.7)	3.5
	AB	9.2	8.7	14.4	13.2	11.1	8.5	9.9	5.7	4.1	4.0	5.3	(7.9)	8.6
	B	9.4	10.9	12.1	12.5	10.9	9.0	11.3	9.9	6.5	10.1	9.7	(12.3)	10.3
	BC	1.7	1.9	0.7	1.3	1.7	0.8	0.1	3.8	2.3	3.3	3.3	(2.1)	1.9
	C	5.1	3.5	2.6	3.5	5.6	3.1	1.9	3.8	3.8	6.1	5.1	(4.5)	4.0
	CD	1.4	1.1	1.0	0.4	2.5	0.4	0.0	1.1	2.0	1.5	0.9	(2.4)	1.2
	D	47.9	44.8	38.5	41.4	37.5	45.3	39.6	29.6	40.0	24.5	35.7	(26.0)	36.2
	E	2.6	2.0	1.8	2.0	3.9	5.7	2.4	6.7	8.6	7.5	4.8	(6.8)	4.5
F	3.2	5.1	2.9	1.7	1.7	3.5	3.0	9.3	9.8	16.5	7.3	(8.9)	5.9	
G	16.1	15.2	18.8	16.1	18.5	19.6	28.8	30.1	22.9	26.5	27.4	(27.4)	22.0	

* 1: 平均風速は有風時 (0.5m/s 以上) の平均を示す。

* 2: () は、有効データ数が基準に満たないことから、参考値として記載。

(2) 風向出現頻度及び風向別平均風速

観測地点：女川原子力発電所気象観測铁塔
 観測期間：平成22年4月1日～
 平成23年3月31日

年 方 角	22年 4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		23年 1月		2月		3月		年間		
	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	w/s	%	
北	26	1.1	24	1.7	32	1.9	32	1.9	1.1	1.1	37	3.1	27	7.6	35	4.3	25	3.8	28	4.2	37	6.2	31	3.0	29	3.4	
北北東	46	5.0	31	3.4	39	5.6	33	3.1	2.1	1.5	38	1.8	28	3.5	30	1.9	27	1.1	24	1.5	30	3.0	36	2.6	34	2.8	
北東	43	11.8	38	8.2	30	5.7	27	5.0	2.3	6.0	5.0	7.6	4.1	25	3.3	29	1.9	38	1.9	25	1.3	33	4.5	31	1.9	35	5.1
東北東	39	5.7	38	12.2	25	6.0	25	2.7	3.0	7.8	6.2	15.0	6.9	10.7	6.2	2.1	3.3	1.4	2.4	0.7	6.6	5.1	2.7	1.3	4.8	5.9	
東	37	6.5	29	7.8	22	7.9	1.8	5.1	2.3	4.5	5.1	6.7	5.5	7.2	5.3	2.4	8.3	2.6	2.1	1.4	4.5	3.5	4.2	3.7	3.8	5.0	
東南東	28	3.5	25	3.8	1.8	6.0	1.6	3.1	1.4	1.4	3.0	3.8	5.6	6.3	3.7	1.5	10.8	3.0	2.0	0.3	3.2	0.9	3.7	3.7	3.1	3.1	
南東	36	5.7	37	4.4	1.9	3.3	1.8	5.6	1.8	2.3	4.7	3.3	4.1	8.2	1.3	0.6	6.0	2.9	2.2	0.1	2.3	0.6	2.7	2.0	3.4	3.3	
南南東	39	4.0	40	3.0	2.7	3.9	2.3	4.6	2.3	1.5	4.0	3.5	3.4	5.9	2.9	1.7	4.6	3.7	2.2	0.4	2.2	0.9	3.4	2.7	3.4	3.0	
南	37	2.5	1.7	0.9	1.8	3.1	1.6	3.4	1.7	2.9	3.4	6.1	2.8	5.2	3.4	3.6	4.3	4.6	1.9	0.4	2.9	2.0	3.0	1.4	2.9	3.0	
南南西	45	7.1	81	5.2	4.3	5.6	6.1	6.9	4.7	9.4	3.2	6.0	3.1	4.8	3.2	5.8	3.6	3.5	2.1	0.3	4.1	6.2	3.3	1.1	4.5	5.2	
南西	51	8.2	53	8.9	4.4	1.7	5.4	1.5	5.8	2.9	4.4	10.4	3.2	5.2	4.9	7.5	4.2	3.8	4.6	0.7	4.9	8.5	4.5	3.2	5.0	10.0	
西南西	48	5.4	5.1	4.2	4.1	8.6	4.1	10.9	4.0	8.5	4.3	6.4	2.7	2.6	5.5	6.4	5.9	7.1	4.4	1.8	4.3	6.2	4.8	5.0	4.5	6.1	
西	55	7.1	4.8	6.0	3.7	8.9	3.5	13.0	3.2	12.2	3.7	6.4	3.4	6.0	5.7	14.6	7.5	12.0	5.4	9.7	4.7	7.1	4.7	14.1	4.7	9.8	
西北西	90	11.9	7.9	8.9	6.4	4.7	5.4	8.7	4.6	4.7	6.8	7.1	5.7	4.4	8.8	15.8	8.7	18.4	8.6	3.6	8.5	17.1	7.4	24.5	7.9	13.4	
北西	81	11.5	6.6	1.6	5.1	4.9	4.6	6.3	4.6	2.7	6.9	8.6	5.2	10.9	6.6	20.3	8.1	26.1	6.4	3.8	7.3	22.4	6.8	25.7	6.8	15.7	
北北西	36	2.5	2.5	3.0	2.8	0.4	2.4	1.9	1.6	1.2	3.0	3.2	4.1	5.7	4.3	7.9	5.3	3.9	4.2	7.4	4.0	5.0	3.9	3.7	3.9	3.8	
0.5m/s未満	—	0.4	—	1.9	—	4.4	—	2.7	—	2.5	—	1.1	—	1.9	—	0.7	—	0.3	—	0.3	—	—	0.8	—	—	0.3	1.4

*：平均風速は有風時(0.5m/s以上)の平均を示す。

(1) 風速、温度、大気安定度等

観測地点：女川原子力発電所気象観測铁塔
 観測期間：平成23年4月1日～
 平成24年3月31日

項目	年月	23年												年間
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
風速 (m/s)	最大	19.9	(20.4)	11.9	16.7	10.6	23.1	17.5	15.7	26.8	17.2	18.8	18.2	26.8
	平均	6.0	(5.1)	3.9	3.5	2.8	5.2	5.2	4.9	7.1	6.5	5.9	5.9	5.2
温度 (℃)	最高	20.0	(25.2)	31.4	33.3	33.3	29.7	23.6	20.1	13.9	8.7	7.5	14.9	33.3
	最低	-0.4	(8.6)	10.5	16.0	17.9	13.9	8.1	2.4	-1.9	-5.7	-6.1	-3.6	-6.1
湿度 (%)	平均	64	(71)	78	82	83	81	71	73	66	67	66	71	73
	最大	20	(27)	32	45	43	40	35	38	43	40	36	31	20
降雪 (mm)	平均	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.7	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2
	積算	77.0	145.5	109.5	63.0	83.0	524.0	119.5	39.5	62.0	24.5	57.5	136.0	1441.0
大気安定度 出現頻度 (%)	A	3.7	5.8	7.8	10.1	6.5	3.6	1.9	0.2	0.0	0.0	0.9	3.1	3.6
	AB	8.5	12.6	11.0	12.1	12.2	9.2	9.0	6.6	2.2	2.4	6.0	6.2	8.0
	B	11.5	10.9	8.8	9.7	13.2	10.7	8.2	9.8	8.2	10.9	11.1	7.9	10.0
	BC	3.2	2.9	2.0	0.7	0.4	0.8	2.0	1.8	3.4	3.4	3.3	2.2	2.1
	C	6.3	5.8	4.4	4.2	1.5	4.0	2.7	1.7	6.6	5.5	3.7	6.2	4.3
	CD	1.7	0.7	1.3	0.4	0.3	1.0	1.6	0.3	1.3	1.5	1.2	2.4	1.1
	D	34.0	43.0	41.9	41.7	45.2	46.5	36.7	34.6	29.7	26.5	31.9	42.3	37.7
	E	5.8	1.0	1.7	1.5	0.9	3.3	3.0	4.4	9.4	6.3	5.6	4.0	4.0
F	7.5	1.7	2.5	0.5	0.3	2.4	6.5	8.3	10.5	10.9	7.8	7.6	5.6	
G	17.8	15.5	18.6	19.2	19.6	18.5	28.5	32.4	28.8	32.7	28.5	18.0	23.5	

*1：平均風速は有風時(0.5m/s以上)の平均を示す。

*2：() は、有効データ数が基準に満たないことから、参考値として記載。

(2) 風向出現頻度及び風向別平均風速

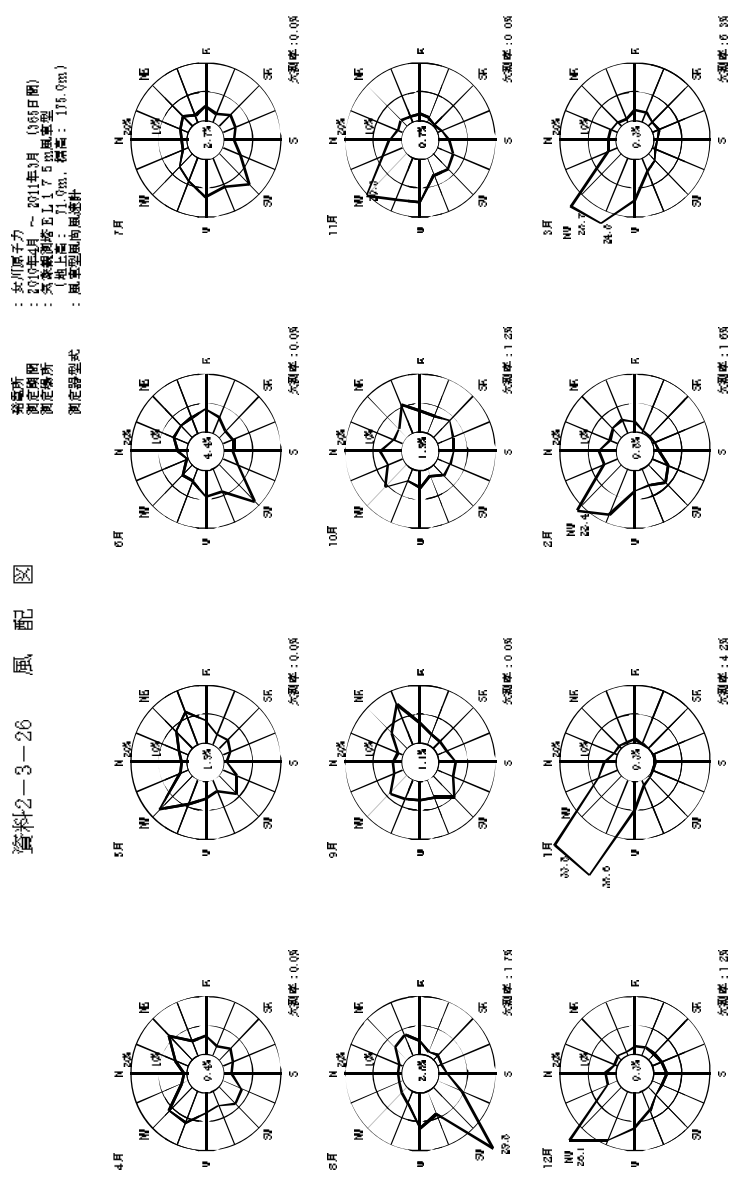
観測地点：女川原子力発電所気象観測塔
 観測期間：平成23年4月1日～
 平成24年3月31日

方向	23年		24年		1月		2月		3月		年間													
	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%	m/s	%												
北	4.1	15 (18)	1.7	13	22	31	28	10	35	38	24	20	27	23										
北北東	5.0	29 (58)	2.1	34	36	32	29	15	49	07	40	22	51	37	50	43	40	29						
北東	5.0	48 (80)	2.3	39	52	120	30	110	58	124	04	60	13	30	24	51	132	48	72					
東北東	5.5	56 (90)	2.5	48	124	31	130	58	121	30	63	35	39	90	08	87	40	22	16	49	83	48	65	
東	7.8	49 (22)	2.7	36	24	90	20	85	31	69	32	65	24	68	17	64	23	36	22	33	38	34	46	46
東南東	2.7	24 (29)	1.9	25	21	43	17	44	22	29	43	39	27	12	70	20	55	22	24	04	22	20	30	26
南東	2.8	15 (30)	3.3	28	18	43	16	39	38	35	47	13	12	74	09	41	03	23	11	33	15	29	21	21
南南東	2.7	20 (33)	3.4	81	27	13	25	50	48	60	30	13	32	21	20	01	18	03	31	23	39	38	34	30
南	5.4	36 (24)	2.5	68	23	31	18	43	70	72	41	30	28	34	12	03	33	09	27	19	27	16	36	33
南南西	5.2	46 (45)	3.6	64	32	38	28	67	53	67	40	51	29	43	21	08	27	16	34	22	47	22	39	43
南西	6.1	115 (58)	5.3	232	44	99	34	82	54	156	52	109	45	81	36	36	36	15	34	32	56	68	50	94
西南西	4.8	97 (43)	4.7	86	36	81	39	67	42	40	49	58	44	74	54	34	50	12	46	42	61	54	46	58
西	4.6	92 (36)	3.8	115	34	133	36	101	43	43	47	74	48	88	56	103	51	69	57	121	58	71	46	81
西北西	8.2	98 (40)	3.9	53	38	40	43	36	72	40	76	142	79	171	94	409	83	323	83	293	94	178	82	158
北西	7.7	219 (40)	5.7	81	38	48	45	32	71	72	76	204	56	221	63	255	65	321	67	246	70	159	65	165
北北西	6.0	37 (35)	3.2	1.7	22	1.3	1.4	0.5	2.7	1.3	2.6	2.0	3.4	6.2	4.0	4.6	3.6	6.0	3.3	5.5	3.6	3.8	3.6	3.2
0.5m/s未満	—	03	—	07	—	34	—	42	—	06	—	07	—	24	—	01	—	00	—	10	—	04	—	13

*1：平均風速は有風時 (0.5m/s以上) の平均を示す。

*2：() は、有効データ数が基準に満たないことから、参考値として記載。

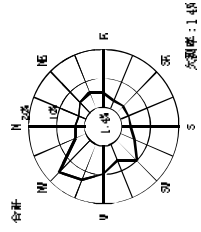
資料2-3-26 風配



観測所：女川原子力
 測定期間：2013年4月～2014年3月(93日限)
 気象観測塔：5.175m風車型
 地上高：11.0m、標高：115.0m
 測定器型式：風車型風向風速計

注：円内は、幹線(風速0.5m/s以下)の出風率(%)

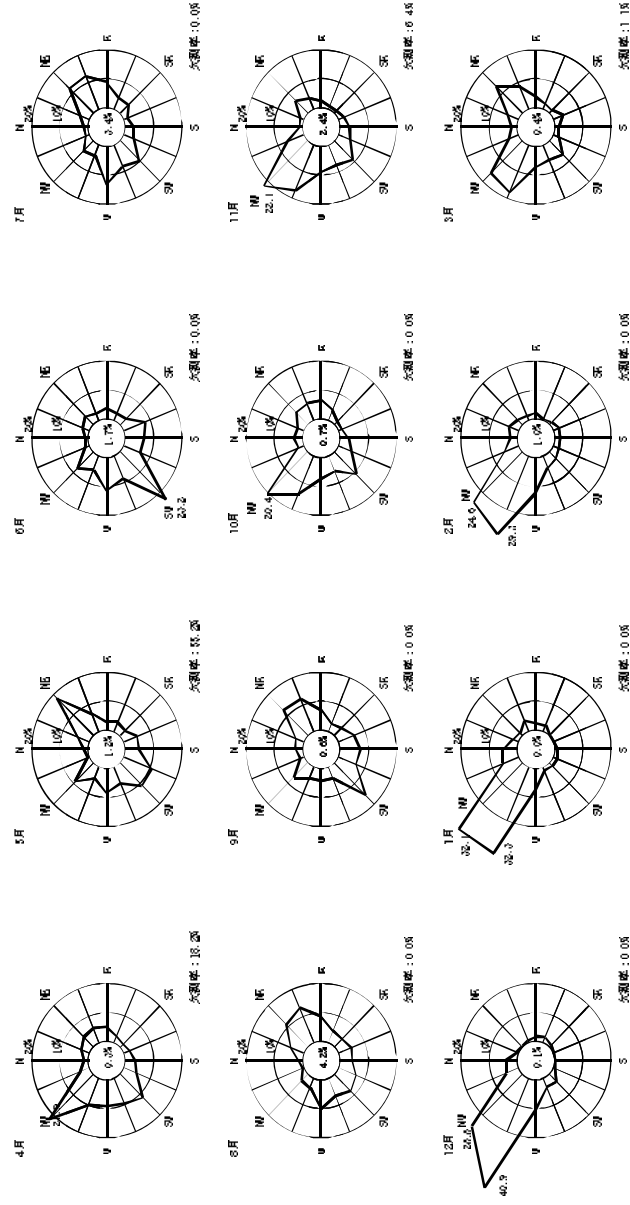
所在地 : 糸川原字力
 測定期間 : 2010年3月 ~ 2011年3月 (395日限)
 測定場所 : 気象観測塔 E 17.5 m 風車型
 地上高 : 71.0 m、標高 : 115.0 m
 測定器型式 : 風車型風向風速計



矢印率: 1.4%

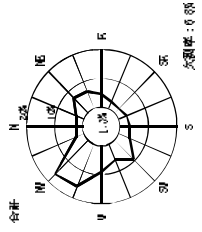
注) 円内は、幹線 (風速 0.4m/s以下) の出現率 (%)

所在地 : 糸川原字力
 測定期間 : 2011年4月 ~ 2012年3月 (306日限)
 測定場所 : 気象観測塔 E 17.5 m 風車型
 地上高 : 71.0 m、標高 : 115.0 m
 測定器型式 : 風車型風向風速計



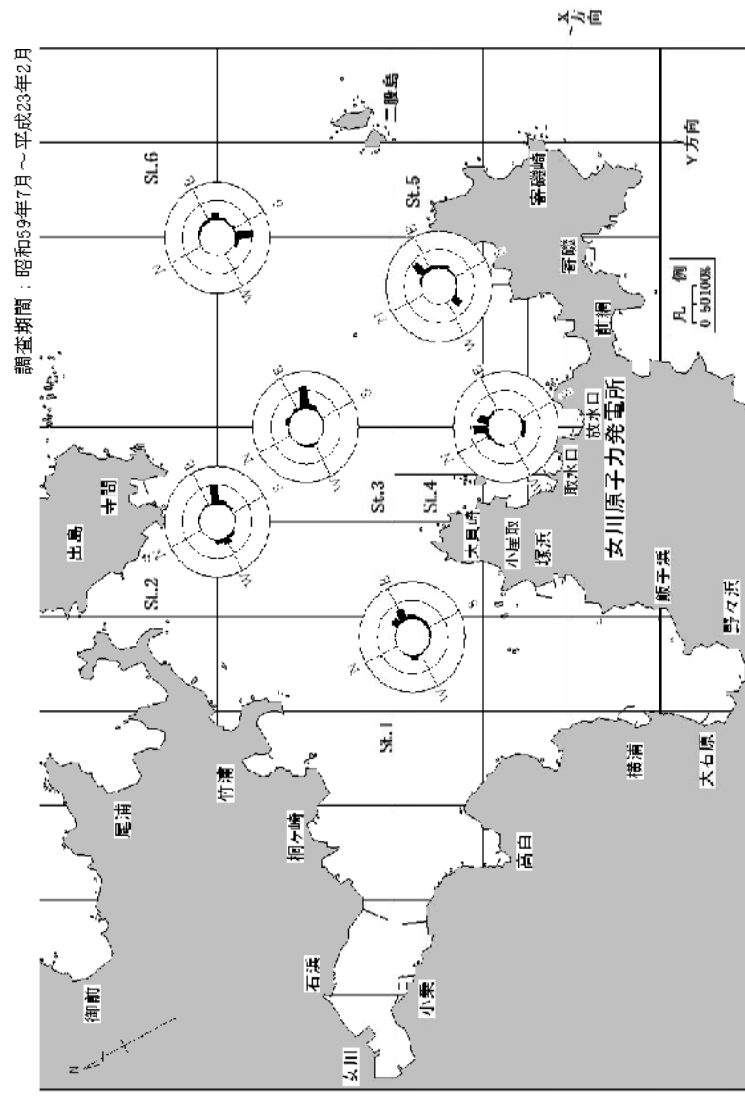
注1) 円内は、幹線 (風速 0.4m/s以下) の出現率 (%)
 注2) 5月分のみについては、幹線が一夕型に変わってないことから、幹線として記載。

調査年 : 2011年7月～2012年3月 (908日限)
 調査期間 : 気象観測塔 E.L.17.5m 風車型
 測定場所 : 地上高 : 51.0m、標高 : 116.0m
 測定器型式 : 風車型風向風速計



注) 円内は、幹線 (風速 0.4m/s以下) の出現率 (%)

資料2-3-27 海流図
(1) 最多出現流向 (上層)



(2) 最多出現流向 (下層)

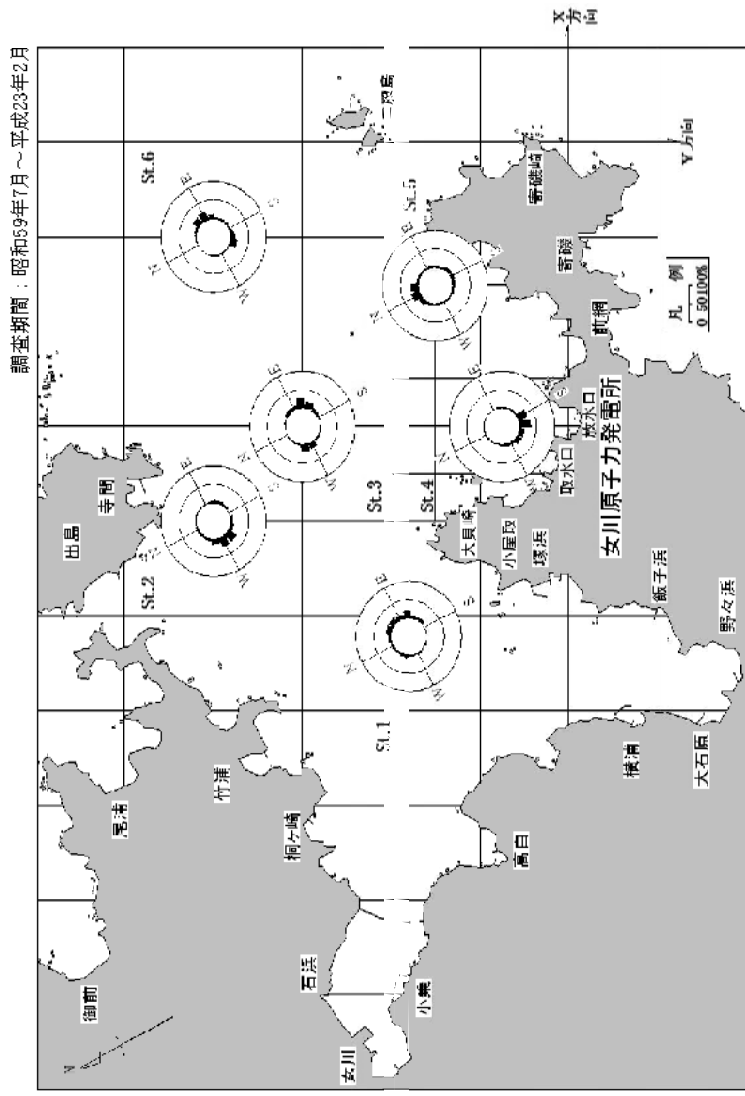


図1 流向頻度図 (海面下 2 m.)

調査期間：平成23年5月24日～平成23年6月13日

測定者：東北電力株式会社

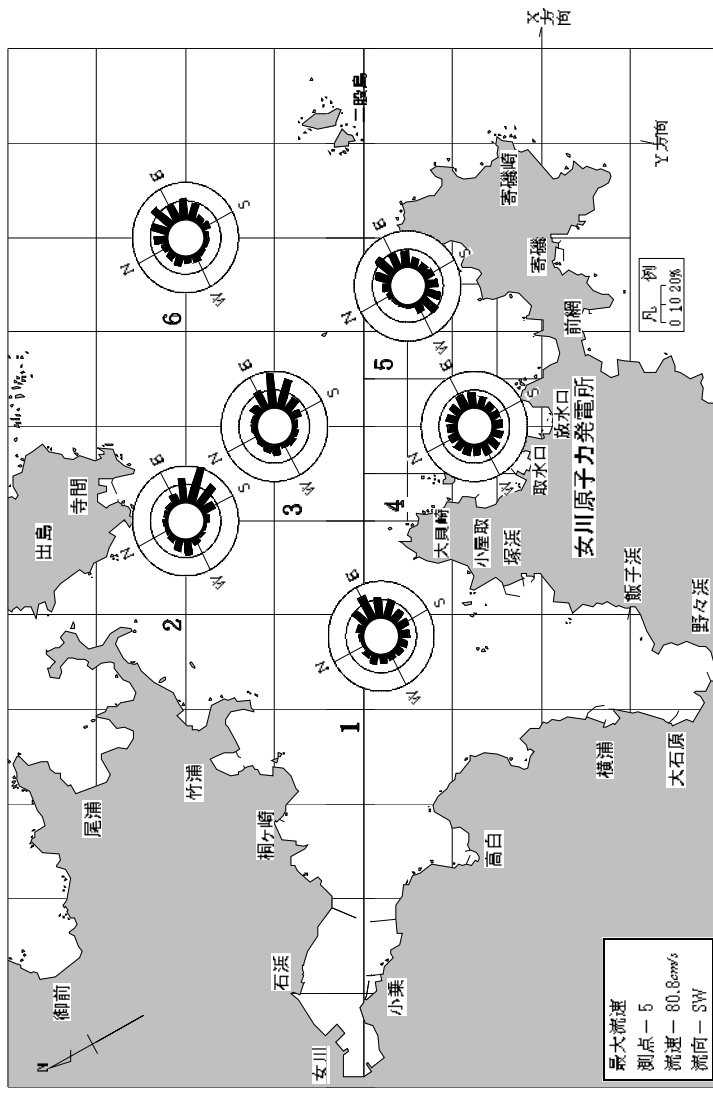


図2 流向標度図 (海面+2 m)

調査期間：平成23年5月24日～平成23年6月13日

測定者：東北電力株式会社

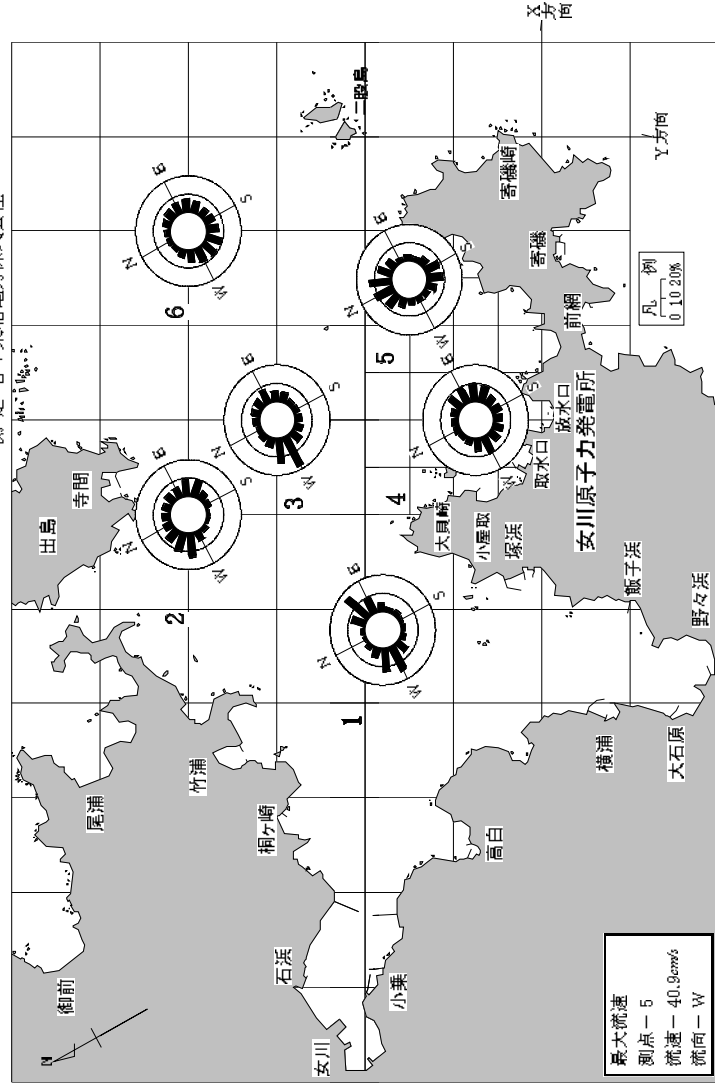


図3 流向標度図 (海面下2 m)

調査期間：平成23年8月2日～平成23年8月21日

測定者：東北電力株式会社

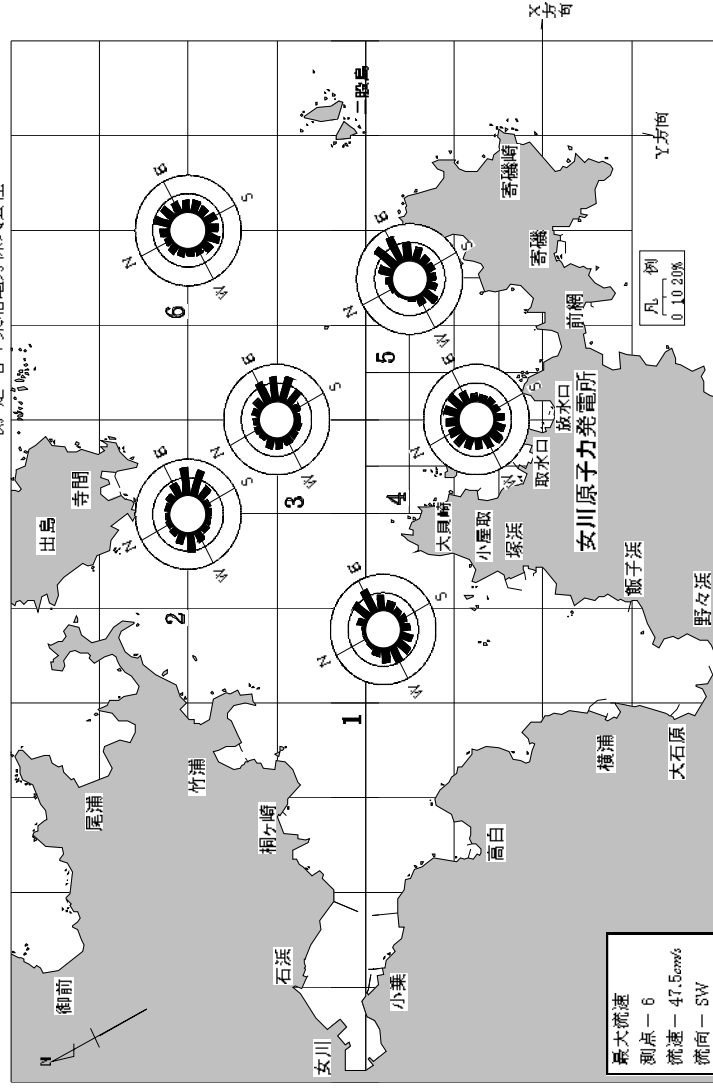


図4 流向頻度図 (海面 上 2 m)

調査期間：平成23年8月2日～平成23年8月21日
測定者：東北電力株式会社

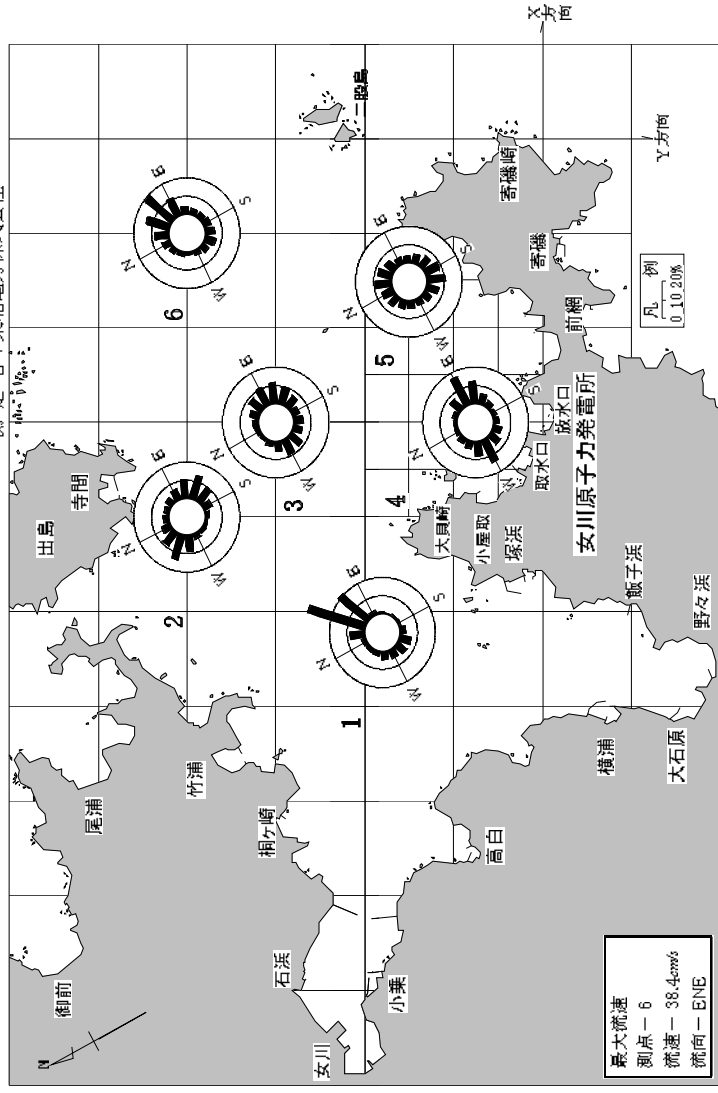


図5 流向頻度図 (海面 下 2 m)

調査期間：平成23年11月2日～平成23年11月21日
測定者：東北電力株式会社

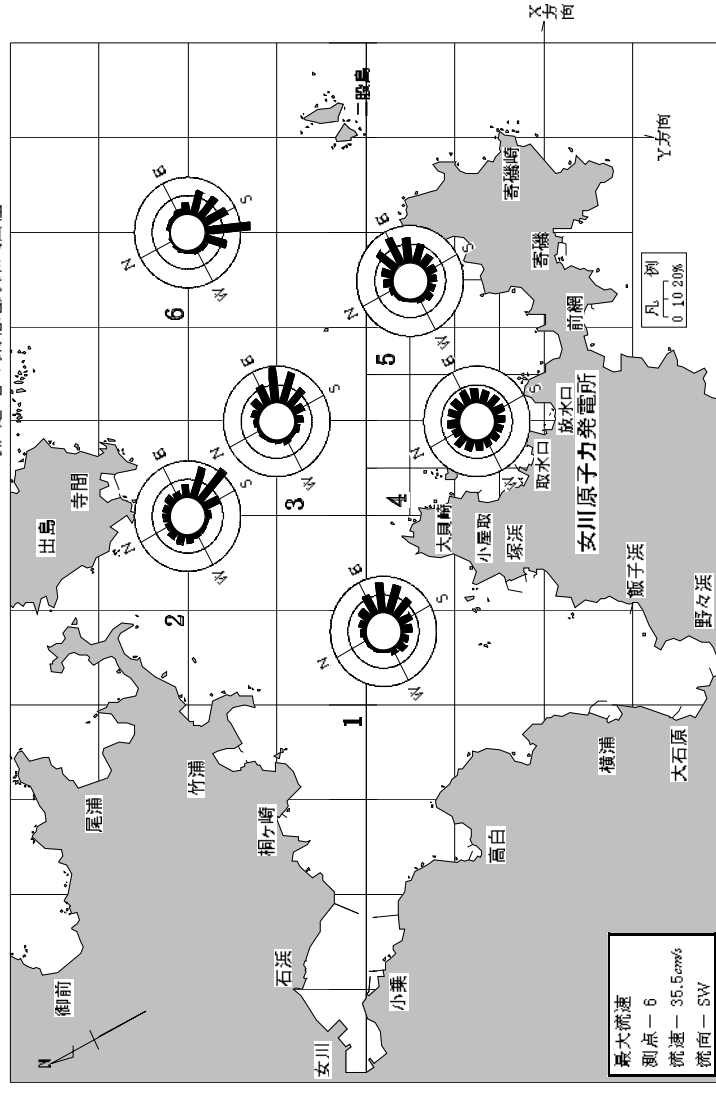


図6 流向標度図 (海面下2 m)

調査期間：平成23年11月2日～平成23年11月21日
測定者：東北電力株式会社

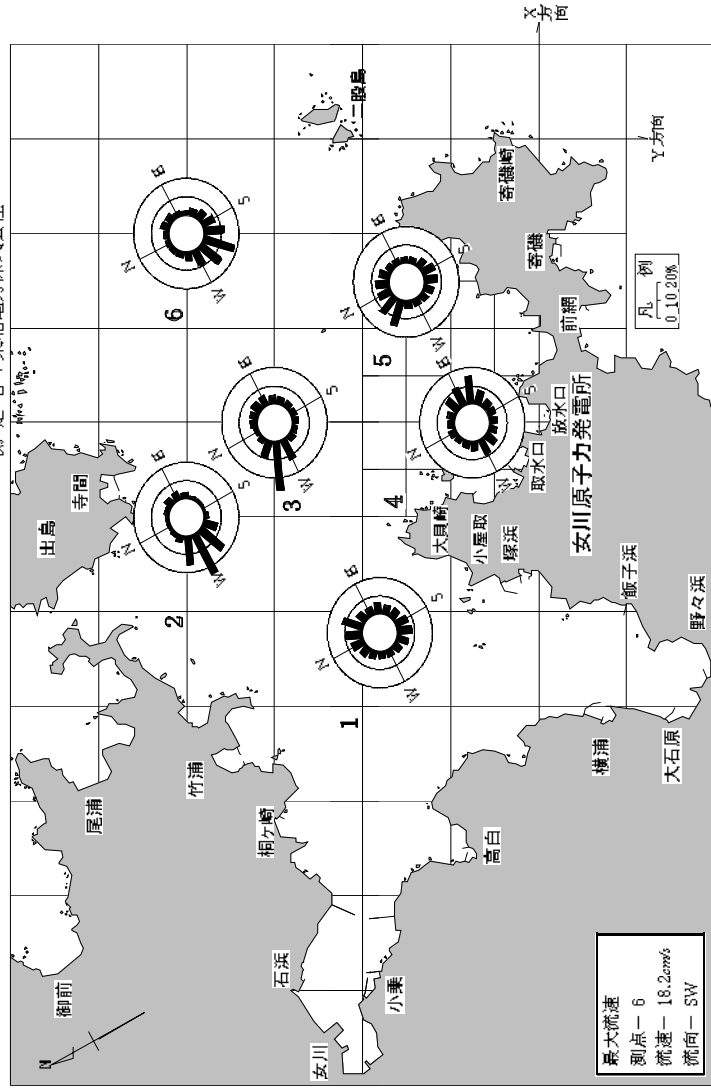


図7 流向標度図 (海面下2 m)

調査期間：平成24年2月2日～平成24年2月21日
測定者：東北電力株式会社

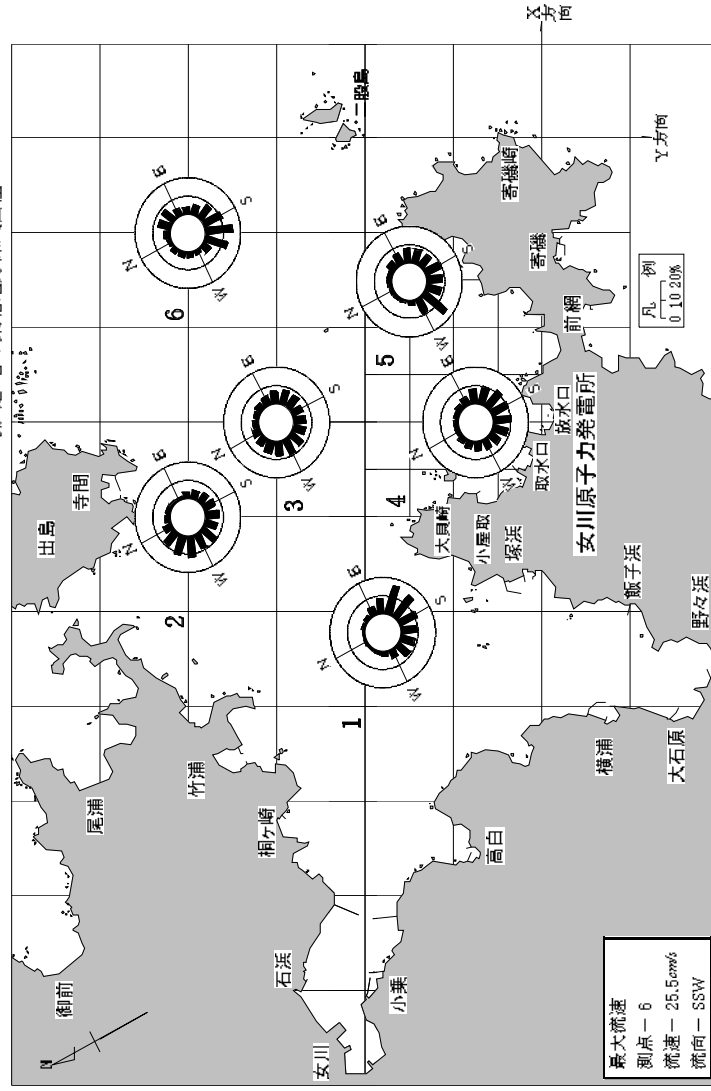


図8 流向頻度図 (海面下 2 m)

調査期間：平成24年2月2日～平成24年2月21日
測定者：東北電力株式会社

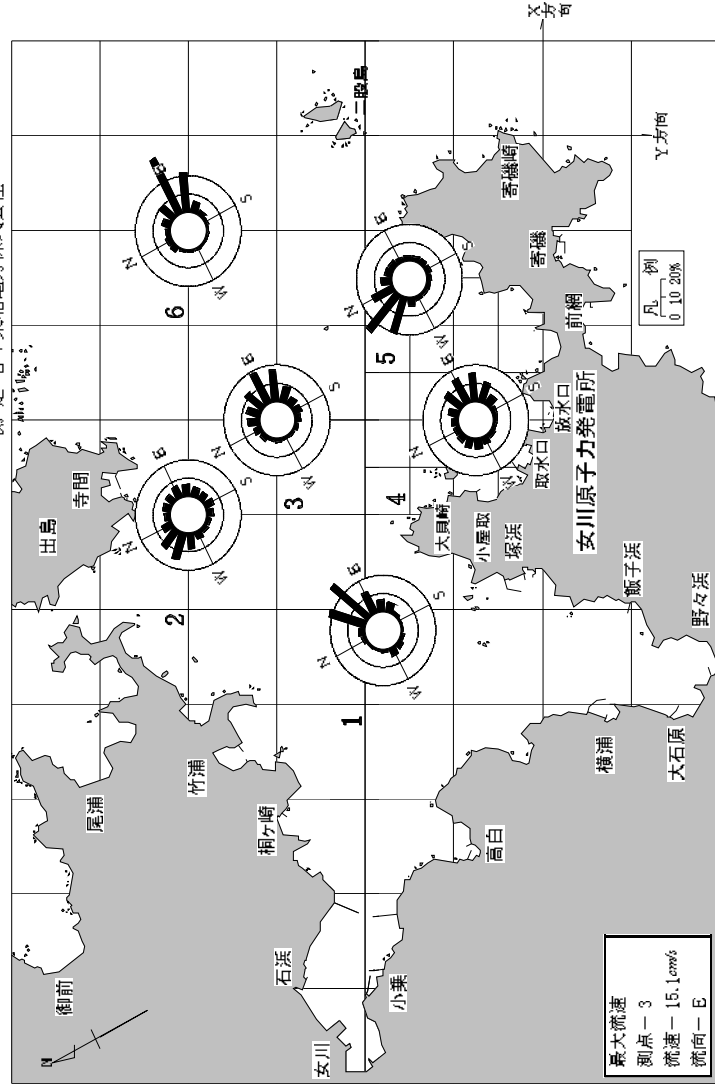


図9 流速頻度図 (海面下 2 m)

調査期間：平成23年5月24日～平成23年6月13日
測定者：東北電力株式会社

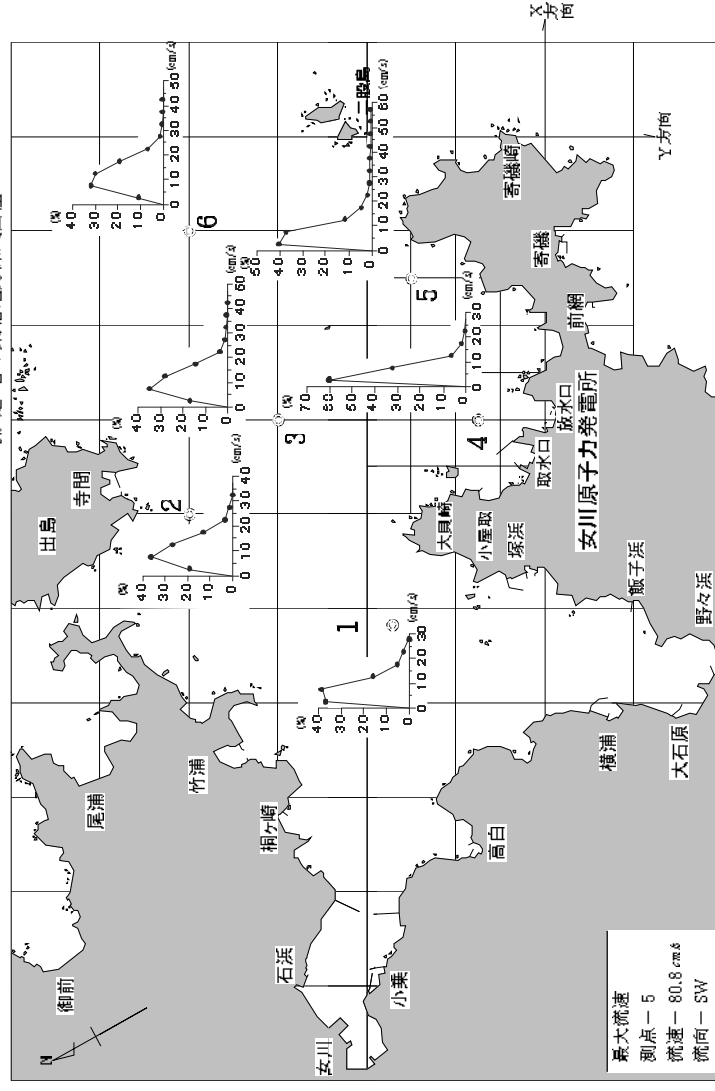


図10 流速頻度図 (海面上 2 m)

調査期間：平成23年5月24日～平成23年6月13日

測定者：東北電力株式会社

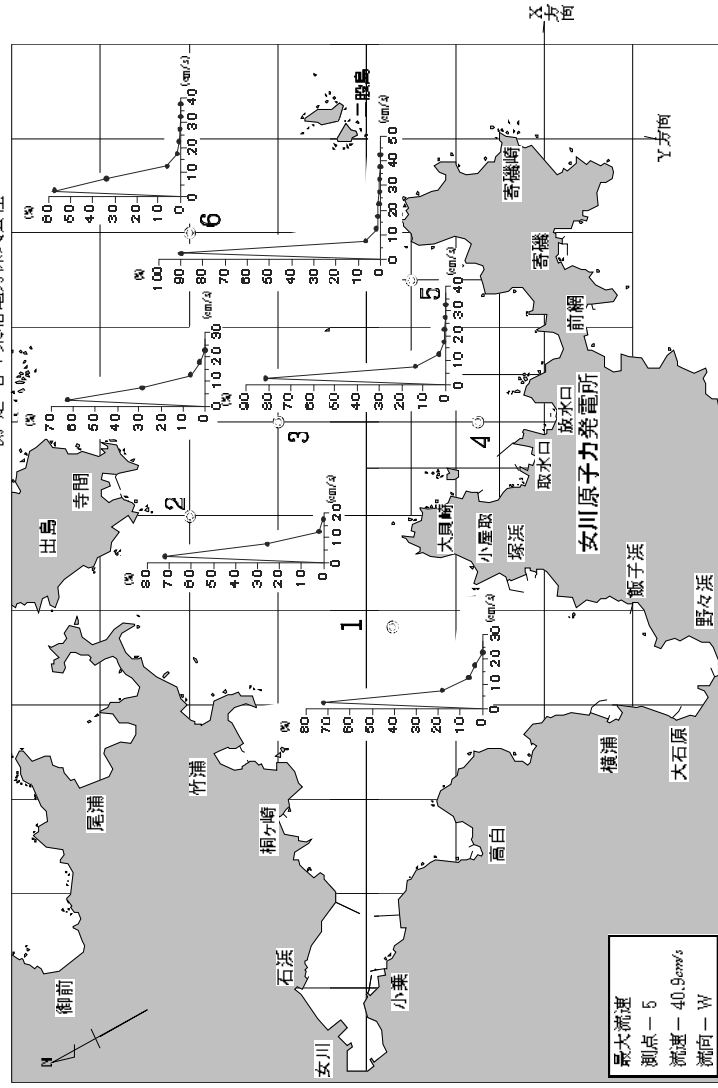


図11 流速頻度図 (海面下 2 m)

調査期間：平成23年8月2日～平成23年8月21日

測定者：東北電力株式会社

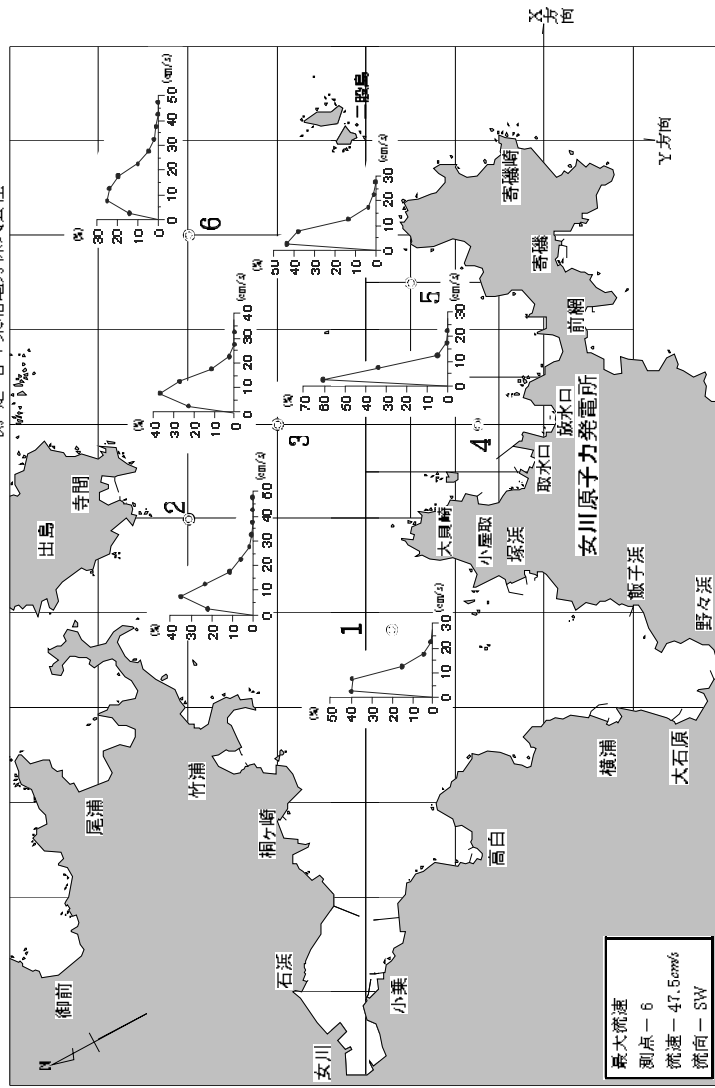


図12 流速頻度図 (海面上 2 m)

調査期間：平成23年8月2日～平成23年8月21日
 測定者：東北電力株式会社

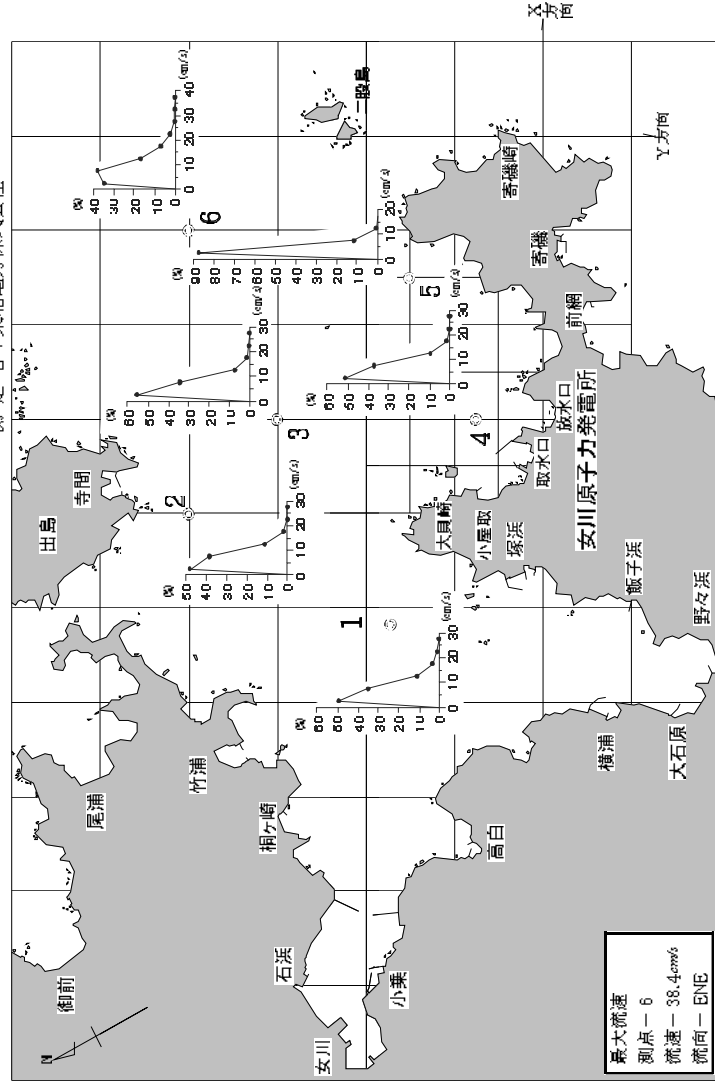


図13 流速頻度図 (海面下 2 m)

調査期間：平成23年11月2日～平成23年11月21日
 測定者：東北電力株式会社

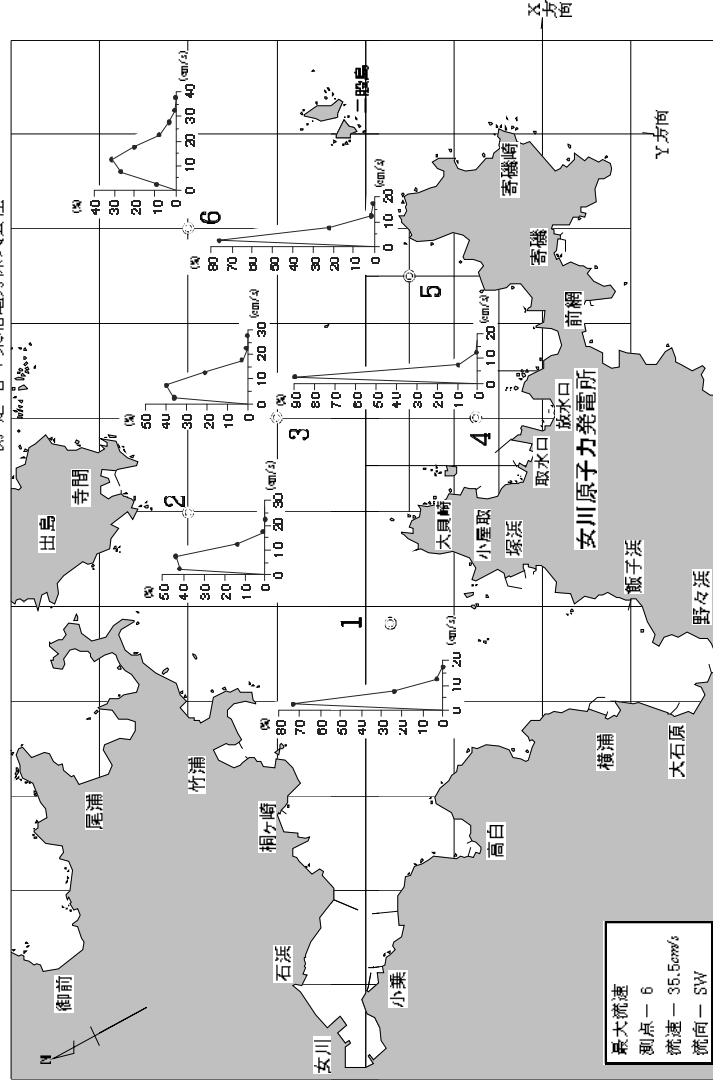


図14 流速頻度図 (海面下2 m)

調査期間：平成23年11月2日～平成23年11月21日

測定者：東北電力株式会社

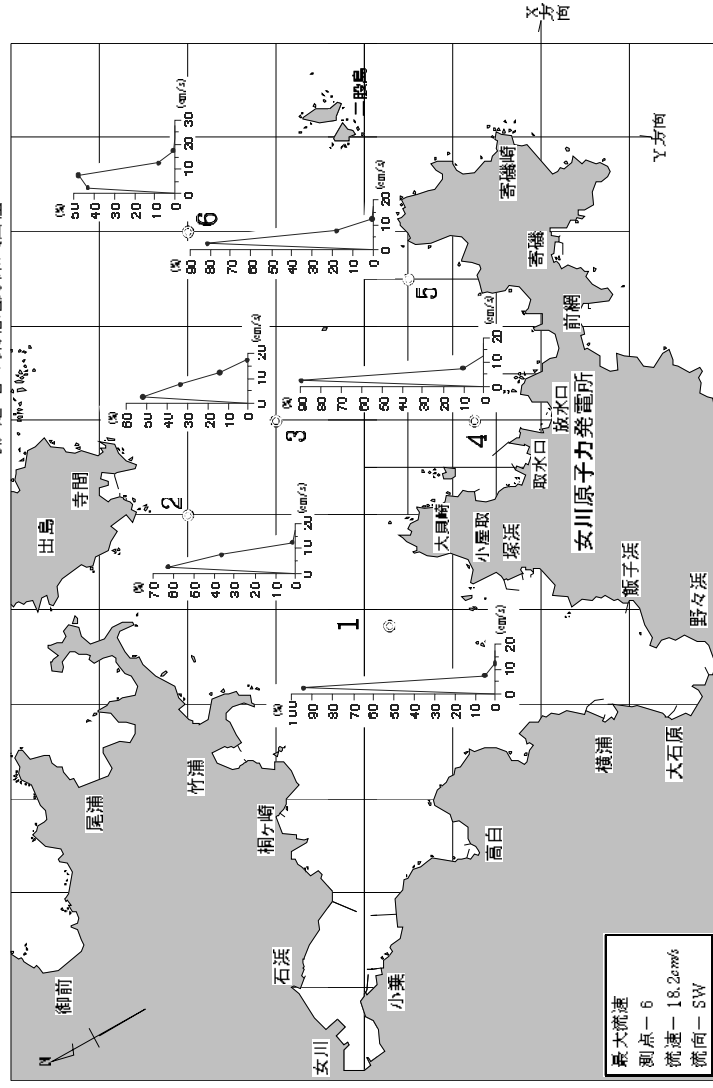


図15 流速頻度図 (海面下2 m)

調査期間：平成24年2月2日～平成24年2月21日

測定者：東北電力株式会社

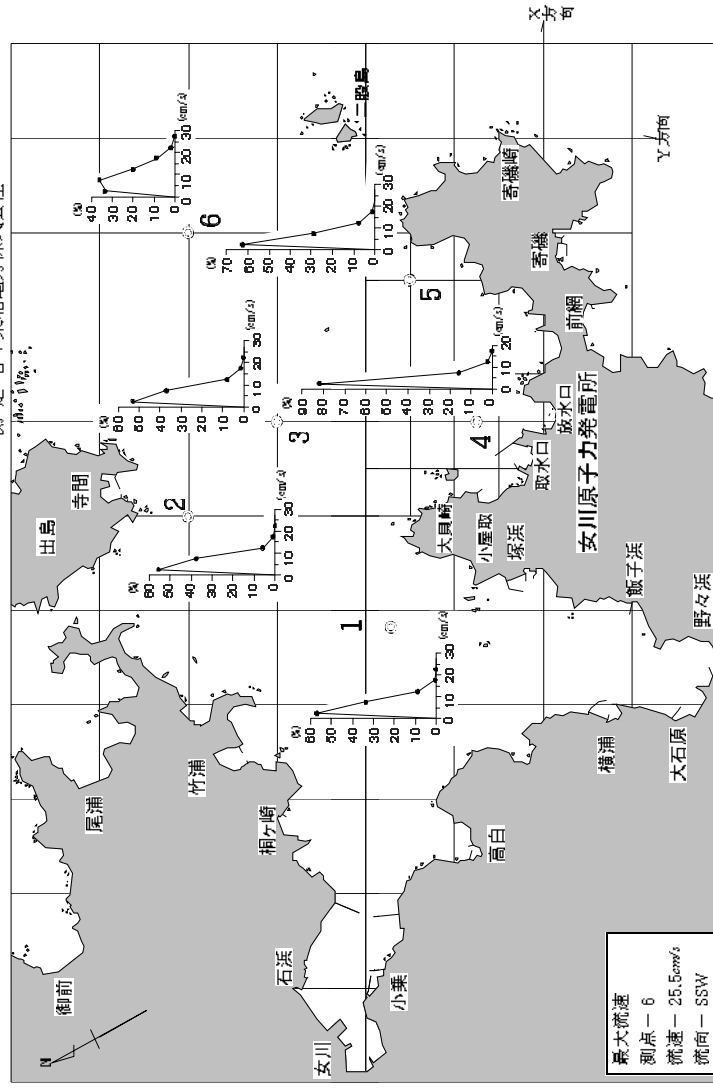
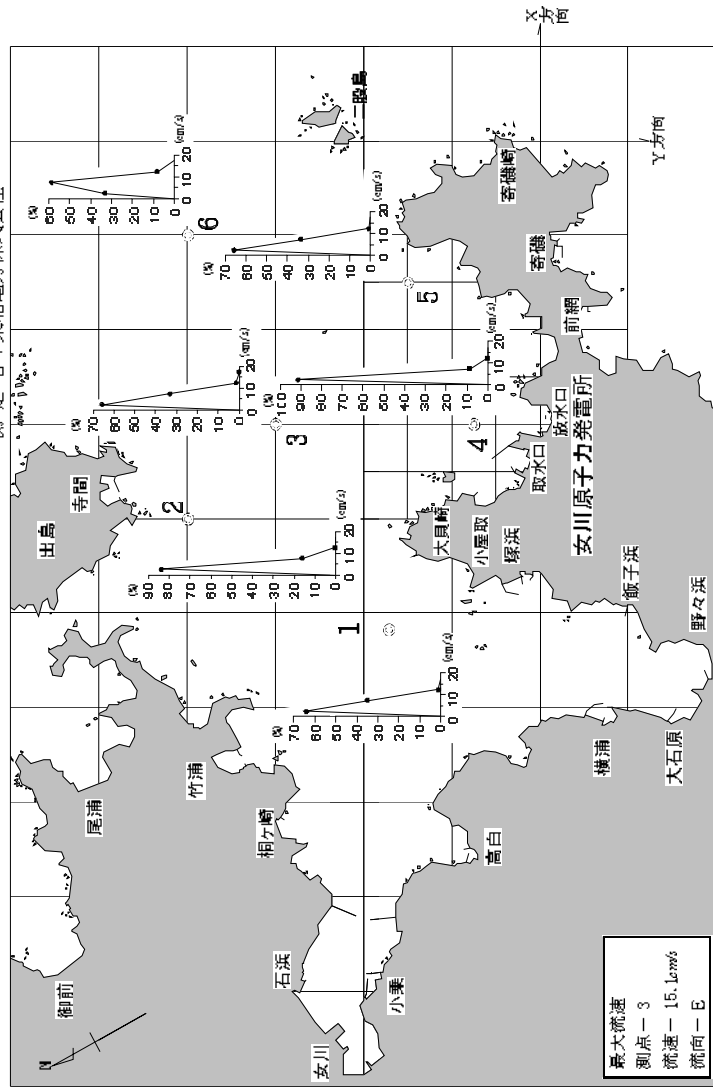


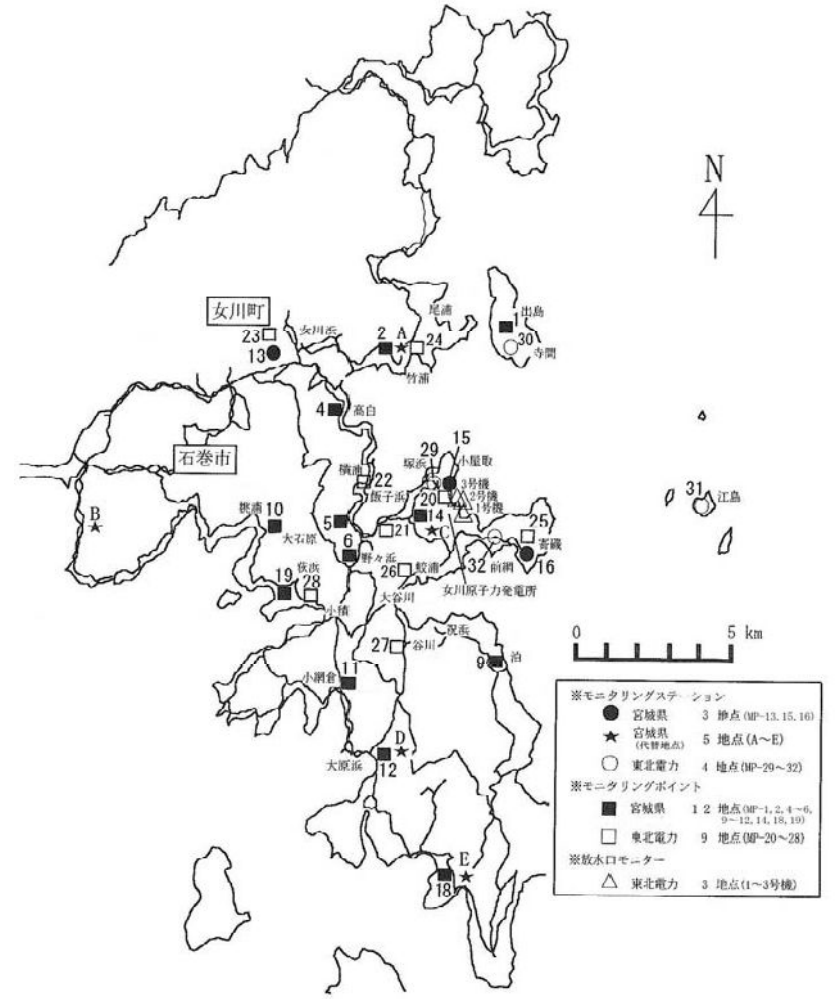
図16 流速頻度図 (海面上2 m)

調査期間：平成24年2月2日～平成24年2月21日

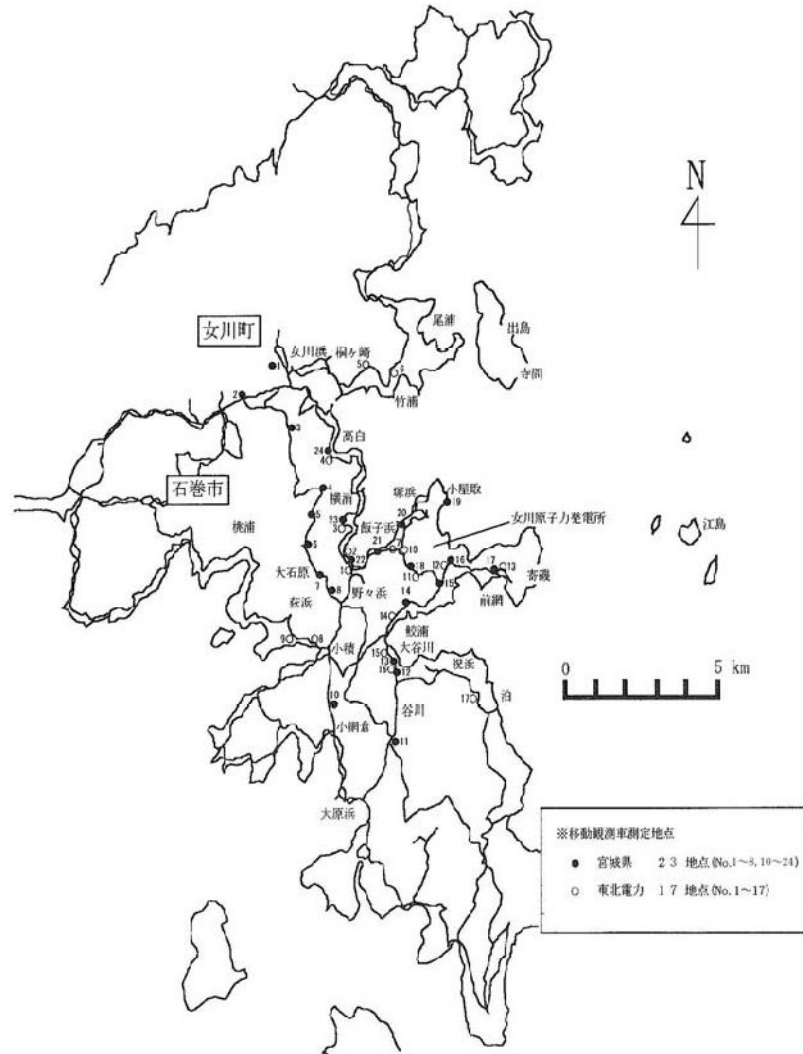
測定者：東北電力株式会社



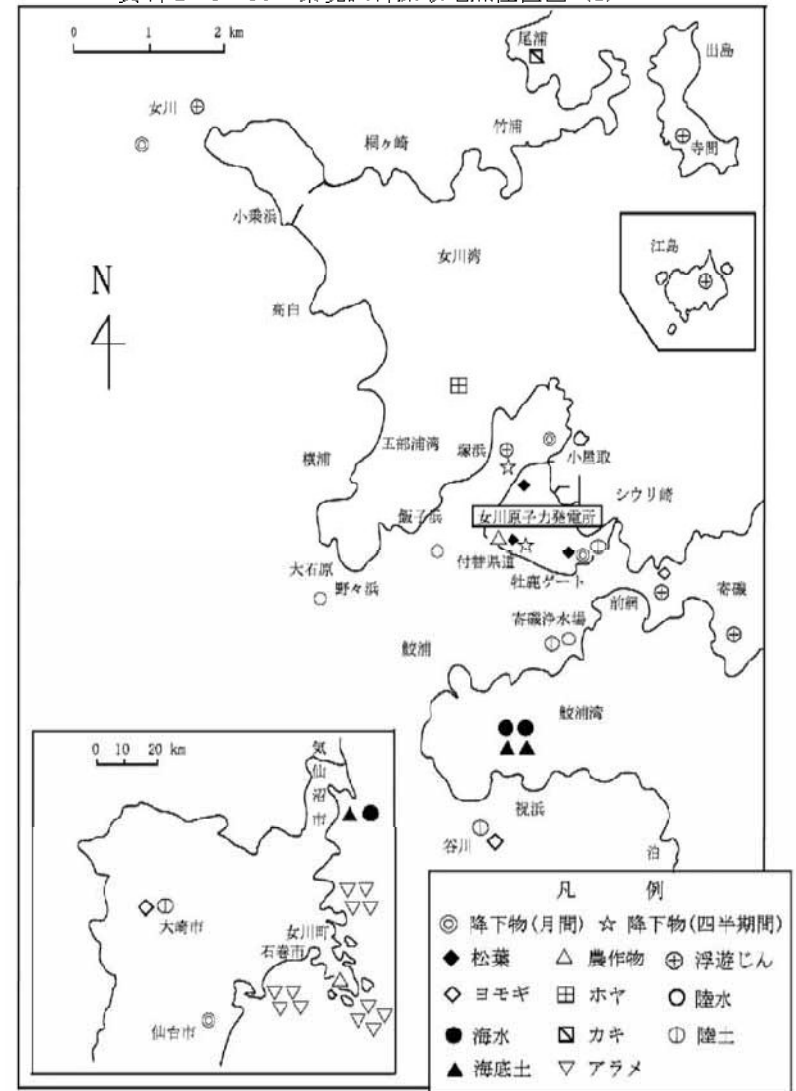
資料2-3-28 モニタリングステーション、モニタリングポイント
及び放水口モニター設置地点



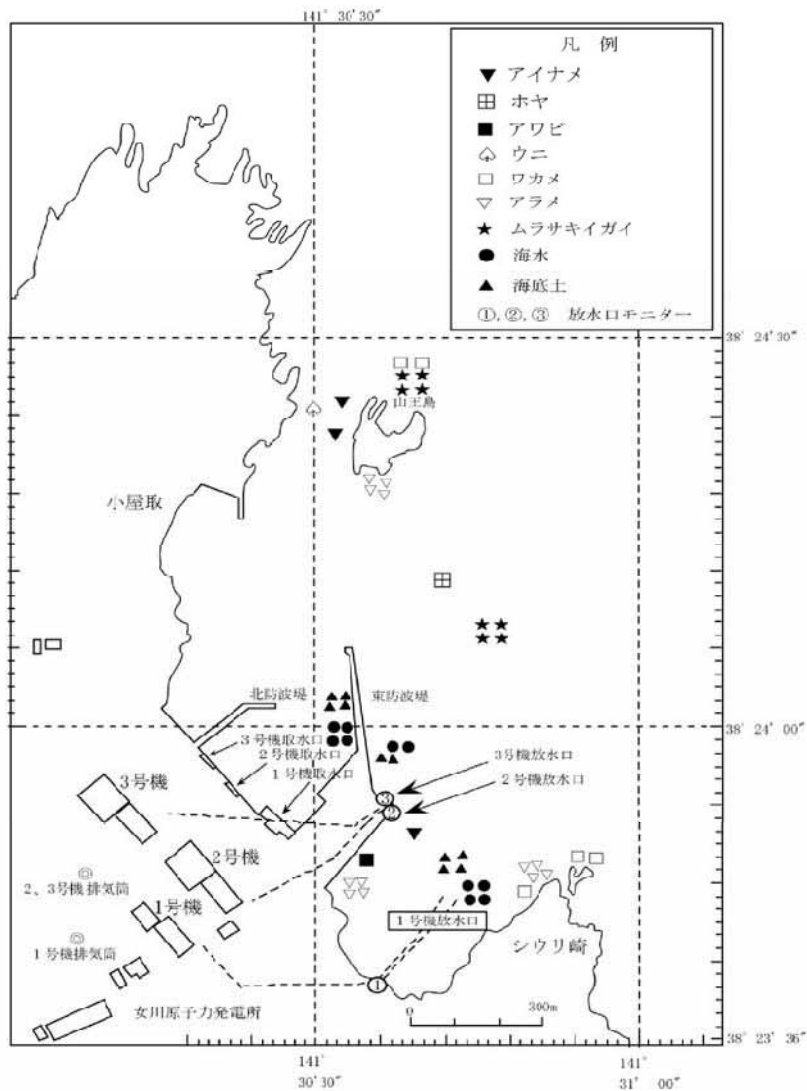
資料2-3-29 移動観測車による空間放射線線量率測定地点



資料2-3-30 環境試料採取地点位置図 (1)



資料2-3-30 環境試料採取地点位置図(2)



資料2-3-31 環境放射能測定値

(1) 空間線量率の測定結果

イ NaI (TI) シンチレーション検出器による空間ガンマ線線量率の測定結果※1

測定者	測定地点	方位	距離 (km)	原子力発電所稼働前		原子力発電所稼働後			
				(S5610~S589)		(H224~H233)		(H234~H243)	
				平均値	測定範囲	平均値	測定範囲	平均値	測定範囲
宮城県	女川	北西	7	12.2	10.4~32.2	11.6	9.8~24.6	21.9	15.8~37.1
	飯子浜	西	2	20.9	18.3~40.9	19.3	17.4~32.2	—※2	—※2
	小屋取	北	1	20.9	18.3~41.8	19.4	17.1~35.4	47.7	38.1~69.5
	寄磯	東南東	3	14.8	12.2~27.8	13.6	12.0~27.8	34.0	28.1~52.7
	鮫浦	南南西	2	17.4	14.8~33.1	16.4	14.5~29.4	—※2	—※2
	谷川	南南西	4	13.9	11.3~27.0	13.2	11.3~24.7	—※2	—※2
	小積	南西	4	※3	※3	18.1	16.2~29.5	※2	※2
東北電力	塚浜	北西	1	14.8	12.2~33.1	15.5	13.6~31.0	42.3	33.1~65.9
	寺間	北北東	5	11.3	8.7~6.1	13.7	12.2~27.7	29.5	24.4~44.5
	江島	東	8	20.9	16.5~41.8	11.5	9.9~27.2	18.3	16.3~28.8
	前網	東南東	2	24.4	19.1~42.6	21.1	19.2~37.6	51.9	42.3~82.2

ロ 電離箱検出器による空間ガンマ線線量率の測定結果

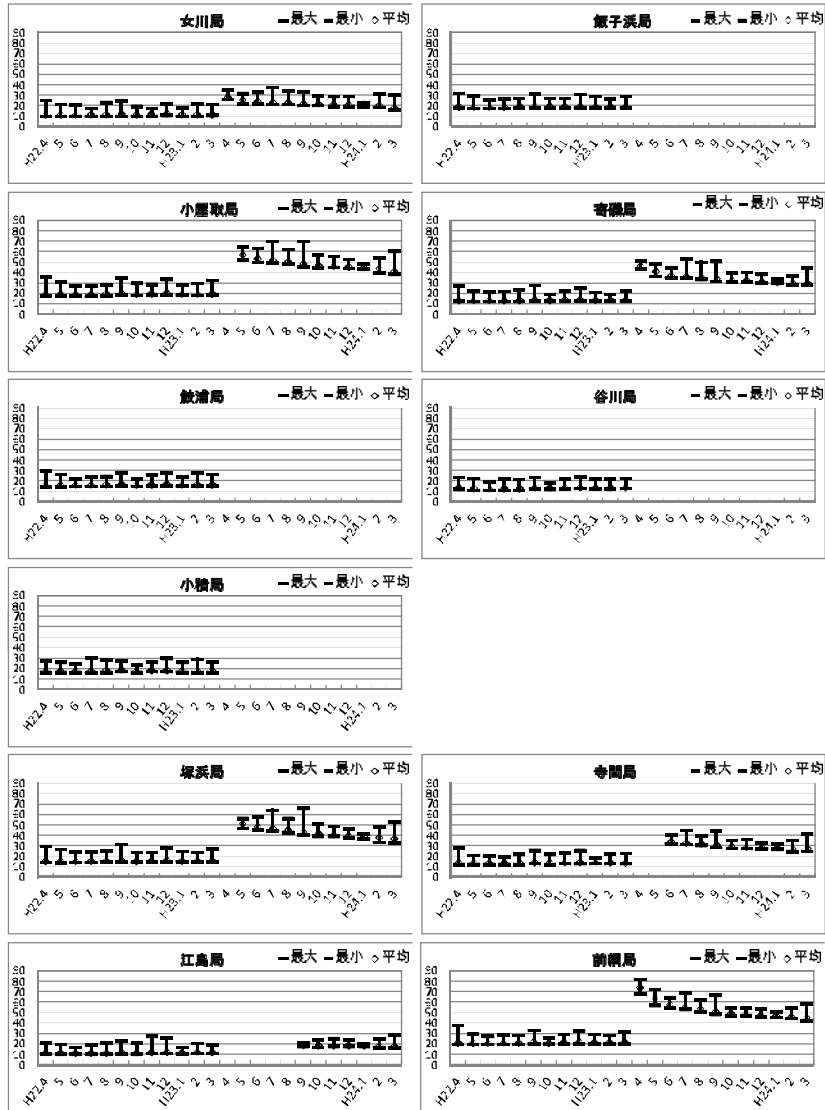
測定者	測定地点	方位	距離 (km)	原子力発電所稼働前		原子力発電所稼働後			
				(S572~S596)		(H224~H233)		(H234~H243)	
				平均値	測定範囲	平均値	測定範囲	平均値	測定範囲
宮城県	女川	北西	7	60.0	55.7~88.7	63.7	58.5~90.2	81.5	71.8~112.0
	飯子浜	西	2	75.7	71.3~123.5	75.0	70.5~102.2	—※4	—※4
	小屋取	北	1	82.7	75.7~123.5	74.6	69.0~105.5	123.2	105.2~160.3
	寄磯	東南東	3	67.0	62.6~87.0	68.1	63.5~98.0	102.6	87.5~141.3
	鮫浦	南南西	2	77.4	68.7~111.4	71.3	65.0~101.0	—※4	—※4
	谷川	南南西	4	66.1	60.9~95.7	70.4	64.3~98.7	※4	※4
	小積	南西	4	※3	※3	76.6	72.2~104.7	※4	※4
東北電力	塚浜	北西	1	73.4	65.3~96.6	73.6	68.7~104.0	114.5	97.1~158.4
	寺間	北北東	5	68.7	64.4~93.1	67.3	63.0~99.9	91.0	78.6~126.5
	江島	東	8	80.5	70.5~109.6	62.6	58.6~95.6	76.4	70.9~97.6
	前網	東南東	2	81.8	75.7~114.0	77.8	73.0~110.1	123.7	107.0~165.2

※1 NaI(Tl)シンチレーション検出器は下方2ヶ船透り付である
 ※2 東日本大震災により測定局が滅失したため、現在は代替地点にて測定を実施
 ※3 小積局は平成13年度から測定を開始
 ※4 東日本大震災により測定局が滅失したため、現在は測定を実施していない。なお、当該測定器の測定範囲は、代替地点に設置したNaI(Tl)シンチレーション検出器で対応している。

(2) 空間線量率の経年変化

イ NaI (Tl) シンチレーション検出器による空間ガンマ線線量率の測定結果

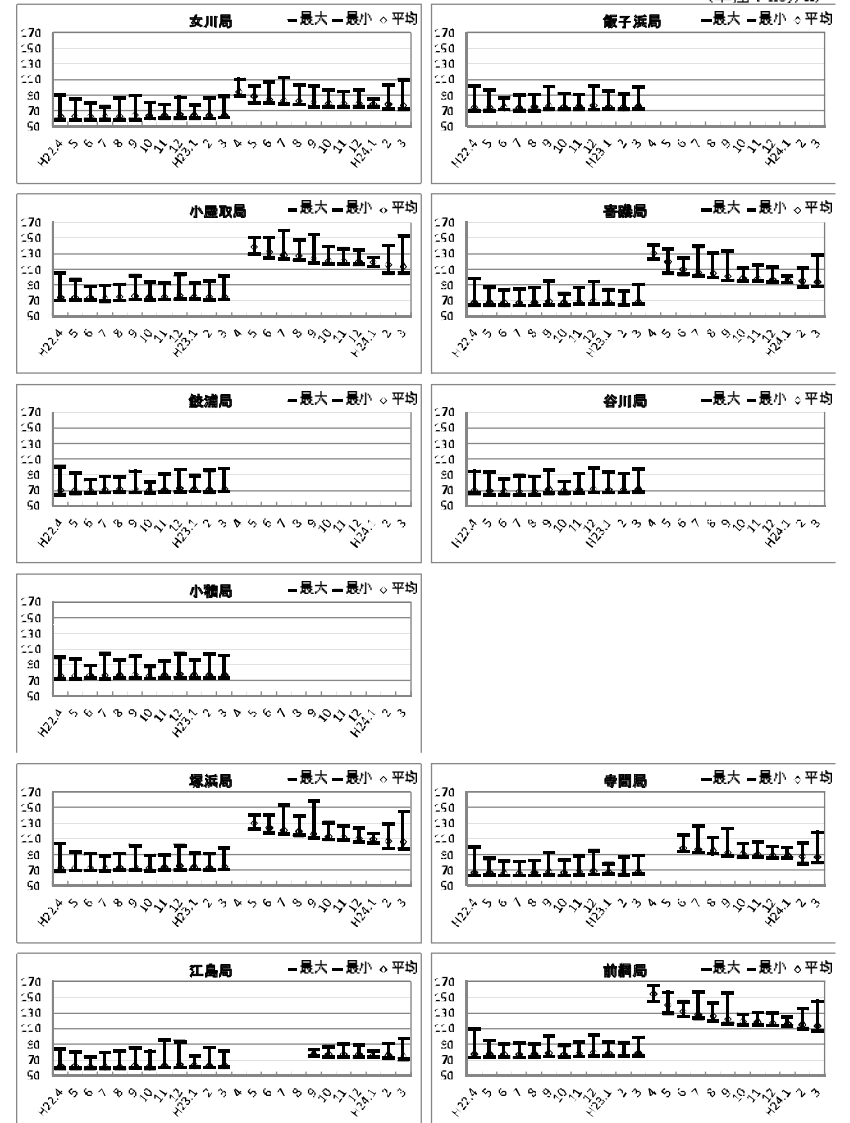
(単位: nGy/h)



※平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、測定局の滅失、データの欠測、空間放射線線量率の上昇などが生じている。

ロ 避難箱検出器による空間ガンマ線線量率の測定結果

(単位: nGy/h)

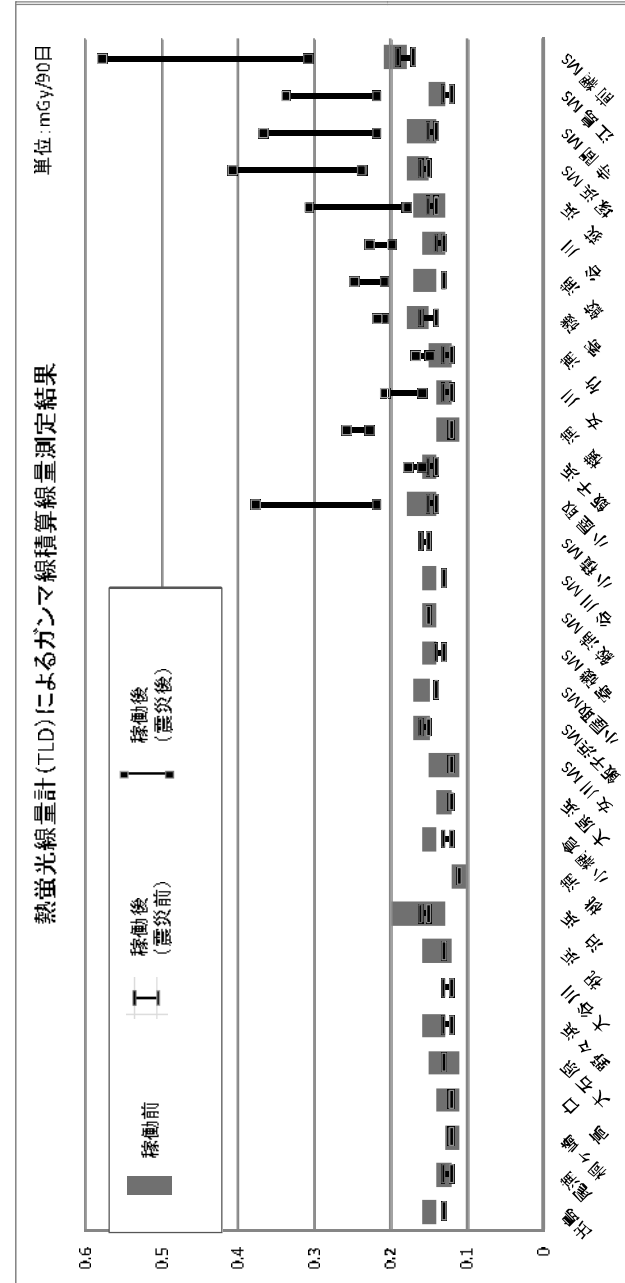


※平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、測定局の滅失、データの欠測、空間放射線線量率の上昇などが生じている。

(3) 熱蛍光線量計 (TLD) による空間ガンマ線積算線量測定結果 (単位: mGy/90日)

測定機関	地点番号	測定地点名	位置		原子力発電所稼働前 (S56.10~S58.9) 最小値~最大値	原子力発電所稼働後 (H22.4~H22.12) 最小値~最大値	原子力発電所稼働後 (H23.1~H24.3) ※ 最小値~最大値
			方位	距離(km)			
宮城	MP-1	出島	北北東	7	0.14 ~ 0.16	0.13 ~ 0.13	~
	MP-2	尾浦	北	6	0.12 ~ 0.14	0.12 ~ 0.13	~
	MP-3	桐ヶ崎	北北西	5	0.11 ~ 0.13	0.12 ~ 0.12	~
	MP-4	高白	北西	5	0.11 ~ 0.14	0.12 ~ 0.12	~
	MP-5	大石原	西	3	0.11 ~ 0.15	0.13 ~ 0.13	~
	MP-6	野々浜	西	3	0.13 ~ 0.16	0.12 ~ 0.13	~
	MP-7	大谷川 ^{*1}	南南西	4	0.12 ~ 0.12	0.12 ~ 0.13	~
	MP-8	祝浜	南	4	0.12 ~ 0.16	0.13 ~ 0.13	~
	MP-9	泊浜	南南東	5	0.13 ~ 0.20	0.15 ~ 0.16	~
	MP-10	桃浦 ^{*2}	西	6	0.10 ~ 0.12	0.11 ~ 0.11	~
	MP-11	小網倉	南南西	7	0.14 ~ 0.16	0.12 ~ 0.13	~
	MP-12	大原浜	南南西	8	0.12 ~ 0.14	0.12 ~ 0.12	~
	MP-13	女川MS	北西	7	0.11 ~ 0.15	0.12 ~ 0.12	~
	MP-14	飯子浜MS	西	2	0.15 ~ 0.17	0.15 ~ 0.16	~
	MP-15	小屋取MS	北	1	0.15 ~ 0.17	0.14 ~ 0.14	~
	MP-16	寄磯MS	東南東	3	0.14 ~ 0.16	0.13 ~ 0.14	~
	MP-17	鮫浦MS	南南西	2	0.14 ~ 0.16	0.15 ~ 0.15	~
	MP-18	谷川MS	南南西	4	0.14 ~ 0.16	0.13 ~ 0.13	~
	MP-19	小積MS			~	0.15 ~ 0.16	~
東北	MP-20	小屋取	北	1	0.14 ~ 0.18	0.14 ~ 0.15	0.22 ~ 0.38
	MP-21	飯子浜	西	2	0.14 ~ 0.16	0.14 ~ 0.15	0.16 ~ 0.18
	MP-22	横浦 ^{*3}	西北西	3	0.11 ~ 0.14	0.12 ~ 0.12	0.23 ~ 0.26
	MP-23	女川	北西	7	0.12 ~ 0.14	0.12 ~ 0.13	0.16 ~ 0.21
	MP-24	竹浦 ^{*4}	北	5	0.12 ~ 0.15	0.12 ~ 0.13	0.15 ~ 0.17
	MP-25	寄磯	東南東	3	0.15 ~ 0.18	0.14 ~ 0.16	0.21 ~ 0.22
	MP-26	鮫浦	南南西	2	0.14 ~ 0.17	0.13 ~ 0.13	0.21 ~ 0.25
	MP-27	谷川 ^{*5}	南南西	4	0.13 ~ 0.16	0.13 ~ 0.14	0.20 ~ 0.23
	MP-28	萩浜	西南西	5	0.13 ~ 0.17	0.14 ~ 0.15	0.18 ~ 0.31
	MP-29	塚浜MS	北北西	1	0.15 ~ 0.18	0.15 ~ 0.16	0.24 ~ 0.41
	MP-30	寺間MS	北北東	5	0.14 ~ 0.18	0.14 ~ 0.15	0.22 ~ 0.37
	MP-31	江島MS	東	9	0.13 ~ 0.15	0.12 ~ 0.13	0.22 ~ 0.34
	MP-32	前網MS	東南東	2	0.18 ~ 0.21	0.17 ~ 0.19	0.31 ~ 0.58

*1 S58. 9. 25地点移動後の値
 *2 S57. 11. 29地点移動後の値
 *3 S68. 9. 29地点移動後の値
 *4 H16. 11. 30地点移動後の値
 *5 H9. 3. 27地点移動後の値
 ※ 東日本大震災の影響により宮城県測定分は欠測



※福島第一原子力発電所事故の影響により、震災後は震災前と比べて測定結果が高い値となっている

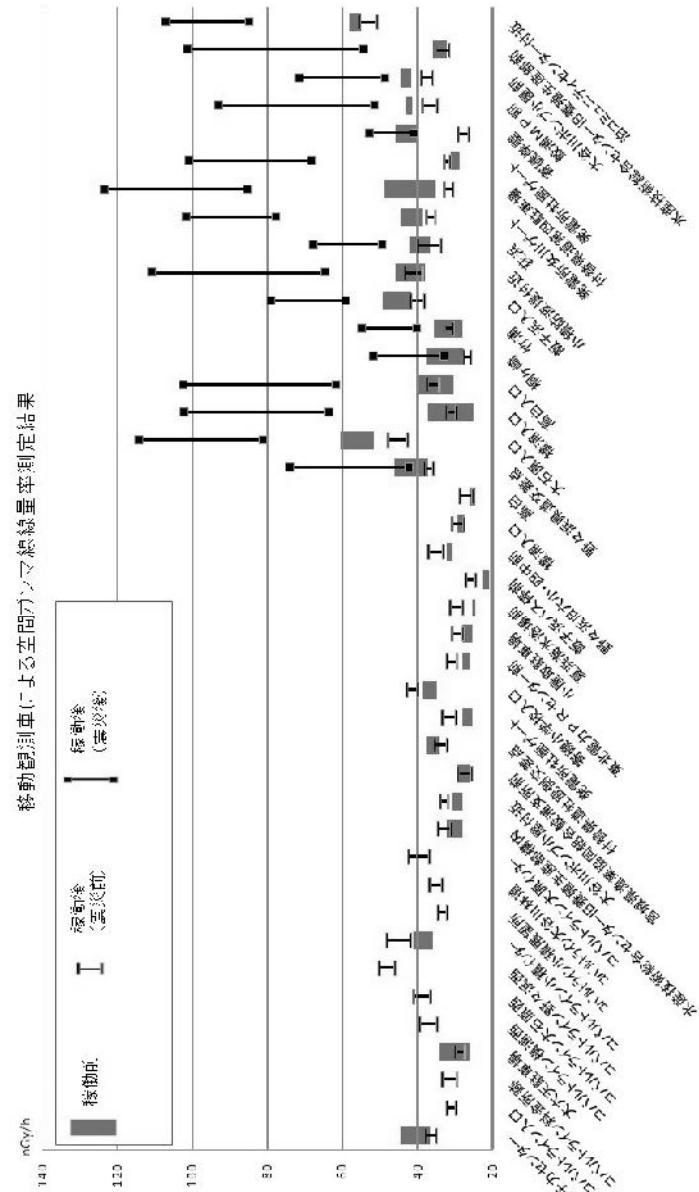
(4) 移動観測車による空間ガンマ線線量測定結果

(単位:nCy/h)

測定機関	地点番号	測定地点名	位置		原子力発電所稼働前	原子力発電所稼働後	原子力発電所稼働後
			方位	距離	(S58.10~S58.9) 最小~最大	(H22.4~H23.3) 最小~最大	(H23.4~H24.3) 最小~最大(注1)
宮城	1	原子力センター	北西	7	36.5 ~ 44.4	35.8 ~ 37.7	~
	2	コバルトライン入口	北西	7	27.8 ~ 27.8	30.6 ~ 32.1	~
	3	コバルトライン料金所跡	北西	7	~	30.4 ~ 33.4	~
	4	大六天駐車場	西北西	4	26.1 ~ 33.9	28.3 ~ 30.0	~
	5	コバルトライン横浦西	西北西	3	~	35.6 ~ 39.2	~
	6	コバルトライン大石原西	西	4	~	37.4 ~ 41.0	~
	7	コバルトライン野々浜西	西	4	~	47.0 ~ 50.1	~
	8	コバルトライン小窪インター	西南西	3	35.7 ~ 40.9	42.8 ~ 47.9	~
	9	コバルトライン小窪展望所	南西	3	~	33.1 ~ 34.3	~
	10	コバルトライン大谷川林道	南南西	5	~	34.3 ~ 36.6	~
	11	コバルトライン大原インター	南南西	6	45.2 ~ 45.2	37.6 ~ 42.3	~
	12	水産技術総合センター旧養殖生産部構内	南南西	4	27.8 ~ 32.2	32.0 ~ 34.4	~
	13	大谷川ポンプ小屋付近	南南西	3	27.8 ~ 30.5	32.7 ~ 33.9	~
	14	宮城県漁業協同組合鮫浦支所前	南南西	2	26.1 ~ 29.6	26.5 ~ 29.0	~
	15	付替県道杜鹿側交差点	南	1	33.9 ~ 37.4	33.0 ~ 35.5	~
	16	発電所杜鹿ゲート	南南東	1	25.2 ~ 27.8	30.7 ~ 33.3	~
	17	寄磯小学校入口	東南東	2	34.8 ~ 38.3	40.6 ~ 42.6	~
	18	東北電力PRセンター前	南西	1	26.1 ~ 27.8	30.4 ~ 32.0	~
	19	小屋取駐車場	北	1	25.2 ~ 27.8	28.7 ~ 30.6	~
	20	夏浜海水浴場前	北西	1	24.4 ~ 25.2	28.6 ~ 31.3	~
	21	飯子浜バス停前	西	2	20.9 ~ 22.6	25.5 ~ 27.1	~
	22	野々浜旧六小・四中前	西	3	30.5 ~ 32.2	34.0 ~ 36.9	~
	23	横浦入口	西北西	3	27.0 ~ 29.6	28.4 ~ 30.7	~
	24	高白	北西	5	24.4 ~ 26.1	26.1 ~ 28.7	~
東	1	野々浜県道交差点	西	3	37.1 ~ 45.9	36.7 ~ 38.1	43.2 ~ 73.9
	2	大石原入口	西	3	51.6 ~ 60.6	43.5 ~ 47.7	62.1 ~ 114.1
	3	横浦入口	西北西	3	25.1 ~ 37.1	30.6 ~ 32.2	64.4 ~ 102.0
	4	高白入口	北西	5	30.4 ~ 40.1	35.2 ~ 37.1	62.6 ~ 102.4
	5	桐ヶ崎	北北西	5	27.7 ~ 37.3	26.6 ~ 27.5	33.7 ~ 51.7
	6	竹浦	北	5	27.8 ~ 35.4	31.4 ~ 32.7	41.2 ~ 54.8
	7	飯子浜入口	西	2	41.5 ~ 49.1	36.9 ~ 41.7	60.0 ~ 79.1
北	8	小窪防波堤付近(注2)	南西	5	37.8 ~ 45.8	39.6 ~ 43.2	65.5 ~ 110.7
	9	鉄浜	西南西	5	36.5 ~ 42.1	34.5 ~ 39.9	50.2 ~ 67.8
	10	発電所大川ゲート	北西	1	36.5 ~ 44.3	36.2 ~ 37.5	78.8 ~ 101.6
	11	付替県道第四駐車場	南西	1	35.2 ~ 49.0	31.4 ~ 32.6	66.4 ~ 123.3
	12	発電所杜鹿ゲート	南南東	1	26.8 ~ 31.0	32.1 ~ 32.6	68.2 ~ 100.7
	13	寄磯岸壁	東南東	3	40.3 ~ 45.7	27.2 ~ 29.1	41.9 ~ 52.8
	14	鮫浦MP前	南南西	3	41.2 ~ 42.8	35.6 ~ 36.6	52.4 ~ 92.9
力	15	大谷川ポンプ小屋前	南西	3	41.6 ~ 44.2	36.8 ~ 38.6	49.4 ~ 71.4
	16	水産技術総合センター旧養殖生産部前	南南西	4	32.2 ~ 35.9	32.5 ~ 35.1	55.4 ~ 101.3
	17	泊コミュニティセンター付近	南南東	5	55.0 ~ 58.0	51.7 ~ 55.2	65.8 ~ 107.0

(注1) 東日本大震災により移動観測車が滅失したため、宮城県測定分は欠測。

(注2) 電力8(小窪防波堤付近)はH9.4から測定地点を移動のため旧地点の値を参考として示した。

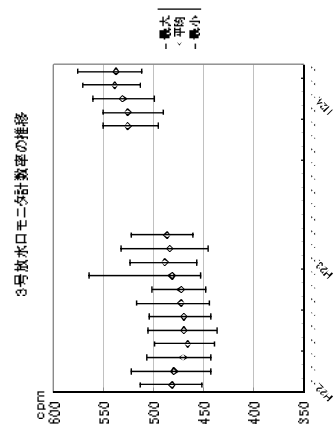
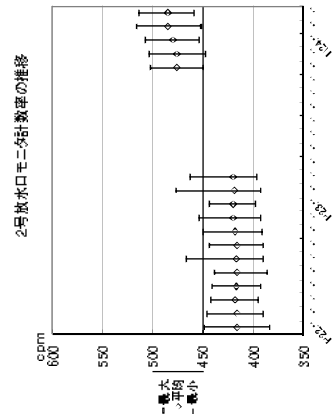
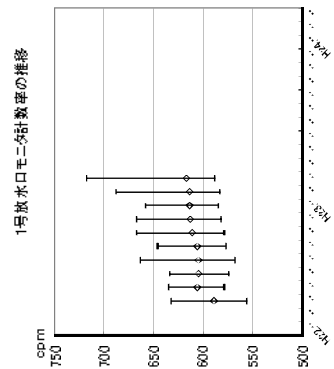


※福島第一原子力発電所事故の影響により、震災後は震災前と比べて測定結果が高くなる傾向がある。

(5) 排水中(排水中)の全ガンマ線統計数率の年間推移

局名	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
1号排水口	41	382	632	632	646	637	657	656	686	676	683	676	683	676	683	676
2号排水口	41	389	605	605	606	611	613	614	614	614	614	614	614	614	614	614
3号排水口	41	536	579	574	588	577	582	585	583	583	583	583	583	583	583	583
1号排水口	416	442	441	439	444	450	454	444	477	463	463	463	463	463	463	463
2号排水口	416	418	417	416	418	420	420	419	420	419	420	419	420	419	420	419
3号排水口	384	390	395	393	396	390	391	393	393	393	393	393	393	393	393	393
1号排水口	462	460	471	466	470	473	473	472	469	464	464	464	464	464	464	464
2号排水口	452	443	443	440	443	443	443	443	443	443	443	443	443	443	443	443

※1:1号排水口モニタリングの4月1日～6月30日の測定値については、下記の理由から、参考値から除かれた。
 ・4月1日～6月11日: 福島第一原子力発電所1号機停止(停止期間:3月28日～5月18日)により、放射線計測値が多くなっている。
 ・5月17日～6月1日: 排水設備の保守作業による影響による変動の要因調査のため、採計位置を変更したため。
 ※2:排水口モニタリングの7月～9月の測定値については、東日本大震災の影響による変動の要因調査のため、採計位置を変更したため。
 ※3:1号排水口モニタリングの10月～12月の測定値については、参考値として記載。

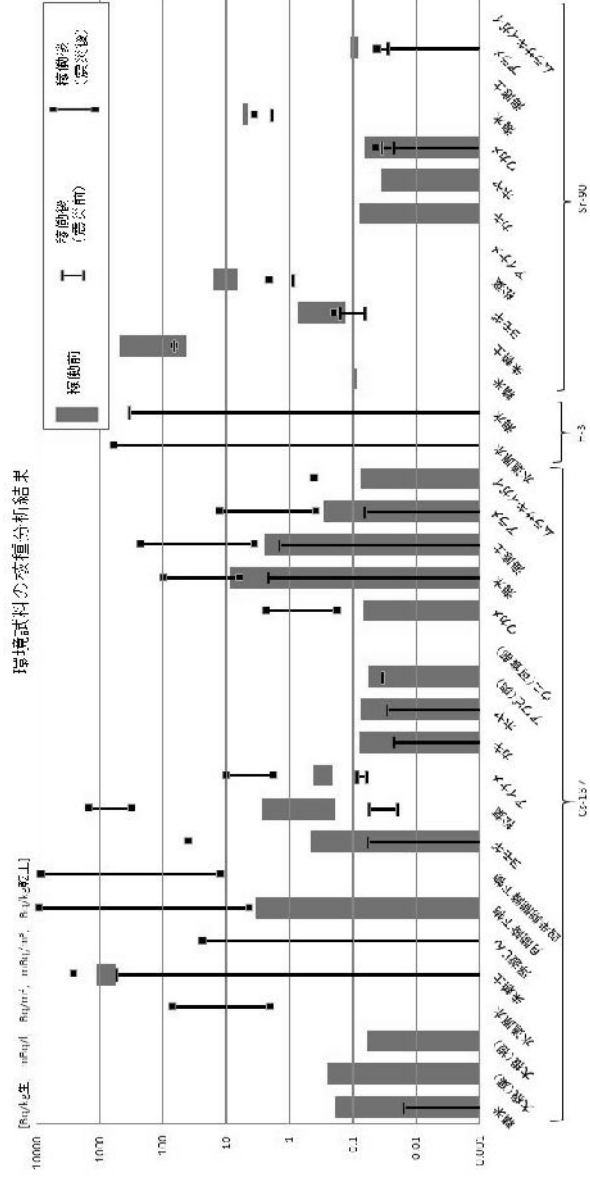


(6) 環境試料の核種分析結果

核種	対象物	試料名	単位	発電所稼働前		発電所稼働後(最近の測定値範囲)				
				S56.1.0~S58.9		試料数	震災前 (H22.4~H23.2)		震災後 (H23.3~H24.3)	
				最小値	最大値		最小値	最大値	最小値	最大値
¹³⁷ Cs	農産物	精米	Bq/kg生	ND	~ 0.19	0	ND	~ 0.016	~	
	農産物	大根(葉)	Bq/kg生	ND	~ 0.25	0	ND	~	~	
	農産物	大根(根)	Bq/kg生	ND	~ 0.060	0	ND	~	~	
	陸水	水道原水	mBq/l	ND	~	5	ND	~	2.0 ~ 72	
	陸土	未耕土	Bq/m ²	560	~ 1100	1	ND	~ 548	2573	
	浮遊じん	浮遊じん	mBq/m ³	ND	~	42	ND	~	ND ~ 23.70	
	降下物(月間)	雨水・ちり	Bq/m ²	ND	~ 3.3	31	ND	~	4.35 ~ 8248	
	降下物(四半期間)	雨水・ちり	Bq/m ²	(未測定)		10	ND	~	12.7 ~ 8438	
	指標植物	ヨモギ	Bq/kg生	ND	~ 0.46	1	ND	~ 0.059	40.1	
	指標植物	松葉	Bq/kg生	0.19	~ 2.7	8	0.020	~ 0.057	316.0 ~ 1476	
	魚介類	アイナメ	Bq/kg生	0.21	~ 0.43	3	0.062	~ 0.087	1.8 ~ 10.16	
	魚介類	カキ	Bq/kg生	ND	~ 0.080	0	ND	~ 0.023	~	
	魚介類	ホヤ	Bq/kg生	ND	~ 0.075	0	ND	~ 0.030	~	
	魚介類	アワビ(肉)	Bq/kg生	ND	~ 0.058	0	0.034	~	~	
	魚介類	ウニ(可食部)	Bq/kg生	(未測定)		0	ND	~	~	
	海藻	ワカメ	Bq/kg生	ND	~ 0.070	3	ND	~	0.18 ~ 2.39	
	海水	表層水	mBq/l	ND	~ 8.7	10	ND	~ 2.2	6.2 ~ 98	
海底土	表層土(砂)	Bq/kg乾土	ND	~ 2.5	10	ND	~ 1.5	3.6 ~ 229		
指標海産物	アラメ	Bq/kg生	ND	~ 0.28	9	ND	~ 0.065	0.39 ~ 12.76		
指標海産物	ムラサキイガイ	Bq/kg生	ND	~ 0.074	1	ND	~	0.41		
³ H	陸水	水道原水	mBq/l	(未測定)		3	ND	~	ND ~ 610	
	海水	表層水	mBq/l	(未測定)		5	ND	~ 340	ND	
⁹⁰ Sr	農産物	精米	Bq/kg生	0.098	~	0	ND	~	~	
	陸土	未耕土	Bq/m ²	42	~ 480	1	67	~	66	
	指標植物	ヨモギ	Bq/kg生	0.13	~ 0.73	1	0.065	~ 0.163	0.20	
	指標植物	松葉	Bq/kg生	5.7	~ 16	1	0.89	~	2.10	
	魚介類	アイナメ	Bq/kg生	ND	~	2	ND	~	ND	
	魚介類	カキ	Bq/kg生	ND	~ 0.081	0	ND	~	~	
	魚介類	ホヤ	Bq/kg生	ND	~ 0.036	0	ND	~	~	
	海藻	ワカメ	Bq/kg生	ND	~ 0.065	2	0.023	~ 0.036	ND ~ 0.043	
	海水	表層水	mBq/l	4.5	~ 5.4	1	1.9	~	3.6	
	海底土	表層土(砂)	Bq/kg乾土	ND	~	1	ND	~	ND	
指標海産物	アラメ	Bq/kg生	0.084	~ 0.11	2	ND	~ 0.029	ND ~ 0.042		
指標海産物	ムラサキイガイ	Bq/kg生	ND	~	0	ND	~	~		

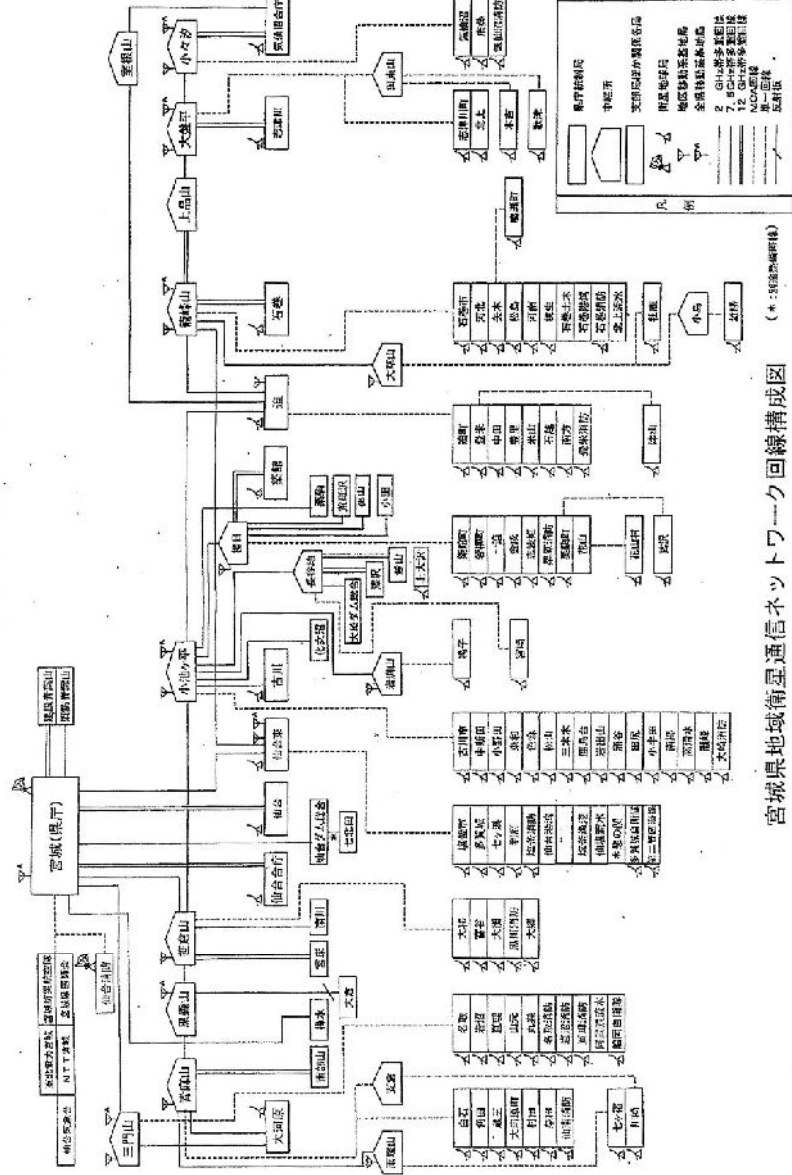
- (注1) 最近の測定値範囲は、チェルノブイリ原子力発電所事故(S61.4.26)の影響が消失したH22年度以降を示した。
 (注2) NDは検出されなかったことを示す。
 (注3) この表には対照地点(保健環境センター(仙台)、大崎市岩出山、気仙沼、鮎川)におけるデータは含まない。
 (注4) 天然核種Be、⁴⁰Kのデータは省略した。
 (注5) ヨモギからは、H19年度に1つの試料から⁹⁰Srが0.10Bq/kg生 検出された。
 なお、フォールアウト(核実験にともなう放射線降下物)として、S56年度から数年間は⁵⁴Mn、⁶⁵Zn、⁹⁵Zr、⁹²Nb、¹⁰³Ru、¹⁰⁶Ru、^{108m}Ag、^{110m}Ag、¹²⁵Sb、¹³⁴Cs、¹⁴⁴Ce等が検出されている。
 更に、S61.4.26のチェルノブイリ原子力発電所事故直後には、⁹⁵Zr、⁹²Nb、¹⁰³Ru、¹⁰⁶Ru、^{108m}Ag、¹²⁵Sb、^{129m}Ta、¹³⁴Cs、¹³⁶Cs、¹³⁷Cs、¹⁴⁰Ba、¹⁴⁴Ce、¹⁴⁴Ce等が検出されている。
 また、H18年7月以降はワカメから、¹³⁷Iがしばしば検出されている。その最大値は0.30Bq/kg生である。
 (注6) 発電所稼働前の値が高い理由は、大気圏内核実験の影響(最終の実験はS55年10月の中国)による。
 (注7) 発電所稼働前の陸土の値は、pCi/kg乾土からBq/m²へ単位換算した。
 (注8) H11年度からは、測定基本計画の変更により一部の試料の採取地点及び数が変わった。
 (注9) 東日本大震災の影響により、一部欠測が発生している。
 (注10) 福島第一原子力発電所事故の影響により、震災後は震災前に比べて多くの測定結果が高い値となっている。

環境試料の濃度分析結果



※福島第一原子力発電所事故の影響により、震災後は震災前と比べて測定結果が高値となっている

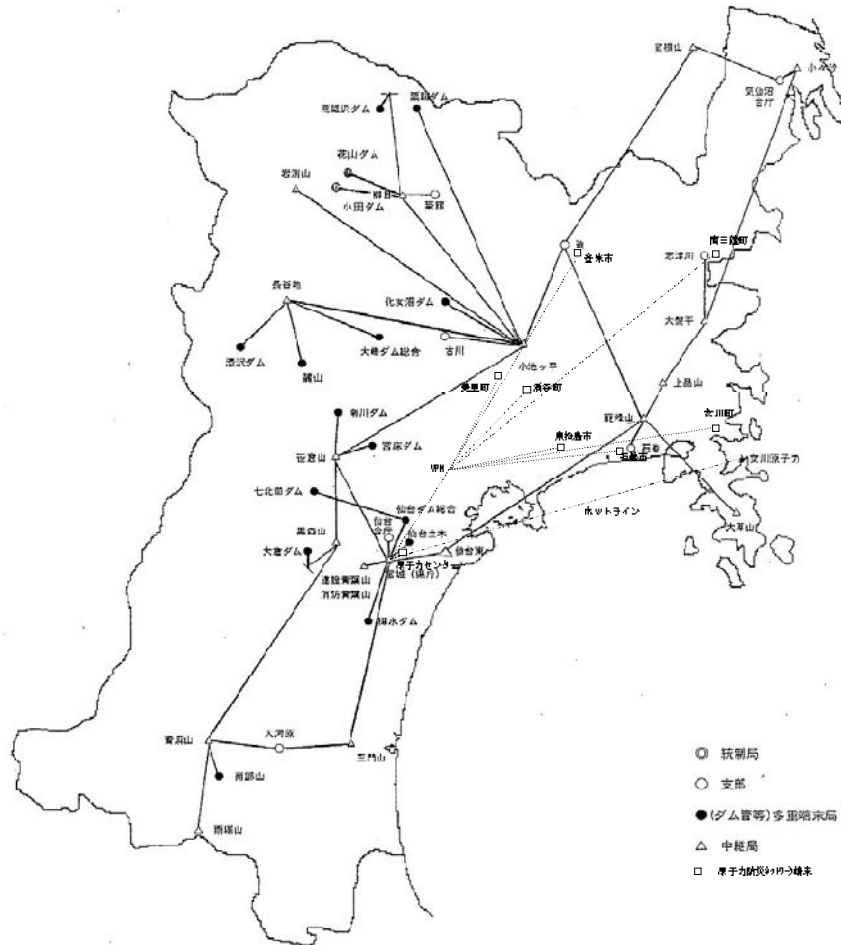
資料2-3-4-2 宮城県防災無線回線
資料2-3-4-3 宮城県防災移動無線回線系統図



宮城県地域衛星通信ネットワーク回線構成図 (※: 2008年編成時)

資料2-3-44 宮城県多重回線系統図

(平成25年3月現在)



資料2-3-45 東北電力(株)通信施設及び系統図

1. 女川原子力発電所NTT加入
7回線(一般)
14回線(専用)
2. 女川原子力発電所保安電話回線
別図のとおり
3. 女川原子力発電所を基地局とする無線通信施設

女川原子力発電所

基地局

1局 型式 5K80G1E
出力 10W

陸上移動局
(車載型)

3局 型式 5K80G1E
出力 2W

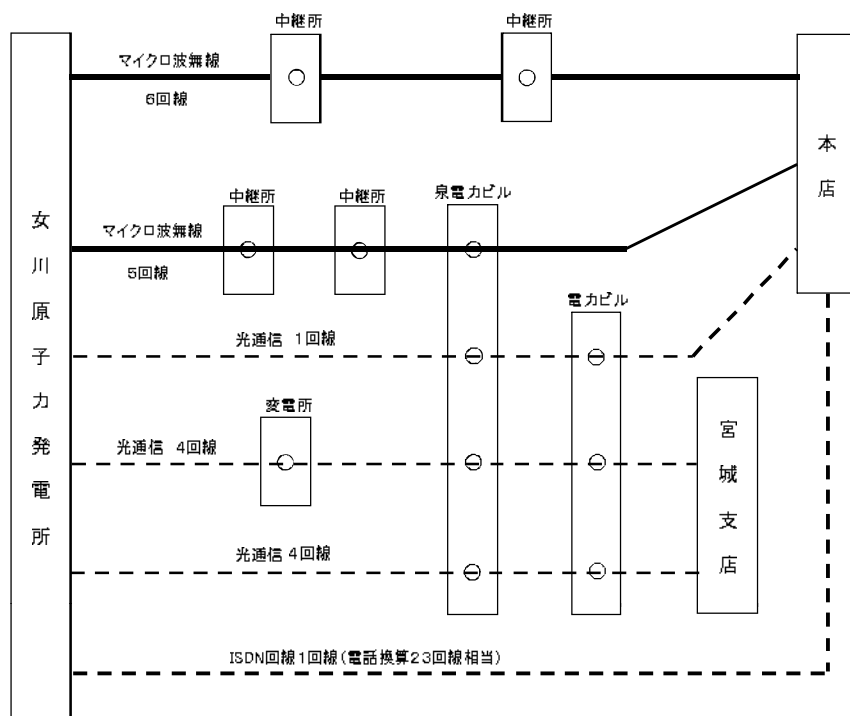
陸上移動局
(携帯型)

14局 型式 5K80G1E
出力 1W

4. 女川原子力発電所内
社内電話 約600台(固定電話)
ページング 約570台(ハンドセット)

5. 女川原子力発電所衛星電話
5台

女川原子力発電所～本店、宮城支店 間 保安電話回線



資料2-4-1 広域応援協定等

原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県 の状況を他の道府県に連絡するものとする。

4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。

- (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
- (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
- (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
- (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等

(4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量

(5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所

(6) 応援の期間

(7) 要請担当者及び連絡先

2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。

(2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。

(3) その他の応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。

3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。

4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付す

るものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名

(3) 防災関係機関の名称

(4) 原子力防災資機材の保有状況

(5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事	堀	達也
青森県知事	木村	守男
宮城県知事	浅野	史郎
福島県知事	佐藤	栄佐久
茨城県知事	橋本	昌
新潟県知事	平山	征夫
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	栗田	幸雄
静岡県知事	石川	嘉延
京都府知事	荒巻	禎一
島根県知事	澄田	信義
愛媛県知事	加戸	守行
佐賀県知事	井本	勇
鹿児島県知事	須賀	龍郎

資料2-4-2 放射線防護資機材等の整備状況

(H24.12.1現在)

資機材の名称	現有数量	備考
防護服（アノラック型）	108着	関係市町、消防機関
不織布型防護服	554着	〃
綿手袋	90双	〃
ゴム手袋	90双	〃
綿靴下	90足	〃
靴カバー	90足	〃
化学防護長靴	90足	〃
ゴム長靴	48足	関係市町
防護マスク（全面）	168個	関係市町、消防機関
防護マスク（半面）	524個	関係市町
ヘルメット	80個	原子力センター、関係市町
原子力防災服	367着	県関係機関、関係市町
防災防寒服	20着	県関係機関
NaIシンチレーションサーベイメータ	12台	原子力センター、関係市町、その他
GMサーベイメータ	13台	〃
電離箱式サーベイメータ	7台	〃
ポケット線量計（警報器付き含む）	124個	〃
中性子線サーベイメータ	2台	〃
ポータブルスバクトロメータ	1台	原子力センター
ダストサンブラ	3台	〃
原子力防災活動用車両	10台	県関係機関、関係市町、消防機関
原子力防災活動用車両無線	1式	原子力安全対策課
新衛星通信システム機器	3式	原子力安全対策課、関係市町
ノートパソコン	4台	原子力安全対策課、関係市町、消防機関
液晶プロジェクター	1台	原子力安全対策課
発電機	20台	原子力センター、関係市町、消防機関
投光器	14台	関係市町、消防機関

資機材の名称	現有数量	備考
ハンドマイク	12台	関係市町、消防機関
床置拡声システム	2台	関係市町
携帯型無線機	271台	〃
天幕（野外）テント	18張	〃
緊急時情報収集用テレビ	11台	〃
トラロープ（100m）	2巻	〃
デジタルビデオカメラ	3台	〃
デジタルカメラ	4台	原子力安全対策課、関係市町
エアータント	2張	消防機関
トランシーバー	10台	〃
化学防護服	5式	〃
放射能防護消火服	7着	〃
背負い式消火装置	1式	〃
空気呼吸器	5式	〃
可搬型無線機	1台	〃
リングライト	1式	〃
空気充填機	1台	〃
防災資機材倉庫	1軒	〃

資料2-5-1 広報設備等の状況

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (社庫地区)	東南東	2	寄 磯 3	寄磯浜前浜 92-2	代表 0225- 45-2111 地域振興 課	随 時	寄 磯 浜	111	111
	東南東	2	寄 磯 4	寄磯浜五梅沢 24					
	東南東	2	仮 設 4	寄磯浜赤島仮設住宅			泊	55	55
	南	4	泊 1	泊浜塩場 9-2					
	南	5	泊 2	泊浜泊 28			小 網 倉	94	94
	南南西	6	小 網 倉 2	清水田浜二渡 2					
	南南西	7	小 網 倉 1	清水田浜尾崎 34-2					
	南南西	6	仮 設 3	清水田浜深田 仮設住宅			大 原	36	36
	南南西	6	大原中学校	大原浜一の峠 18-7					
	南南西	7	仮 設 5	大原浜中田仮設住宅			十八成浜	108	108
	南	8	十八成浜 3	十八成浜寺山 14					
	南	10	十八成浜 1	十八成浜大嵐山 4-236			給 分	108	108
	南	10	十八成浜 2	十八成浜山下 1					
	南南西	10	十八成浜 4	十八成浜中山 13-5			小 網 倉	43	43
	南南西	8	仮 設 1	給分浜トツ山内					
	南南西	8	仮 設 2	給分浜羽黒下仮設住 宅			給 分	108	108
	南南西	9	小 網 2	小網浜西出当 19-1					
	南南西	9	小 網 3	小網浜二喜山 3-3			小 網	43	43
	南	10	鮎川小学校	鮎川浜清崎山 1-1					
	南	11	鮎 川 1	鮎川浜駒崎 1-56			鮎 川	619	619
南	11	鮎 川 6	鮎川浜笹ヶ平 5						
南	11	支 所	鮎川浜鬼形下 1-13	鮎 川	619	619			
南	12	鮎 川 5	鮎川浜黒崎 1-620						
南南東	12	金 華 山	鮎川浜金華山 5	網 地	77	77			
南	13	鮎 川 2	鮎川浜黒崎 44-3						
南南西	14	網 地 1	網地浜製粉坂 107						

南南西	14	網 地 2	網地浜十人前 60	代表 0225- 95-1111 防災対策 課	随 時	渡 波	177	177
南南西	15	長 渡 1	長渡浜杉 13-1					
南	16	長 渡 2	長渡浜長渡 5					
南	16	長 渡 3	長渡浜大金 34					
南	16	長 渡 4	長渡浜橋組地内					

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (石巻地区)	西南西	5	荻 浜 9	荻浜半荻浜 42-2	代表 0225 95-1111 防災対策 課	随 時	荻 浜	50	50
	西南西	6	荻 浜 7	秋浜半秋屋敷 25					
	西	6	荻 浜 1 0	侍浜半侍浜 18			侍 浜	17	17
	西南西	7	荻 浜 4	狐崎浜半鹿立屋敷 38					
	西南西	7	荻 浜 5	福貴浦半福貴屋敷 61			福 貴 浦	37	37
	西	7	荻 浜 1 3	折浜半蛤浜 2					
	西南西	8	荻 浜 3	狐崎浜半狐崎屋敷 59			蛤 浜	5	5
	西	8	荻 浜 1 4	折浜半折浜 38-4					
	西北西	9	渡 波 2 0	沢田半志の畑 49-1			狐 崎 浜	60	60
	西北西	10	渡 波 2 1	沢田半折立 8-1					
	西北西	10	渡 波 2 2	沢田半沢田 26-5			折 浜	23	23
	西	10	渡 波 1 5	小竹浜半小竹 47-1					
	西北西	10	渡 波 2 4	渡波半鳥ノ巣 1-108			沢 田	276	276
	西	10	渡 波 1 7	渡波半梨木畑 89-6					
	西	11	渡 波 1 6	渡波半佐須 98-2			小 竹	45	45
	西	11	渡 波 1 8	渡波半祝田 72-6					
	西	11	渡 波 1 9	渡波半大谷 31			渡 波	2,264	2,264
	西北西	12	渡 波 3 4	渡波半上榎塚 129-2					
	西北西	12	渡 波 3 5	渡波半黄金浜 183-3			渡 波	2,264	2,264
	西北西	12	渡 波 4 0	渡波半浜曾根山 1					
西北西	12	渡 波 4 3	渡波半千刈田 12	渡 波	2,264	2,264			
西北西	12	渡 波 4 5	渡波半鹿松 77						
西北西	13	渡 波 4 1	渡波半栄田 132-6	渡 波	2,264	2,264			
西北西	13	渡 波 4 2	渡波半栄田 38-2						
西北西	13	渡 波 4 4	渡波半橋下 9						

西北西	11	渡波 3 0	塩富町一丁目 3			塩 富 町	297	297
西北西	11	渡波 2 8	塩富町二丁目 3					
西北西	11	渡波 3 3	渡波町一丁目 5-22			渡 波 町	376	376
西北西	11	渡波 3 1	渡波町三丁目 4-26					
西北西	11	渡波 2 3	流留字家の前 10-66					
西北西	11	渡波 2 5	流留字七勺 47-1			流 留	785	785
西北西	11	渡波 2 7	三番園開発公園内					
西北西	11	渡波 2 6	垂水町三丁目 9-1			垂 水 町	337	337
西北西	11	渡波 2 9	宇田川町 1-24			宇 田 川 町	363	363
西北西	12	渡波 3 6	浜松町 4 地内			浜 松 町		
西北西	12	渡波 3 7	大宮町 3-15			大 宮 町	567	567
南南西	12	田 代 1	田代浜字大泊 45			大 泊	14	14
南南西	13	田代 2-a	田代浜字仁斗田 142			仁 斗 田	44	44
南南西	13	田代 1 6 5	仁斗田漁港突端					
西北西	11	稲井 1 5 9	沢田字台 62			沢 田		
西北西	12	稲井 1 6 0	沢田字取場 9			沼 津	236	236
西北西	12	稲井 1 5 4	真野字内原 87-3					
西北西	12	稲井 1 5 5	真野字日向 129-3					
西北西	13	稲井 1 5 6	真野字小島 240-12			真 野	214	214
西北西	13	稲井 1 5 7	真野字新牛石地内					
西北西	13	稲井 1 5 8	真野字小島 82					
西北西	13	稲井 1 6 1	真野字八の坪 116					
北北西	13	稲井 1 5 3	水沼字台畑 1					
西北西	14	稲井 1 5 1	水沼字日向畑 133-1			水 沼	123	123
北北西	14	稲井 1 5 2	水沼字横路 4-3					
西北西	14	稲井 1 4 9	高木字新内田 84			高 木	117	117
西北西	14	稲井 1 5 0	高木字寺前 50					
西北西	14	稲井 1 4 9	大瓜字鷺ノ巣 35					
西北西	15	稲井 1 4 7	大瓜字新前田 122					
西北西	15	稲井 1 6 4	大瓜字井内 15					
西北西	16	稲井 1 4 5	大瓜字上台(亀山集会所)			大 瓜	408	408
西北西	16	稲井 1 4 6	大瓜字内八津 128					

西北西	17	稲井 1 4 4	大瓜字棚橋 152-2					
西北西	14	稲井 1 6 2	井内字五番 227-1			井 内	125	125
西北西	15	稲井 1 6 3	井内字二番 79					
西北西	17	稲井 1 4 3	南境字新小堤 18					
西北西	18	稲井 1 4 1	南境字金沢前			南 境	1,889	1,889
西北西	18	稲井 1 4 2	南境字大塚 46-1					
西北西	19	稲井 1 4 0	南境字新金下 114					
西北西	17	石 巻 9 5	南境字新小堤 18					
西北西	13	石 巻 4 6	鹿妻北三丁目(鹿妻第三公園)			鹿 妻	1,498	1,498
西北西	13	石 巻 4 7	鹿妻南二丁目7(鹿妻東公園)					
西	14	石 巻 5 3	魚町二丁目 14			魚 町	24	24
西北西	14	石 巻 4 8	湊字鹿妻山 1-3					
西北西	15	石 巻 5 9	湊字御所入(御所入公園)			湊	678	678
西北西	14	石 巻 4 9	緑町一丁目 8			緑 町	107	107
西	15	石 巻 5 6	大門町二丁目 2-1			大 門 町	255	255
西北西	16	石 巻 6 0	湊町一丁目 1-9			湊 町	364	364
西北西	16	石 巻 6 2	不動町一丁目 4-27			不 動 町	561	561
西北西	16	石 巻 6 3	不動町二丁目 16					
西北西	16	石 巻 6 4	水明南一丁目 13			水 明	1,339	1,339
西北西	16	石 巻 6 6	住吉町二丁目 4-27			住 吉 町	550	550
西北西	16	石 巻 1 6 6	大橋二丁目 28 (大橋南公園)			大 橋	479	479
西北西	17	石 巻 6 5	大橋一丁目 1					
西北西	16	石 巻 1 6 7	中瀬 4-54			中 瀬	8	8
西北西	17	石 巻 6 7	旭町 3-7			旭 町	151	151
西北西	17	石 巻 6 8	立町一丁目 5-17			立 町	135	135
西北西	17	石 巻 7 0	泉町一丁目 1-2					
西北西	17	石 巻 7 8	泉町四丁目 7-15			泉 町	1,362	1,362
西北西	17	石 巻 7 9	泉町三丁目 1					
西北西	17	石 巻 7 1	日和が丘一丁目 5-42					
西北西	17	石 巻 7 3	日和が丘四丁目 5-8			日 和 が 丘	752	752

西北西	17	石巻 7 5	雲雀野町一丁目(雲雀野公園)			雲雀野町 周 辺	772	772
西	17	石巻 9 4	雲雀野町二丁目7					
西	18	石巻 1 7 1	雲雀野町二丁目16-5					
西	17	石巻 7 7	宜山町(宜山公園)			宜 山 町	198	198
西北西	17	石巻 8 0	鑄鉄場 1-27			鑄 鉄 場	259	259
西北西	17	石巻 8 1	南中里二丁目7-7 地			南 中 里	627	627
西北西	18	石巻 8 8	南中里四丁目2					
西北西	17	石巻 8 2	東中里一丁目4-32			東 中 里	299	299
西北西	17	石巻 8 3	東中里三丁目3-1					
西北西	17	石巻 8 4	開北四丁目(水押北ちびっこ広場)			開 北	1,148	1,148
西北西	17	石巻 8 5	水押二丁目10-6			水 押	742	742
西北西	17	石巻 8 7	中里七丁目6					
西北西	18	石巻 8 6	中里二丁目10-1			中 里	1,312	1,312
西北西	18	石巻 1 6 8	中里六丁目1					
西北西	16	石巻 6 9	中央二丁目11-5			中 央	316	316
西北西	17	石巻 1 7 2	穀町 14			穀 町	215	215
西北西	18	石巻 8 9	山下町一丁目4-8			山 下 町	364	364
西北西	18	石巻 9 0	西山町2-32			西 山 町	562	562
西北西	18	石巻 9 1	大街道北一丁目2-83					
西北西	19	石巻 9 9	大街道北三丁目4-112			大街道北	730	730
西北西	18	石巻 9 2	双葉町6-27			双 葉 町	189	189
西北西	18	石巻 1 0 0	貞山五丁目1-1			貞 山	1,101	1,101
西北西	19	石巻 1 0 1	貞山三丁目7 地内					
西北西	18	石巻 1 6 9	田道町二丁目3-9			田 道 町	811	811
西	19	石巻 9 6	三河町4			三 河 町 周 辺	1	1
西	19	石巻 9 7	大街道南二丁目10-48			大街道南	841	841
西北西	19	石巻 9 8	大街道南一丁目3-1					
西北西	19	石巻 1 0 2	大街道西二丁目5-1			大街道西	405	405
西北西	19	石巻 1 0 3	築山一丁目1-85					
西北西	19	石巻 1 0 4	築山三丁目5-24			築 山	523	523

西	20	石巻 1 0 5	三ツ股二丁目6-50						三 ツ 股	347	347
西	20	石巻 1 0 8	西浜町1-21						西 浜 町	-	-
西	21	石巻 1 1 9	西浜町1-2								
西	20	石巻 1 1 0	重吉町13-3						重 吉 町	-	-
西	21	石巻 1 1 8	重吉町2								
西	20	石巻 1 1 1	門脇半浦屋敷42-48								
西北西	20	石巻 1 1 3	門脇半二番谷地13-52						門 脇	1,764	1,764
西北西	20	石巻 1 1 4	門脇半青葉東40-13								
西北西	21	石巻 1 1 5	門脇半元浦屋敷48								
西	21	石巻 1 1 6	門脇半元明神60-1								
西	21	石巻 1 1 7	門脇半捨喰22-23								
西北西	20	石巻 1 1 2	新館三丁目1-16						新 館	298	298
西北西	20	石巻 1 7 0	新館二丁目1-4								
西北西	19	蛇田 1 2 2	蛇田半金津町26-1								
西北西	19	蛇田 1 2 3	蛇田半下中塚21								
西北西	19	蛇田 1 3 8	蛇田半新上沼1-2								
西北西	20	蛇田 1 2 0	蛇田半新下前沼110-8								
西北西	20	蛇田 1 2 1	蛇田半新塚寺174								
西北西	20	蛇田 1 2 6	蛇田半中塚14								
西北西	20	蛇田 1 2 7	蛇田半新丸井戸3-15								
西北西	20	蛇田 1 2 8	蛇田半塚寺26								
西北西	20	蛇田 1 3 9	蛇田半沼向地内						蛇 田	5,079	5,079
西北西	21	蛇田 1 2 9	蛇田半新沼田187								
西北西	21	蛇田 1 3 0	蛇田半五軒屋敷前5-3								
西北西	21	蛇田 1 3 1	蛇田半小斎(中区会館)								
西北西	21	蛇田 1 3 2	蛇田半新浜江場(浜江波班ポンプ置場)								
西北西	21	蛇田 1 3 3	蛇田半北経塚(経塚班ポンプ置場)								
西北西	21	蛇田 1 3 4	蛇田半南経塚21-4								

	西北西	19	蛇田 1 2 4	新境町一丁目 7			新境町	125	125
	西北西	19	蛇田 1 2 5	向陽町一丁目 17-3					
	西北西	19	蛇田 1 3 7	向陽町二丁目 15 地内					
	西北西	20	蛇田 1 3 6	向陽町四丁目 7-1					
	西北西	20	蛇田 1 3 5	あけぼの二丁目(あけぼの緑地)					

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (雄勝地区)	北北東	10	三区 1 4	雄勝町桑浜字羽坂 90-3	代表 0225 57-3651 地域 振興課	随時	羽坂	45	45
	北北東	11	三区 1 3	雄勝町桑浜字羽坂 33					
	北北東	10	三区 1 5	雄勝町桑浜字桑沢 53					
	北北東	12	三区 1 2	雄勝町熊沢字熊沢 57			熊沢	45	45
	北	11	水分浜 2 9	雄勝町水浜字小浜 5-1					
	北	11	水分浜 3 0	雄勝町水浜字水浜 68			水浜	86	86
	北北西	11	雄勝 2 6	雄勝町雄勝字原 12-9					
	北	13	旧雄勝総合支所	雄勝町雄勝字伊勢畑 84-1			雄勝	286	286
	北北東	13	大須 8	雄勝町大須字大須 223-1					
	北北東	13	大須 9	雄勝町大須字船隠 67-6			大須	192	192
	北北東	13	大須 1 1	雄勝町大須字大須 251-29					
	北北東	14	大須 7	雄勝町大須字大須 42					
	北北東	14	大須 1 0	雄勝町大須字大須 5			名振	76	76
北	14	名振 3	雄勝町名振字東 2 地先						
北北東	14	船越 5	雄勝町船越字石峰山 1-20						

	北	14	船越 6	雄勝町船越字荒 43-3 付近(県道沿い)					
--	---	----	------	--------------------------	--	--	--	--	--

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (河北地区)	北	17	河北 5	釜谷字菲島 108	代表 0225 62-2111 地域 振興課	随時	河北地区全 (戸別受信機)	3,727	3,727
	北北西	17	河北 6	針岡字山下 61					
	西北西	19	河北 4	大森字大平 6					
	西北西	19	河北 8	大森字内田 1-70					
	北北西	20	河北 1	相野谷字旧会所前 12-1					
	北北西	20	河北 2	皿貝字官田 7					
	西北西	20	河北 7	小船越字山畑 38-1					
西北西	22	河北 3	小船越字角田 16						

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (北上地区)	北北西	18	橋浦 1	北上町橋浦字行人前 200	代表 0225 67-2111 地域 振興課	随時	橋浦	243	243
	北北西	18	橋浦 1 4	北上町橋浦七番 59 付近(橋)					
	北北西	19	橋浦 2	北上町長尾字東前地内			長尾	72	72
	北北西	20	橋浦 3	北上町女川字中原地内					
	北	19	吉浜 4	北上町十三浜字小田 93-1					
	北	19	吉浜 5	北上町十三浜字月浜 88-1			十三浜	516	516
	北	20	吉浜 1 8	北上町十三浜字泊浜 11					

北	20	吉浜 1 9	北上町十三浜字吉浜 10					
北	19	相川 1 7	北上町十三浜字小田 93-4					
北	21	相川 8	北上町十三浜字小室 地内					
北	22	相川 1 0	北上町十三浜字崎山 181					
北	22	相川 1 1	北上町十三浜字崎山 41					
北	22	相川 1 5	北上町十三浜字小泊 3					
北	23	相川 1 2	北上町十三浜字大指 87					
北	23	相川 2 0	北上町十三浜字松坂 52					
北	24	相川 1 3	北上町十三浜字小滝 87-1					

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離 (km)							
石巻市 (桃生地区)	北北西	24	桃生 1 4	桃生町太田字中下 55-4	代表 0225 76-2111 地域 振興課	随時	太 田	321	321
	西北西	24	桃生 1 9	桃生町太田字山居沢 50					
	北北西	25	桃生 1 2	桃生町太田字上九郎 沢 132-1					
	北北西	25	桃生 1 3	桃生町太田字拾貫者 番 84					
	北北西	25	桃生 1 5	桃生町太田字拾貫武 番 71-2					
	北北西	25	桃生 1 7	桃生町太田字内待井 14-1					
	西北西	25	桃生 1 8	桃生町太田字関前 77					

北北西	26	桃生 1 6	桃生町太田字西前 14					
北北西	26	桃生 2 0	桃生町太田字袖沢 48-6					
北北西	26	桃生 2 1	桃生町太田字新谷田 198-2					
北北西	26	桃生 2 2	桃生町太田字小林 29					
北北西	25	桃生 1 1	桃生町檜崎字取久美 31					
北北西	26	桃生 9	桃生町檜崎字新堀 161-1					檜 崎 116 116
北北西	26	桃生 1 0	桃生町檜崎字塞ノ神 43-1					
西北西	25	桃生 3 7	桃生町高須賀字下畑 67-1					
西北西	26	桃生 3 5	桃生町高須賀字内田 38-2					高 須 賀 121 121
西北西	26	桃生 3 6	桃生町高須賀字内畑 33-3					
北北西	27	桃生 5	桃生町永井字大堤 2					
北北西	27	桃生 6	桃生町永井字観音下 26-2					
北北西	27	桃生 7	桃生町永井字表 68					永 井 136 136
北北西	27	桃生 8	桃生町永井字新山 26-1					
北北西	27	桃生 2 3	桃生町城内字東嶺 164					
北北西	27	桃生 2 4	桃生町城内字嶺前 170-4					
北北西	27	桃生 2 5	桃生町城内字西嶺 21					
北北西	27	桃生 2 6	桃生町城内字笹下 53-7					
西北西	27	桃生 3 2	桃生町給人町字東町 96					給 人 町 159 159
西北西	27	桃生 3 3	桃生町神取字屋敷 25-2					神 取 220 220

西北西	27	桃生 3 4	桃生町神取字山畑 155-15					
西北西	27	桃生 3 8	桃生町神取字土手前 9-1					
北北西	28	桃生 3	桃生町倉坪字新森笠 95-1			倉坪	121	121
北北西	29	桃生 1	桃生町倉坪字人家 14					
北北西	28	桃生 4	桃生町牛田字雷 69-1			牛田	45	45
北北西	28	桃生 2 8	桃生町寺崎字寺崎 73-3			寺崎	356	356
北北西	29	桃生 2 7	桃生町寺崎字松木畑 20-2					
西北西	28	桃生 2 9	桃生町中津山字下四 軒 79-1			中津山	403	403
北北西	28	桃生総合支 所	桃生町中津山字江下 10					
西北西	28	桃生 3 0	桃生町新田字西町 30-1			新田	229	229
西北西	28	桃生 3 1	桃生町新田字西町 100-4					

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
石巻市 (河南地区)	西北西	19	河南2-14	鹿又字山下東 20	代表 0225 72-2111 地域 振興課	随時	鹿又	1,381	1,381
	西北西	20	河南2-6	鹿又字八幡前 40					
	西北西	20	河南2-7	鹿又字町浦 12					
	西北西	20	河南2-8	鹿又字大巻前 17-2					
	西北西	20	河南2-10	鹿又字道の前 258					
	西北西	20	河南2-11	鹿又字山下西 70-1					
	西北西	21	河南2-5	鹿又字新田町浦 29					
	西北西	21	河南2-9	鹿又字矢袋屋敷合 19-2					
	西北西	21	河南2-12	鹿又字谷地中浦 157					
	西北西	21	河南2-13	鹿又字御蔵田 43					

西北西	22	河南2-3	鹿又字梅木屋敷 120-1					
西北西	22	河南2-4	鹿又字内田 178-5					
西北西	23	河南2-1	鹿又字扇平 148-2					
西北西	23	河南2-2	鹿又字梅木屋敷 6					
西北西	22	河南3-1	須江字中塚地区					
西北西	22	河南3-2	須江字中塚 153-1					
西北西	22	河南3-3	須江字皮刺 10-1					
西北西	23	河南3-4	須江字寺前 18-1					
西北西	23	河南3-5	須江字山崎 103 地先					
西北西	23	河南3-6	須江字開ノ入 140					
西北西	23	河南3-8	須江字代官 42					
西北西	23	河南3-9	須江字正太郎 140					
西北西	23	河南3-10	須江字山森 1-3					
西北西	23	河南3-14	須江字欠 16-1					
西北西	23	河南3-15	須江字しらさぎ台二 丁目 34					
西北西	23	河南3-16	須江字しらさぎ台三 丁目 41					
西北西	24	河南3-7	須江字瓦山前 39					
西北西	24	河南3-11	須江字大平 12					
西北西	24	河南3-12	須江字瓦山 54-1					
西北西	25	河南3-13	須江字糠塚 44					
西北西	25	河南1-21	和測字黄金袋 65 地先					
西北西	26	河南1-19	和測字中割 10-3					
西北西	26	河南1-20	和測字一本柳 22 地先					
西北西	27	河南1-17	和測字和測町 1					
西北西	27	河南1-18	和測字佐沼川 60-2					
西北西	28	河南1-14	和測字牡丹窪山 65-2					
西北西	28	河南1-15	和測字清水 169-1					
西北西	29	河南1-16	和測字北和測二番					
西北西	25	河南4-1	広測字柏木前 135-1					
西北西	25	河南4-2	広測字砂四地先					
西北西	26	河南4-3	広測字寺添 83					

西北西	26	河南 4-4	広測字町北 179							
西北西	26	河南 4-5	広測字町北 17							
西北西	26	河南 4-8	広測字南-174-1							
西北西	27	河南 4-6	広測字新田 18-2							
西北西	27	河南 4-7	広測字物見沢 224 地先							
西北西	27	河南 5-16	北村字戸井塚 136-1 地先							
西北西	27	河南 5-17	北村字徳庭西 3-3 地先							
西北西	27	河南 5-18	北村字九工区西 20-2							
西北西	27	河南 5-19	北村字石取塚 4-2							
西北西	28	河南 5-1	北村字石坂 3-2							
西北西	28	河南 5-14	北村字坂宮 6-2 地先							
西北西	28	河南 5-15	北村字下田- 50-1							
西北西	28	河南 5-20	北村字小崎- 20-1							
西北西	28	河南 5-21	北村字太田沢 3-6							
西北西	29	河南 5-2	北村字大日 25 地先							
西北西	29	河南 5-3	北村字滝ノ沢 42-2							
西北西	29	河南 5-6	北村字猿田入 34-1							
西北西	29	河南 5-12	北村字燈上二 3	北	村	873	873			
西北西	29	河南 5-13	北村字長沢- 2-1							
西北西	30	河南 5-4	北村字鳥ノ巢- 5-4							
西北西	30	河南 5-5	北村字久米田 79-1							
西北西	30	河南 5-7	北村字朝日前 260-3 地先							
西北西	30	河南 5-8	北村字踏返- 39-1							
西北西	30	河南 5-11	北村字大沢堤 192 地先							
西北西	31	河南 5-9	北村字中沢下 29-1 地先							
西北西	31	河南 5-10	北村字大欠下 40-1 地先							
西北西	28	河南 1-4	前谷地字赤羽根 5 地先			前	谷	地	906	906

西北西	28	河南 1-13	前谷地字新下谷地 83-3							
西北西	29	河南 1-3	前谷地字小友 15-4							
西北西	29	河南 1-5	前谷地字前沼 60-1							
西北西	29	河南 1-11	前谷地字新山崎前 220-1							
西北西	29	河南 1-12	前谷地字山崎前 30-1							
西北西	29	河南	前谷地字黒沢前 7							
西北西	30	河南 1-2	前谷地字樋ノ口 193							
西北西	30	河南 1-6	前谷地字沖俣 82-2							
西北西	30	河南 1-7	前谷地字石神下 107 地先							
西北西	30	河南 1-8	前谷地字西谷地 50-1							
西北西	30	河南 1-9	前谷地字御蔵塚 19							
西北西	30	河南 1-10	前谷地字八丁谷地 226-1 地先							
西北西	30	河南 1-22	前谷地字樋ノ口 41 地先							
西北西	31	河南 1-1	前谷地字根方山 169							

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数																								
	方位	距離(km)																															
登米市(津山地区)	北西	25	入土	津山町柳津字入土32-1地先	津山総合支所 0225 68-3111	随時	東下在	26	26																								
	北北西	25	寺倉(1)	津山町横山字寺倉112-4				横山1区	33	33																							
	北北西	25	寺倉(2)	津山町横山字野尻39					西下在	47	47																						
	北北西	25	野尻	津山町横山字野尻222																													
	北西	27	平	津山町柳津字西向1地先																													
	北西	27	堂前	津山町柳津字堂前17																													
	北西	27	沢田	津山町柳津字沢田91																													
	北西	27	松里	津山町柳津字沢田176																													
	北北西	27	館石	津山町柳津字幣崎100-1								石貝	57	57																			
	北北西	27	石貝	津山町柳津字石貝23-5																													
	北北西	27	長畑	津山町横山字地志貝158											横山2区	46	46																
	北北西	27	大畑	津山町横山字大畑67-5																													
	北北西	27	前田沢	津山町横山字前田沢26-1地先														横山11区	39	39													
	北北西	27	大萱沢	津山町横山字大萱沢65-1																													
	北西	28	大柳津	津山町柳津字大柳津(河川敷地内)																	平形	28	28										
	北北西	28	地志貝	津山町横山字一の坪194																													
	北北西	28	水沢	津山町横山字水沢47-1地先																				横山3区	29	29							
	北西	29	元町	津山町柳津字町8-11地先																													
	北北西	29	伊貝	津山町横山字細屋90-2地先																							元町第一 元町第二	45 37	45 37				
	北北西	29	久保	津山町横山字久保31地先																													
	北北西	29	仲町	津山町横山字上鴻巣92																										横山4区	26	26	
	北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣147																													
	北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣92																													横山5区 横山6区
北北西	29	仲町	津山町横山字上鴻巣92																														
北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣147	横山6区 横山7区	40 95	40 95																											
北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣147																														
北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣147				横山8区 横山9区	44 46	44 46																								
北北西	29	河原町	津山町横山字上鴻巣147																														

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数						
	方位	距離(km)													
登米市(津山地区)	北北西	29	黒沢	津山町横山字黒沢170-1	津山総合支所 0225 68-3111	随時	横山10区	74	74						
	北北西	29	竹の沢	津山町横山字竹の沢174-1											
	北西	29	水守	津山町柳津字幣崎1				官町	74	74					
	北西	29	津山庁舎	津山町柳津字本町218地先											
	北西	30	本町	津山町柳津字黄牛田高畑59地先											
	北西	30	黄牛	津山町柳津字黄牛比良53-2											
	北北西	30	御屋敷	津山町柳津字黄牛字名173-4											
	北北西	30	入沢	津山町柳津字黄牛石生110地先											
	北北西	30	深畑	津山町柳津字黄牛深畑120-1											
	北西	30	豊里庁舎	豊里町小口前80							豊里総合支所 0225 76-4111	随時	横新長町 根	228 157 109	228 157 109
	北西	30	1上町・新町	豊里町1上町裏90-2(学校敷地)											
北西	30	2横町	豊里町本地蕪木85(学校敷地)												
北西	30	3浦軒	豊里町新田浦軒66-1												
北西	30	4仲町・川前	豊里町新田町53-3												
北西	30	5下町1	豊里町新田町137-2												
北西	30	6下町2	豊里町新田二ツ屋360-12												
北西	30	7東二ツ屋	豊里町新田二ツ屋233-7(公衆道路)												
北西	30	8西二ツ屋	豊里町新田鏡形4-1												
北西	30	9上谷地	豊里町丸木43-1												
北西	30	10十五貫	豊里町山通十五貫181-1												
北西	30	11大曲1	豊里町山通大曲53-1	大曲	90	90									
北西	30	12大曲2	豊里町山通大曲144-2												

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
登米市(豊里地区)	北西	30	13 竹花 1	豊里町山通久寿田(公衆道路)	豊里 総合支所 0225 76-4111	随時	竹花	117	117
	北西	30	14 竹花 2	豊里町山通久寿田173					
	北西	30	15 竹花 3	豊里町山通寿崎96-1					
	北西	30	16 保手 1	豊里町山通後沢田11b-1			保手	102	102
	北西	30	17 保手 2	豊里町山通保手67-7(公衆道路)					
	北西	30	18 長根 1	豊里町本地長根前(水路敷)			長根	109	109
	北西	30	19 長根 2	豊里町本地芝下(水路敷)					
	北西	30	20 長根・山根	豊里町本地空沢33-1			長山根	109 48	109 48
	北西	30	21 加々巻 1	豊里町本地下古屋(公衆道路)			加々巻	70	70
	北西	30	22 加々巻 2	豊里町芝崎(公衆道路)					
	北西	30	23 白鳥 1	豊里町白鳥39			白鳥	76	76
	北西	30	24 白鳥 2	豊里町白鳥(堤防敷)					
	北西	30	25 霧波	豊里町佐野			霧波	61	61

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
美里町	西北西	30	小島	二郷字小島50-6	0229 33-2142	随時	小島全域	29	29

市町名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送地域	加入世帯数	地域世帯数
	方位	距離(km)							
南三陸町 (戸倉地区及び林行政区・大久保行政区)	北北西	28	荒町	戸倉字向田3-5	0226 -46- 1376	随時	荒町地域	83	83
	北北西	28	西戸	戸倉字日向56-1			西戸地域	68	68
	北	28	宇津野	戸倉字宇津野2-15			折立地域	110	110
	北	27	水戸辺	戸倉字水戸辺60			水戸辺地域	35	35
	北	27	在郷	戸倉字綱木沢35			在郷地域	66	66
	北	27	波伝谷	戸倉字戸倉5-2			波伝谷地域	67	67
	北	27	坂本	戸倉字坂本40-2			津の宮地域	35	35
	北	27	津の宮	戸倉字津の宮77-3			滝浜地域	42	42
	北	27	滝浜	戸倉字若宮50-1			藤浜地域	25	25
	北	27	藤浜	戸倉字藤浜地内			長清水地域	35	35
	北	27	長清水	戸倉字長清水29-1			寺浜地域	24	24
	北	27	寺浜	戸倉字太田4-3					
	北	27	寺浜漁港	戸倉字寺浜2			林地地域	81	81
	北	27	神割崎	戸倉字寺浜81-2					
	北	28	黒崎	志津川字黒崎7-1			大久保地域	48	48
	北	29	林	志津川字林70-13					
	北	30	大久保	志津川字大久保164			大久保地域	48	48
	北	30	大久保	志津川字大久保164					

資料2-5-2 報道機関一覧

報道機関名	電話番号	所在地	備考
河北新報社	022 211-1111	仙台市青葉区五橋1-2-28	
朝日新聞仙台総局	223-3116	仙台市青葉区本町2-2-6	
読売新聞社東北総局	222-4121	仙台市青葉区中央2-3-6	
毎日新聞社仙台支局	222-5972	仙台市青葉区錦町1-5-1	
日本経済新聞社 仙台支局	222-5613	仙台市青葉区本町2-19-24	
産経新聞社東北総局	221-3321	仙台市青葉区国分町2-14-18	
共同通信社仙台支社	222-7560	仙台市青葉区五橋1-2-28	
時事通信社仙台支社	223-2900	仙台市青葉区上杉1-5-15	
N H K 仙 台 放 送 局	211-1001	仙台市青葉区錦町1-11-1	NHK総合 (仙台) 9MHz番号3 (17CH 他) NHKEテレビ (仙台) 9MHz番号2 (13CH 他) NHK第1 (仙台) 891kHz, (志津川) 981kHz NHK第2 (仙台) 1,069kHz, (気仙沼) 1,539kHz NHKFM (仙台) 82.5MHz, (志津川) 85.2MHz
東 北 放 送	229-1111	仙台市太白区八木山香澄町26-1	テレビ (仙台) 9MHz番号1 (19CH 他) ラジオ (仙台) 1,260kHz, (志津川) 1,215kHz
仙 台 放 送	267-1213	仙台市青葉区上杉5-8-33	(仙台) 9MHz番号8 (21CH 他)
宮 城 テ レ ビ 放 送	236-3411	仙台市宮城野区日の出町1-5-33	(仙台) 9MHz番号4 (24CH 他)
東 日 本 放 送	276-8111	仙台市青葉区双葉ヶ丘2-9-1	(仙台) 9MHz番号5 (28CH 他)
エフエム仙台	265-7711	仙台市青葉区本町2-10-28	(仙台) 77.1MHz, (志津川) 84.1MHz
石巻コミュニティ放送	0225 96-1010	石巻市錦線場3-19	76.4MHz
登米コミュニティFM	0220 23-7371	登米市迫町佐沼字西佐沼20	76.7MHz

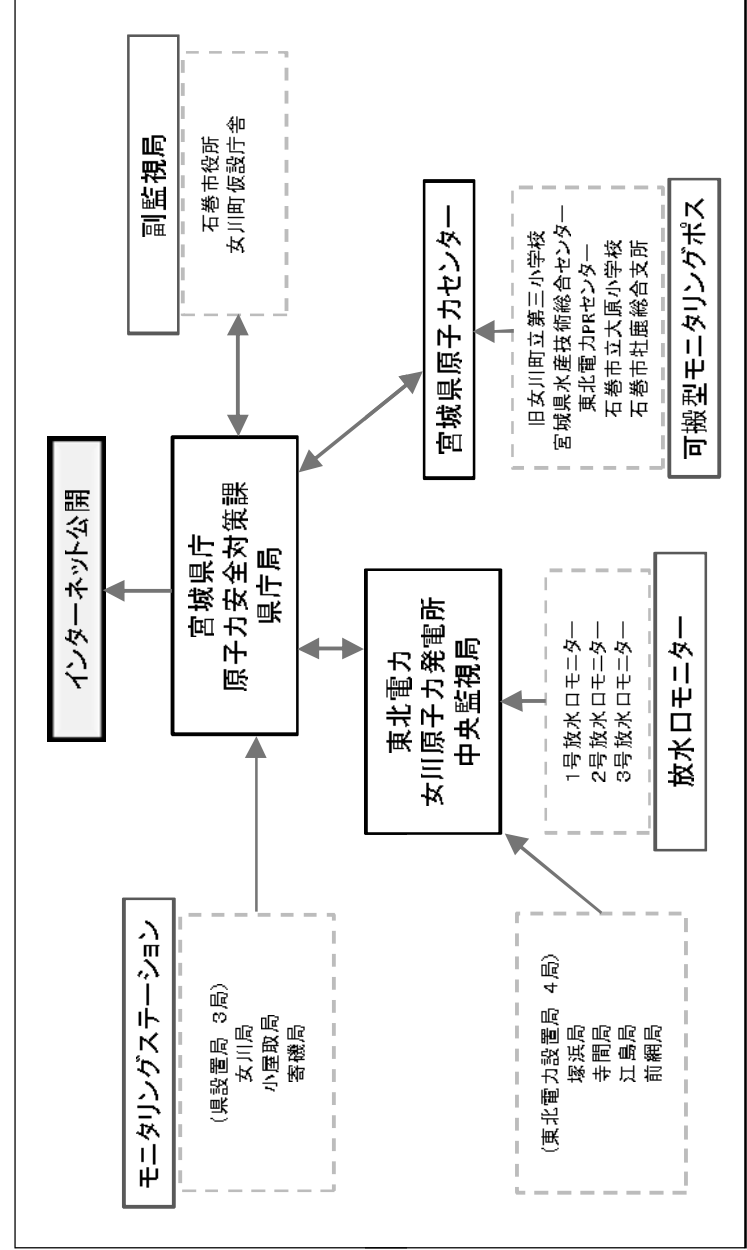
資料2-6-1 県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況

項目	測定器の名称	現有台数	備 考
空間ガンマ線線量測定用	NaI(Tl)シンチレーション検出器	3	モニタリングステーション
	電離箱検出器	3	モニタリングステーション
	蛍光ガラス線量計(RPLD)設置箱	15	
	ダストサンブラ	3	モニタリングステーション
	ヨウ素モニタ	2	モニタリングステーション
	RPLD読み取り装置	1	
	移動式	可搬型モニタリングポスト	0
	伝送式可搬型モニタリングポスト	6	
	NaI(Tl)シンチレーション式 フィールドモニタ	1	移動観測車
環境試料測定用	固定式	スペクトロサーバイメータ	0
		ガンマ線スペクトロメータ(Ge)	2
		低バックグラウンドガスフローカウンター	0
		液体シンチレーションカウンター	0
	移動式	ハイボリュームエアサンブラ	1
		ダストサンブラ	3
		可搬型ガンマ線スペクトロメータ(NaI(Tl))	1
		可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge)	1
		電離箱サーバイメータ	2
		GMサーバイメータ	7
関連器材	通信	NaI(Tl)シンチレーション式サーバイメータ	12
		中性子線サーバイメータ	1
		RPLD素子	150
		探 泥 器	1
		探 土 器	2
	環境放射線監視システム	1	空間ガンマ線、風向、風速等
	電話ファックス	0	
	交換・運搬	サンプリングカー	1
		移動観測車	1
	その他	ポケット線量計	53
	発電機	3	
	発電機付投光器	0	

資料2-6-2 東北電力網所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況

項目	測定器の名称	現有台数	備考	
空間ガンマ線線量測定用	固定式	NaI (Tl) シンチレーション式検出器	4	モニタリングステーション
		同上	6	モニタリングポスト
	電離箱式検出器	電離箱式検出器	4	モニタリングステーション
		同上	6	モニタリングポスト
	熱光線量計 (TLD) 設備箱	26	発電所周辺、周辺監視区域境界付近	
	ダスト・ヨウ素サンプラ	4	モニタリングステーション	
	TLD読み取り装置	1		
	移動式	可搬型モニタリングポスト	2	
NaI (Tl) シンチレーション式ファールドモニタ		1	移動観測車搭載	
環境試料測定用	固定式	ガンマ線スペクトロメータ (Ge)	3	
		低バックグラウンドガスフローカウンター	1	
	移動式	液体シンチレーションカウンター	1	
		放射能ダスト測定装置	1	
		放射能ヨウ素測定装置	1	
		探泥器	1	
探土器	1			
関連機器材	放射線管理用計算機	1		
	無線装置	1	基地局 1 車載型 5 携帯型 14	
	サンプリングカー	1		
	移動観測車	1		

資料2-6-3 環境放射線監視システム図



資料2-6-4 気象・海象観測機器の整備状況

(1) 気象観測機器

(平成24年12月現在)

項目 機関名	風向計	風速計	感雨計	雨量計	温度計	湿度計	気圧計	日射計	日照計	放射 収支計	備 考
宮 城 県 (モニタリ ングステー ション)	1	1	1	1	1			1		1	女 川
	1	1	1	1							小屋取
	1	1	1	1							寄 磯
	計	3	3	3	3	1			1	1	
仙 台 管 区 気 象 台	1	1	1	1	1	1	1		1		石 巻 特別地 域気象 観測所
	1	1		1	1				1		米山 (1998)
	1	1		1	1				1		志津川 (1998)
				1							雄勝 (1998)
	1	1		1	1				1		江ノ島 (1998)
	1	1		1	1						女川 (1998)
	1	1		1	1						雫生 (1998)
1	1		1	1						東松島 (1998)	
計	7	7	1	8	7	1	1		4		
東北電力網 (モニタリ ングステー ション)	1	1									塚 浜
	1	1	1	1							寺 間
	1	1	1	1							江 島
	1	1									前 網
計	4	4	2	2							
東北電力網 (発電所構内)	2	2									気象観 測鉄塔
	1	1		1	1	1		1		1	霧 島
計	3	3		1	1	1		1		1	
合 計	17	17	6	14	9	2	1	2	4	2	

(2) 海象観測機器

東北電力網所有

(平成24年12月現在)

測定器の名称	台 数	備 考
海水温度計	9	
波 高 計	1	

資料2-10-1 緊急時医療設備等の整備状況

(平成24年12月1日現在)

資 機 材 の 名 称	現有数量	備 考
汚 染 検 査 ・ 除 染 室	R C 平屋 50 ㎡	地域医療センター
シ ャ ワ ー 設 備	一式 30 ㎡	東部保健福祉事務所
移 動 式 除 染 洗 面 台	2 台	〃
台 車	1 台	〃
防 護 服 (アノラック型)	180 着	〃
不 織 布 型 防 護 服	180 着	〃
綿 手 袋	207 双	〃
ゴ ム 手 袋	180 双	〃
綿 靴 下	180 足	〃
靴 カ バ ー	180 足	〃
化 学 防 護 長 靴	30 足	〃
防 護 マ ス ク (全 面)	50 個	〃
ヘルメット	40 個	〃
感 染 症 防 護 対 策 キ ャ ッ ト	40 セット	〃
発 電 機	3 台	〃
投 光 器	3 台	〃
緊 急 時 医 療 活 動 用 車 両	1 台	〃
防 染 用 ベ ッ ド	2 台	東部保健福祉事務所、地域医療センター
ホ ール ボ デ ィ カ ウ ン タ	2 台	地域医療センター、仙台医療センター
ハ ンド フ ッ ト グ ロ ー ズ モ ニ タ	1 台	地域医療センター
N a I シ ン テ レ シ ョ ン サ ー バ イ メ ー タ	12 台	東部保健福祉事務所、関係市町等
G M 管 式 サ ー バ イ メ ー タ	16 台	〃
ポ ケ ッ ト 線 量 計 (γ 線 用)	159 本	〃
電 離 箱 式 サ ー バ イ メ ー タ	2 台	東部保健福祉事務所、地域医療センター
診 療 用 ベ ッ ド	1 台	地域医療センター
空 調 機	1 台	〃
ミ ニ 回 診 車	1 台	〃
放 射 性 塵 埃 除 去 装 置	1 台	〃
室 内 用 固 体 廃 棄 物 容 器	1 台	〃

資 機 材 の 名 称	現 有 数 量	備 考
生物学的試料用放射能濃度測定器	1台	地域医療センター
ヨウ素剤（丸剤）	15万丸	東部保健福祉事務所、関係市町医療機関等
ヨウ素剤（散剤）	5式	〃
調剤用電子天秤	5台	〃
エアーフロア	12式	消防機関
エアープロア	4式	〃
トリアージセット	1式	〃
折りたたみ寝台	10台	〃
汚染傷病者搬送用シート	4式	〃
除染シャワー（移動式）	2台	消防機関、仙台医療センター
管理区域設定用バリアスタンド	1式	仙台医療センター
災害時用シャワー・脱衣テント	1張	東北大学病院
傷口モニタ	1台	〃
簡易核種分析装置	1台	〃
クリーンストレッチャー	1台	〃
メディカルベッド	1台	〃

資料3-2-1 1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量
検出の連絡（原子炉施設）

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、現在修正が行われており、修正が完了次第、修正版を掲載することとする。

原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長 殿 （原子力防災管理者） 通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ (_____)	
モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたので連絡します。	
原子力事業所の場所及び名称	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番地 東北電力株式会社 女川原子力発電所
事象の発生箇所	女川原子力発電所__号機
事象の発生時刻	平成__年__月__日__時__分（24時間表示）
発生した事象の概要	事象の種類 モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量の検出
	想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCS系 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（_____cps → _____cps） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値: _____nGy/h → _____nGy/h, No. __） その他（当面とった措置等） _____ _____ _____ _____
その他事象の把握に参考となる情報	気象状況（確認時刻 時 分）：天候（_____） 風向（_____）、風速（_____）m/s、大気安定度（_____） _____ _____

資料3-2-2 特定事象発生通報（原子炉施設）

平成 年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，県知事，市町村長 殿 (原子力防災管理者)	
第10条 通報	通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ ()
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の場所及び名称	東北電力株式会社 _____原子力発電所
特定事象の発生箇所	_____原子力発電所_____号機
特定事象の発生時刻	平成_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・原子炉冷却材喪失・原子炉給水喪失・原子炉除熱機能喪失・全交流電源喪失・直流電源喪失・停止時原子炉水位異常低下・燃料プール水位異常低下・中央制御室使用不能・原子炉外臨界
	想定される原因 故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他 (_____)
検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，停止，停止失敗） ECCS系 作動無し，作動有り（自動，手動），作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し，変化有り (_____cps → _____cps) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り (最大値: _____nGy/h → _____nGy/h, No. _____) その他 _____
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。

異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）

※各項目について，情報が得られたものから記入し，迅速に連絡することとする。

平成_____年_____月_____日 (第_____報)	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，県知事，市町村長 殿 (原子力防災管理者)	
通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ ()	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称および場所	名称：東北電力（株）_____原子力発電所（事業区分：電気事業） 場所：_____
特定事象の発生箇所	_____原子力発電所_____号機
特定事象の発生時刻	平成_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当 (<input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しらない)
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況または主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況および汚染拡大の有無 (確認時刻_____時_____分) 被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 _____名 要救助者 _____名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	気象情報 (確認時刻_____時_____分) ・天候 : _____ ・風向 : 方位 _____ ・風速 : _____ m/s ・大気安定度 : _____
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	応急措置

【別紙1：原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
事故発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	平成____年____月____日____時____分
炉心平均燃焼度	_____ MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	(上欄で放出「有り」の場合は以下を記入)
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ (地上高 _____ m) <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力および圧力の変化	_____ (kg/cm ² g・Pa [gage]) 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ)	_____ °C
原子炉水位	_____ cm (原子炉底部より)
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無 (無負荷運転中)
余熱除去系の機能維持	正常・異常
EOCSの作動・高圧系	作動・未作動装甲車
EOCSの作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	_____ (kg/cm ² g・Pa [gage])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質および放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻 (日 時 分)			
	__日__時__分	__日__時__分	__日__時__分	__日__時__分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv	方位_____ ____km ____mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
排気筒モニタ	排気筒名 : _____ 号機排気筒 : _____ cps

固定式モニタリング設備地点									
γ線空間線量率	設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4	MP-5	MP-6	MP-7	MP-8
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目	設備地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の
基準に達したときの報告様式（原子炉施設）

平成 年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、県知事、市町村長 殿 (原子力防災管理者)	
第15条 報告	通報者名 _____ 連絡先 TEL _____ () _____
原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。	
原子力事業所の場所及び名称	東北電力株式会社 _____原子力発電所
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	_____原子力発電所_____号機
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成_____年_____月_____日_____時_____分 (24時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 ECCS作動失敗 圧力抑制機能喪失 直流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 原子炉外臨界 放射線物質通常経路放出 原子炉停止機能喪失 格納容器圧力上昇 原子炉冷却機能喪失 炉心溶融 中央制御室等使用不能
想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	※別紙参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____ _____ _____

※別紙は、【異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）】に定める別紙1、2に同じ。

原子力規制委員会にて政省令等の改正について検討されている

資料3-2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく
通報（特定事象発生通報）の基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射 線量上昇	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落着きの時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において主務省令で定めるところにより測定した中性子線の放射線量と合計することにより行うものとする。</p> <p>規則第5条（主務省令で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、第12条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>
(2) 放射性物質通 常経路放出	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：$5 \mu\text{Sv/h}$ (1)参照 主務省令で定める基準、主務省令で定めるところ：規則第6条 添付参照</p>

略 称	法 令						
(3) 火災爆発等による放射 性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として主務省令で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 イ $50 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり$5 \mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質</p> <p>規則第7条第1項（主務省令で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(抜粋)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"> <p>規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者に対しては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所 (2)参照</p> <p>規則第7条第3項（主務省令で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>規則第7条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第3号の放射線量の水準又は第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>規則第7条第2項（主務省令で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの主務省令で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質である場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	(抜粋)		原子炉設置者			<p>規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者に対しては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域</p>
(抜粋)							
原子炉設置者							
	<p>規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者に対しては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域</p>						

略 称	法 令
(4) 事業所外運搬 放射線量異常	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が 主務省令で定めるところにより検出されたこと。 規則第8条第1項（主務省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事 象の発生の際に検出することとする。 規則第8条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であ って、その状況にかんがみ、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出 される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出された ものとみなす。
(5) スクラム失敗	規則第9条第1号イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止 することができないとき。
(6) 原子炉冷却材 喪失	規則第9条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発 生すること。
(7) 原子炉給水喪 失	規則第9条第1号イ(3) 原子炉（略）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用 炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機 能喪失	規則第9条第1号イ(5) 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能（略）が喪失し た場合において、当該原子炉から除留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪 失	規則第9条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上 継続すること。
(10) 直流電源喪失	規則第9条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給す る電源が一となる状態が5分以上継続すること。
(11) 停止時原子炉 水位異常低下	規則第9条第1号イ(8) 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子 炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（略）まで低下すること。
(12) 燃料プール水 位異常低下	規則第9条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。

略 称	法 令
(13) 中央制御室使 用不能	規則第9条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又 は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外臨界	規則第9条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状 による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の 発生の蓋然性が高い状態にあること。
(15) 事業所外運搬 事故	規則第9条第3号 事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係 る細目等を定める告示第2条並びに第4条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載と しないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等 の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であ って専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1項並びに航空 機による放射性物質等の輸送基準を定める件第4条並びに第6条第1項第1号（液体又は気 体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規 定する核燃料物質等の運搬を除く。）の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する 事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えい すること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準（1）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た数	ハの値を10分以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	イの値を10分以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分以上継続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準（2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た数	ハの値を10分以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第4号の通商産業大臣が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第7号の通商産業大臣が定める濃度限度に係るもの（略）に係るものをいう。

別表（原子力災害対策特別措置法施行規則第6条関係）

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [μt/S]

放射性物質放出される地点の緯度(注) (°)	非気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																		
	20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000以上	
1以上 10未満	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10
10以上 20未満	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10
20以上 30未満	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10
30以上 40未満	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10
40以上 50未満	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10	1×10
50以上 60未満	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹
60以上 70未満	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹
70以上 80未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
80以上 90未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
90以上 100未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
100以上 200未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
200以上 300未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
300以上 400未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
400以上 500未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
500以上 600未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
600以上 700未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
700以上 800未満	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹	1×10 ¹
800以上 900未満	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹
900以上 1000以上	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹	5×10 ¹

(注) 高さ、吹き上げ高さ、濃度、地形の影響等を考慮した見かけの放出高さを用いることができる。

原子力規制委員会にて政令等の改正について検討されている

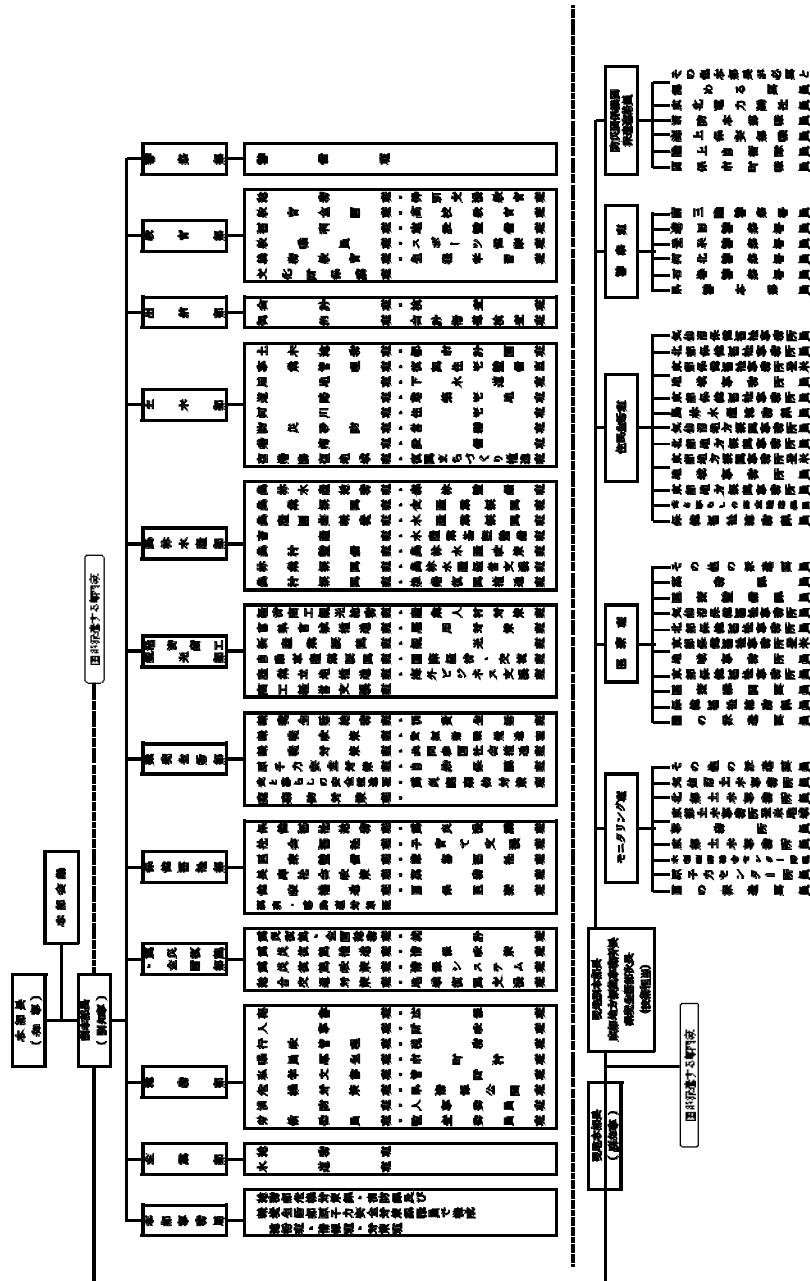
資料3-2-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発出の基準

略称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5 μSv/h 以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量を合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500 μSv/h 二 （以下、略）</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第19条（主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ） 令第6条第4項第1号の主務省令で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第6条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>

略 称	法 令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 $5 \mu\text{Sv/h}$ 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に指定する場所に着手、当該場所における放射能水準が $500 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして主務省令で定める基準以上の放射性物質が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>規則第20条(主務省令で定める基準及び主務省令で定めるところ) 令第6条第4項第2号の主務省令で定める基準は、第7条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
(4) 事業所外運搬放射線量異常	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 $10 \mu\text{Sv/h}$</p>
(5) 原子炉外臨界	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>
(6) 原子炉停止機能喪失	<p>規則第21条第1号イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。</p>
(7) ECCS作動失敗	<p>規則第21条第1号ロ 原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏れが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合(略)において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p>

略 称	法 令
(8) 格納容器圧力上昇	<p>規則第21条第1号ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏れが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高圧力に達したとき</p>
(9) 圧力抑制機能喪失	<p>規則第21条第1号ニ 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉からの熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p>
(10) 原子炉冷却機能喪失	<p>規則第21条第1号ホ 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。</p>
(11) 直流電源喪失	<p>規則第21条第1号ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>
(12) 炉心溶融	<p>規則第21条第1号ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p>
(13) 停止時原子炉水位低下	<p>規則第21条第1号チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p>
(14) 中央制御室等使用不能	<p>規則第21条第1号ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>
(15) 事業所外運搬事故	<p>事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の3第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏れいすること又はとうがい漏れい蓋然性が高い状態にあること。</p>

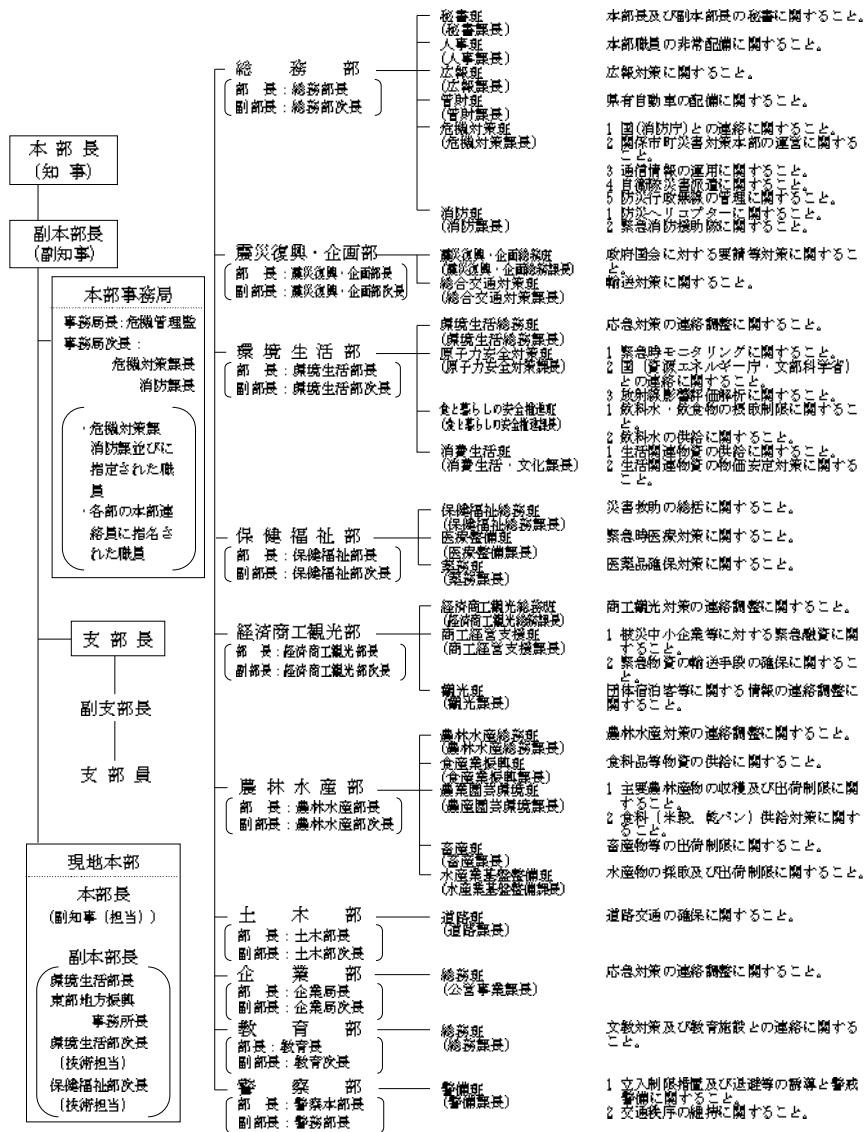
資料3-4-1 宮城県災害対策本部組織図



要綱改正に併せて見直しを実施予定

資料3-4-2 宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務

宮城県災害対策本部の各部組織及び分掌事務



災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充 当 職	職 務
局 長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。
次 長	危機対策課長 消防課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
職 員	危機対策課職員及び消防課職員並びに応援職員として指名された職員	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。
	各部の本部連絡員に指名された職員	事務局と所属部との連絡調整事務を処理する。

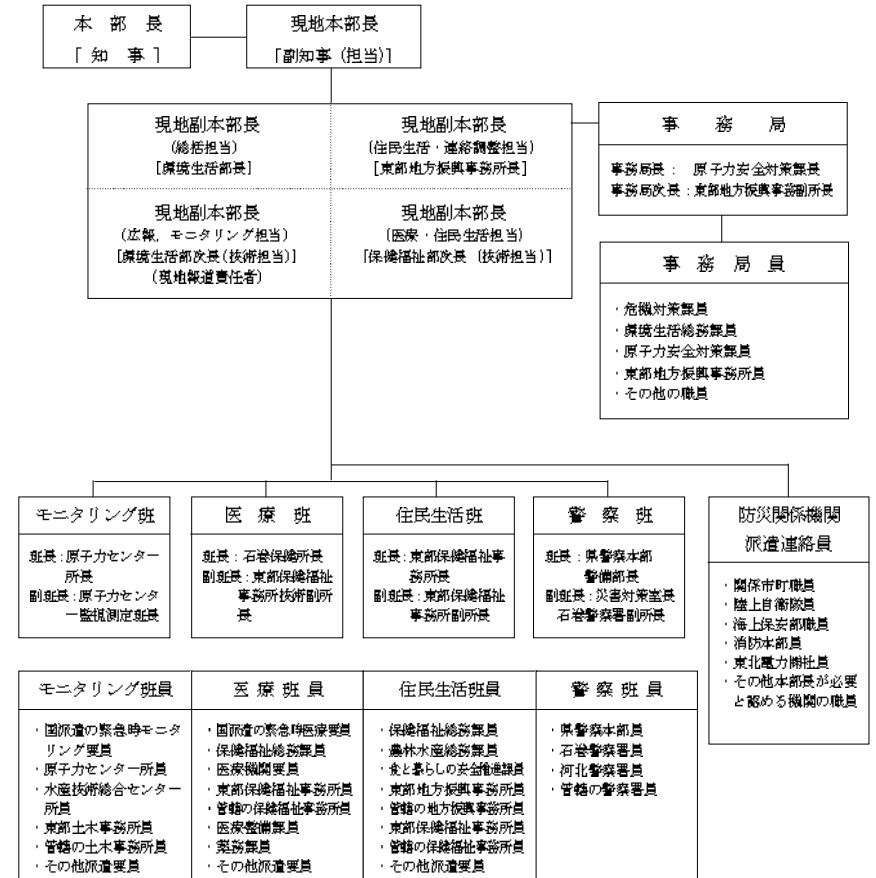
災害対策本部事務局の各係の分掌事務及び事務分担

班名	分 掌 事 務	所属課(室)
総括班 総括 グループ	1 局務の総合調整に関すること。 2 被害状況の集計・報告に関すること。 3 各部への連絡に関すること。 4 災害対策本部会議の運営に関すること。 5 災害派遣の要請に関すること。 6 その他災害対策に関すること。	危機対策課 原子力安全対策課
情報班 収集 グループ	1 気象予報警報及び気象情報等の受理伝達に関すること。 2 支部に関する情報の連絡、指示の伝達及び支部からの情報受理に関すること。 3 市町村・防災機関等に対する連絡及び市町村、防災機関等からの情報の収集に関すること。 4 その他情報の取りまとめに関すること。	危機対策課 原子力安全対策課
記録 グループ	情報の整理・記録に関すること。	
庶務 グループ	1 事務局の庶務に関すること。 2 視察、調査・陳情等の整理に関すること。	
対策班 対策・調整 グループ	1 災害応急対策の調整に関すること。 2 自衛隊派遣の調整に関すること。 3 緊急消防援助隊に関すること。 4 市町村間の相互応援の調整に関すること。 5 その他災害の調整に関すること	危機対策課 消防課
通信 グループ	防災無線の管理統制に関すること。	

(1) 現地本部（オフサイトセンター）

- ・現地本部長は、オフサイトセンターに現地本部を設置し、現地本部事務局及び現地本部各班に分掌事務の遂行を指示する。
- ・現地本部事務局長（原子力安全対策課長）は、現地本部長（副知事：担当）の指示を受けて現地本部会議を開催する。現地本部会議は、原則としてオフサイトセンター1階において開催し、現地本部長が主宰する。
- ・現地本部事務局長（原子力安全対策課長）は、災害対策本部への速やかな報告等に配慮する。
- ・現地本部長（副知事：担当）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るため、現地本部事務局において被ばく管理を行う。

現地本部の組織



現地本部事務局、各班の分掌事務及び事務分担等

名称(人員)	分 掌 事 務	所属課(室)所
現地本部事務局 事務局長 事務局次長 危機対策課 2名 環境生活総務課 1名 原子力安全対策課 4名 東部地方振興事務所 2名 計 11名	1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。 4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。 5 広報対策に関すること。 6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。 7 災害情報の収集及び伝達に関すること。 8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。 9 現地本部の庶務に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	危機対策課 原子力安全対策課 環境生活総務課 東部地方振興事務所 管財課 その他の職員
モニタリング班	1 (緊急時) モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	「緊急時モニタリング実施要領」による。
医療班	1 緊急時医療措置に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	「原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル」による。
住民生活班 班長 副班長 6各課所 2名 計 14名	1 生活必需品物資の供給に関すること。 2 飲食物の摂取制限に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	保健福祉総務課 農林水産総務課 食と暮らしの安全推進課 東部地方振興事務所 東部保健福祉事務所 その他の職員
警察班	1 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること。 2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。 3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。 4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。 5 その他県警察本部長の特命事項に関すること。	「宮城県警察原子力災害警戒実施要領」による。

資料3-6-1 緊急時モニタリング実施要領

1. 目的

この要領は、宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める緊急時環境放射線モニタリング(以下「モニタリング」という。)について、組織、業務内容等に関する必要な事項を定め、モニタリングを円滑に実施することを目的とする。

2. 配備体制

災害対策本部(現地本部)を設置する前(警戒事象発生)の段階では、原子力センター所長の指揮下、原子力センターにおいてモニタリング班を設置し、モニタリングを実施する。

災害対策本部(現地本部)を設置した段階で、現地本部内のモニタリング班に移行する。

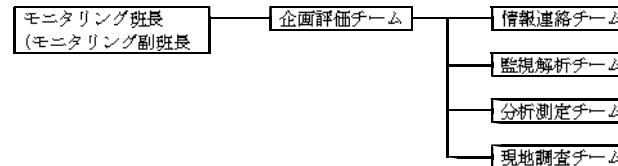
モニタリング班には、モニタリング班長(原子力センター所長)及びモニタリング副班長(監視測定班長)をおく。また、各チームに責任者をおく。

(1) 災害対策本部(現地本部)設置前段階

① 警戒配備;原子力センター職員



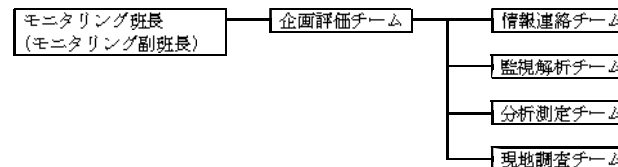
② 特別警戒配備;原子力センター職員,東北電力株式会社



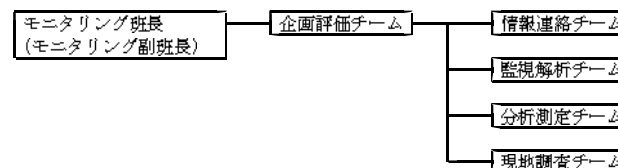
*: 企画評価チームは、各チームの中から班長が指名する。

(2) 災害対策本部(現地本部)設置段階

③ 災対第1配備;原子力センター職員,東北電力株式会社,関係市町職員,県派遣職員,国等派遣職員,他県等派遣職員



④ 災対第2配備;原子力センター職員,東北電力株式会社,関係市町職員,県派遣職員,国等派遣職員,他県等派遣職員



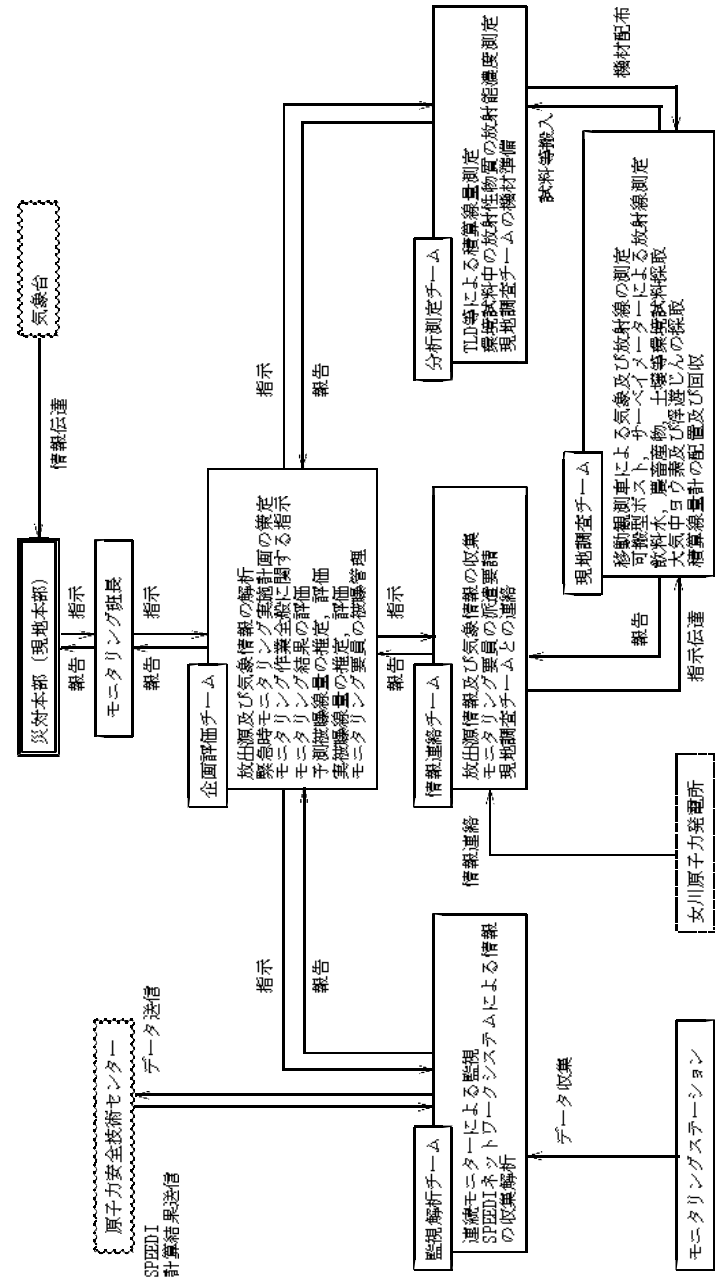
3. 業務内容

モニタリング班の業務は、次の表のとおりとする。

	業務内容	報告先
モニタリング班長	1. モニタリング班の編成及び、班業務の指揮総括	警戒本部又は、現地本部への報告
司上副班長	1. 班長の補佐及び、班長に事故あるときの職務代理	
企画評価チーム	1. 放出源及び気象情報の分析に関する事 2. 緊急時モニタリング実施計画の策定に関する事 3. モニタリング作業全般に関する指示に関する事 4. モニタリング結果の評価に関する事 5. 被ばく線量の推定・評価に関する事 6. モニタリング要員の被ばく管理に関する事	モニタリング班長への報告
情報連絡チーム	1. 放出源情報及び気象情報の収集に関する事 2. モニタリング要員の派遣要請に関する事 3. 現地調査チームとの連絡に関する事 (指示伝達及び情報収集)	企画評価チームへの報告*
監視解析チーム	1. 連続モニターによる監視に関する事 2. SPEEDIネットワークシステムによる情報の収集及び解析に関する事	企画評価チームへの報告*
分析測定チーム	1. 積算線量測定に関する事 2. 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定に関する事 3. 現地調査チームの機材準備に関する事	企画評価チームへの報告*
現地調査チーム	1. 移動観測車による気象及び放射線の測定に関する事 2. 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定に関する事 3. 飲料水、農畜産物、土壌等環境試料の採取に関する事 4. 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取に関する事 5. 積算線量計の配置及び回収に関する事	情報収集チームへの報告 分析測定チームへの試料等持込み

*警戒配備体制の時は、班長へ報告

図3-1 モニタリング班の業務フロー



4. 測定項目及び測定地点

緊急時の測定項目及び測定地点等は、6. モニタリングの段階的実施の表を参考にしながら気象状況等を考慮して決定する。

5. 測定方法

測定方法等は、次の表を参考にして立案、決定する。

表4-1 環境モニタリングにおける測定方法

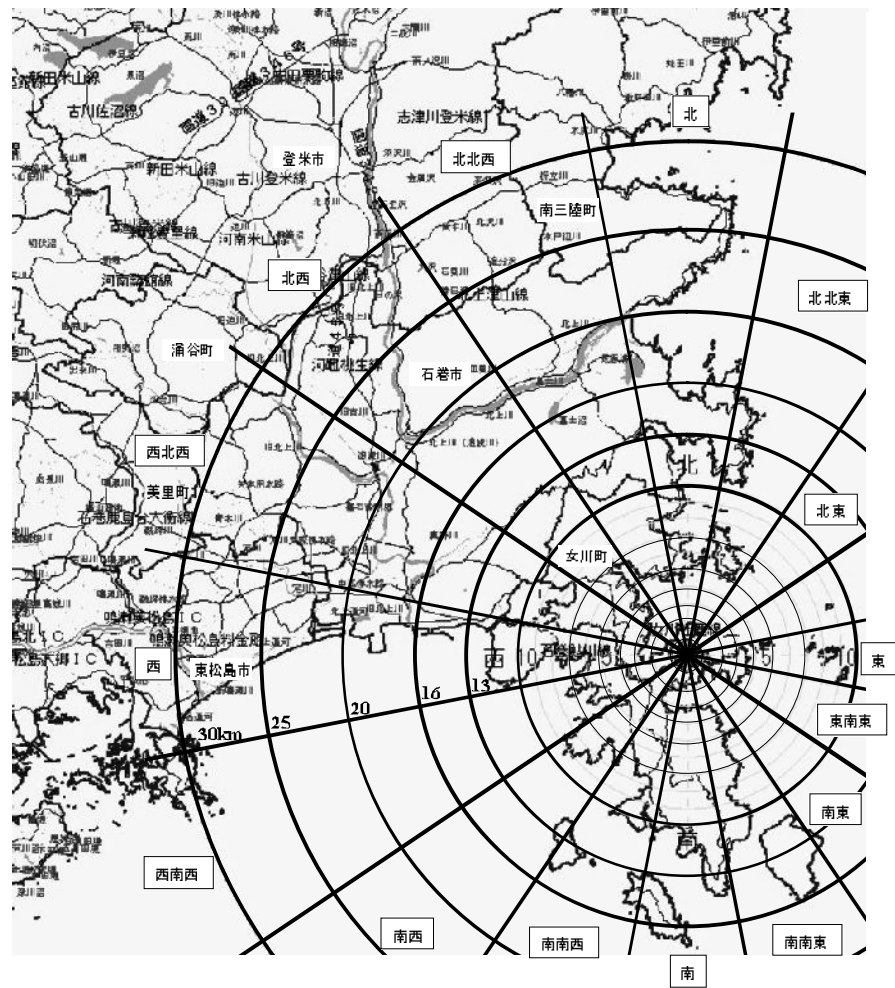
測定項目	測定機材等	測定・観測方法
空間放射線線量率	伝送可搬型モニタリングポスト 可搬型ガンマ線スペクトロメータ (NaI(Tl))	選定地点での連続測定
	電離箱式サーベイメーター等	選定地点での測定
	モニタリングカー NaI(Tl)シンチレーション検出器	走行サーベイ及び選定地点での測定
積算線量	蛍光ガラス線量計(RPLD)	指定地点での測定 運搬時鉛コンテナ使用
大気中放射性ヨウ素及びその他の放射性核種濃度	ダストサンプラー 可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge) Ge半導体検出器	現地での測定
環境試料中の放射性ヨウ素およびその他の放射性核種濃度	可搬型ガンマ線スペクトロメータ(Ge) Ge半導体検出器	
気象	露場、気象鉄塔 風向、風速等	テレメーターによる連続測定
	モニタリングカー 風向、風速等	選定地点での測定

6. モニタリングの段階的実施

モニタリングは、防災対策を効果的に実施するため、次の表を参考にして段階的に行うものとする。

モニタリング 実施段階	災害対策本部設置前		災害対策本部設置後	
	警戒配備段階	特別警戒配備段階	災対策第1段階	災対策第2段階
配備時期	警戒配備体制の時 (原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたとき)	特別警戒配備体制の時 (施設のパラメータ等が警戒事象(Alert)に相当するような緊急時活動レベルに至った場合等(原子力発電所のモニタリングポスト又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクログロシーベルト/時以上の放射線量率が検出された場合を含む))	災害対策本部設置の時 (1. 施設のパラメータ等が施設緊急事象(Alert)に相当するような緊急時活動レベルに至った場合(原注第10条相当) 2. 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国からの指示指図又は助言があったとき。 3. 原子力緊急事態宣言が発出されたとき。 4. その他特に知事が必要と認められたとき。)	災対策第1段階モニタリングに引き続き実施 (より広い地域につき、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価し、把握する必要があると認められた場合)
緊急事象分類レベル	ECL1 (Alert)	ECL1 (Alert)	ECL2, ECL3 (Site Area Emergency, General Emergency)	ECL2, ECL3 (Site Area Emergency, General Emergency)
配置区分	警戒配備	特別警戒配備	災対策第1配備	災対策第2配備
モニタリングの目的	放射性物質の放出の有無を確認するとともに、その可能性について状況を分析する。	放射性物質の異常な放出の有無を確認するとともに、緊急時モニタリング計画を策定するための基礎資料を得る。	適切な防護対策の決定に資するため、周辺環境における予測線量当量を迅速に推定する。	住民の被曝量を評価し、併せて環境中に放出された放射性物質の状況を把握する。
情報収集項目	1. 放出源情報	1. 放出源情報 2. 気象情報	1. 放出源情報 2. 気象情報 3. SPEDD情報	1. 放出源情報 2. 気象情報
平常時測定項目	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 気象
緊急時測定項目		1. 空間放射線線量率 2. 積算線量(積算線量計設置) 3. 大気中放射性ヨウ素濃度	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 大気中放射性ヨウ素濃度 4. 環境試料(飲料水、野菜、原乳及び雨水)中のヨウ素濃度	1. 空間放射線線量率 2. 積算線量 3. 大気中放射性核種濃度 4. 環境試料中放射性核種濃度 (土壌、農産物、陸水、陸生、海産物、陸生植物、魚介類、藻類、海水、海底土、埋蔵海産物、雨水)
測定地点または試料採取地点		1. 移動観測車による空間放射線線量率の連続測定；当該時期に予測される主たる風下約60度セクタ内の地点 2. 大気中放射性ヨウ素の各モニタリングステーションにおける採取 3. 積算線量 (イ) 平常時ポイント(既設モニタリングポイント) 28地点 (ロ) 緊急時ポイント 42地点	1. 移動観測車、伝送可搬型ポスト、可搬型ガンマ線スペクトロメータ(NaI(Tl))等による空間放射線線量率の測定並びに、大気中の放射性ヨウ素の捕集および環境試料の採取 (イ) 当該時期に予測される主たる風下約60度セクタ内の地点 (ロ) 空間放射線線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点近傍 (ハ) 放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とする風下約60度セクタ内の地点 (ニ) 風下方向の気象等 2. 積算線量 (イ) 平常時ポイント(既設モニタリングポイント) 28地点 (ロ) 緊急時ポイント 42地点	第1段階のモニタリングの結果を参考とし、必要と考えられる地点。必要に応じて空からのモニタリングや海でのモニタリングを実施する。
備 考		移動観測車 2台(県、電力) 無線機 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(県)	移動観測車 2台(県、電力) 無線機 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(県)	移動観測車 2台(県、電力) 無線機 2台(電力×2) 衛星携帯搭載車 1台(県)

資料3-7-1 防災対策区域図



資料3-7-2 緊急事態対策ゾーンの概念図



資料3-7-3 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

表-1 家屋の自然換気率

室 種 類	1時間換気回数 (注)
洋 室 (鉄筋コンクリート, 木造)	0.2~1
和 室 (ガラス戸) (紙障子)	0.3~2 1~3.5

(注) 室内外温度差4℃~5℃で静穏時における密閉差時の換気回数

表-2 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1~5μmの微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2%
トイレットペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゅになる	88.1
けぼの長い浴用タオル	2	85.1
けぼの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシート	1	72.9
ぬれたけぼの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

(注) 表2は一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わらうるものであることに留意すべきである。

表-3 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
屋 外	1.0
自 動 車 内	1.0
木 造 家 屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物 (扉及び窓から離れた場合)	0.2 以下

表-4 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上 1m (無限の広さ)	1.00
通常の土地の条件下で地面から 1m の高さ	0.70
平屋あるいは2階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階建てのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10 以下
各階が約 450m ² ~900 m ² の面積の3~4階建て建物 1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約 900 m ² 以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

※甲状腺被ばくに対する屋内退避等の有効性については、米国環境保護庁の研究によれば、気密性の高い建物で20分の1から70分の1に、通常の換気率の建物で、4分の1から10分の1に甲状腺線量が低減することが示されている。さらに、口や鼻をタオル等で保護することによって、表-2の低減効果が得られる。

資料 3-7-5 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

(1) 防災指導職員配備計画

1 地方機関	2 本 庁	3 試験研究機関
管轄の地方振興事務所総務部	農林水産総務課	農業園芸総合研究所
農業振興部	食産業振興課	古川農業試験場
林業振興部	農業振興課	畜産試験場
畜産振興部	農業園芸環境課	林業技術総合センター
水産漁業部	畜産課	水産技術総合センター
	林業振興課	
	水産業振興課	
	水産業基盤整備課	

(2) 獣医師数

(平成22年12月31日現在)

市 町 村 名	獣 医 師 総 数	農林・畜産			公衆衛生			そ の 他			民 間					備 考
		行 政 機 関	家 畜 保 健 衛 生 所	試 験 研 究 機 関	行 政 機 関	保 健 福 祉 事 務 所	試 験 研 究 機 関	動 物 園	教 育 機 関	市 町 村	農 協 等 団 体	会 社	開 業 (産 業 動 物)	開 業 (愛 玩 動 物)	そ の 他	
女川町	1												4	1		
石巻市	27		3			2					1	8	9	4		
登米市	36		1			8				1		19	4	3		
東松島市	3											2		1		
涌谷町	3											1	2			
美里町	7				1							4	1	1		
南三陸町	1											1				
計	78		4		1	10				1	1	35	16	10		

資料4-5-1 被災地住民登録様式

第 号	(ふりがな)	性 別 男 女			
	氏 名	生年月日 明 大 昭 平 年 月 日			
被災地住民登録票	職 業	年 齢 歳			
	本 籍				
	住 所				
	災害発生時の場 所	(地名番地) 屋内 (木造 コンクリート 石造) 屋外			
		災害現場からの距離 (km)			
災害発生直後の行動		0~10分	10分~20分	20分~30分	30分~1時間
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
		1時間~ 1時間30分	1時間30分 ~2時間	2時間~ 2時間30分	2時間30分 ~3時間
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
		時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
		時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分	時間 分~ 時間 分
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
被ばく程度		未 処 置		処 置 済	
	皮	フ			
	衣	服			
除染その他措置状況	測定器・測定方法及び測定者				
	衣 服 A B (携行 支給)				
	身 体 A B C D				
被ばく当時の急性症状	医療措置 A B C D E				

避難場所名		この登録票について 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。 2 住所や氏名が変わったときはすぐその旨を届出てください。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。
避難期間		
その他参考事項		
発行年月日	平成 年 月 日	
発行者	〇〇市町村長 氏名 印	
(除染その他措置状況欄記載上の注意) 衣服 A 更衣せず B 更衣済 身体 A 無処理 B 水による洗浄 C 洗剤による洗浄 D 特殊洗剤による洗浄 医療措置 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療 F 特殊		